

第6章 整備基本計画

第1節 全体計画及び地区区分計画

1 全体計画

(1) 整備方針

史跡小笠原氏城跡は、市街地と山地といった異なる環境にあり、指定範囲も広域であることから、段階的に整備を行い、史跡の本質的価値の保存活用を図ります。

本計画の対象期間である10年間では、史跡の本質的価値の保存のための整備に着手した後、中世の城館跡を体感できるよう、活用のための整備に着手します。

(2) 保存のための整備

文化財保護法において設置が義務付けられている標識及び境界標を設置します。

遺構は、破損状況調査や、三次元計測等の現状記録調査を実施し、修復や毀損防止措置を計画的に行います。現状で、大城の遊歩道部分の遺構や土塁に毀損が生じているため、修復を行います。また、崩落のおそれのある石積や斜面は定期的な観測を行うことで毀損の未然防止を図ります。

根等により遺構に影響を与えている樹木は、伐採後の遺構や植生への影響を検討し、伐採を行います。松枯れ等により枯損した樹木は、倒木による遺構の毀損、見学者への危険につながることから伐採します。

城郭が築かれた地形は、構造を理解するために必要であることから、保護層を設けるなどし、保護を図ります。また、山城は急傾斜地であり、落石や土砂崩落が懸念されることから、遺構の保護と周辺住民の安全のために、落石・崩落防止等の地形保全の在り方について検討します。

(3) 活用のための整備

ア 井川城跡

周辺の土地利用状況や生活空間に配慮しながら、公有地を中心に段階的な整備を実施します。中世の居館を顕在化させるため、埋没遺構の遺構表示の方法を検討し、発掘調査を行い土塁と堀で囲まれた空間を顕在化します。また、市街地に位置し、教育機関も近いことから、憩いの場や社会教育活動の場としての機能を併設します。

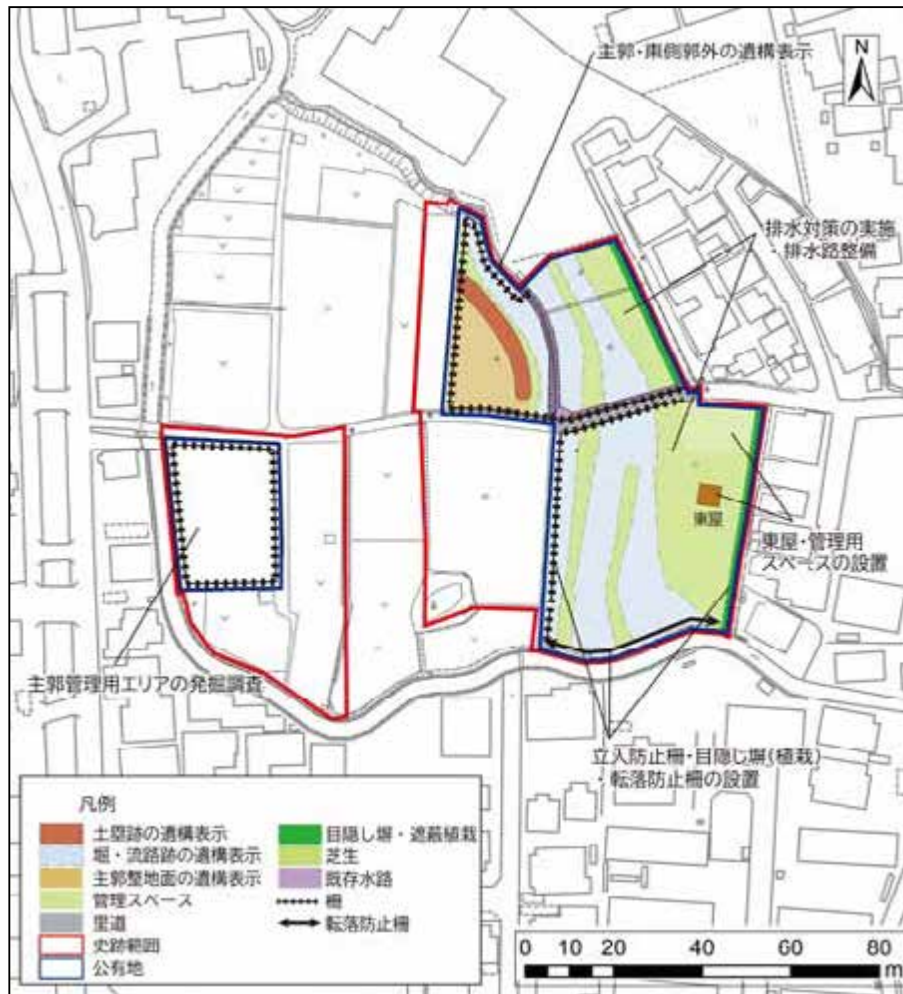
見学者が容易にアクセスしやすいよう、史跡までの誘導看板を設置するほか、史跡の本質的価値の理解を深めるためのサイン類や動線の整備を行います。また、史跡の保存活用を進めるため、駐車場やトイレ等の便益施設の設置、管理車両や緊急車両の動線について検討します。

イ 大城

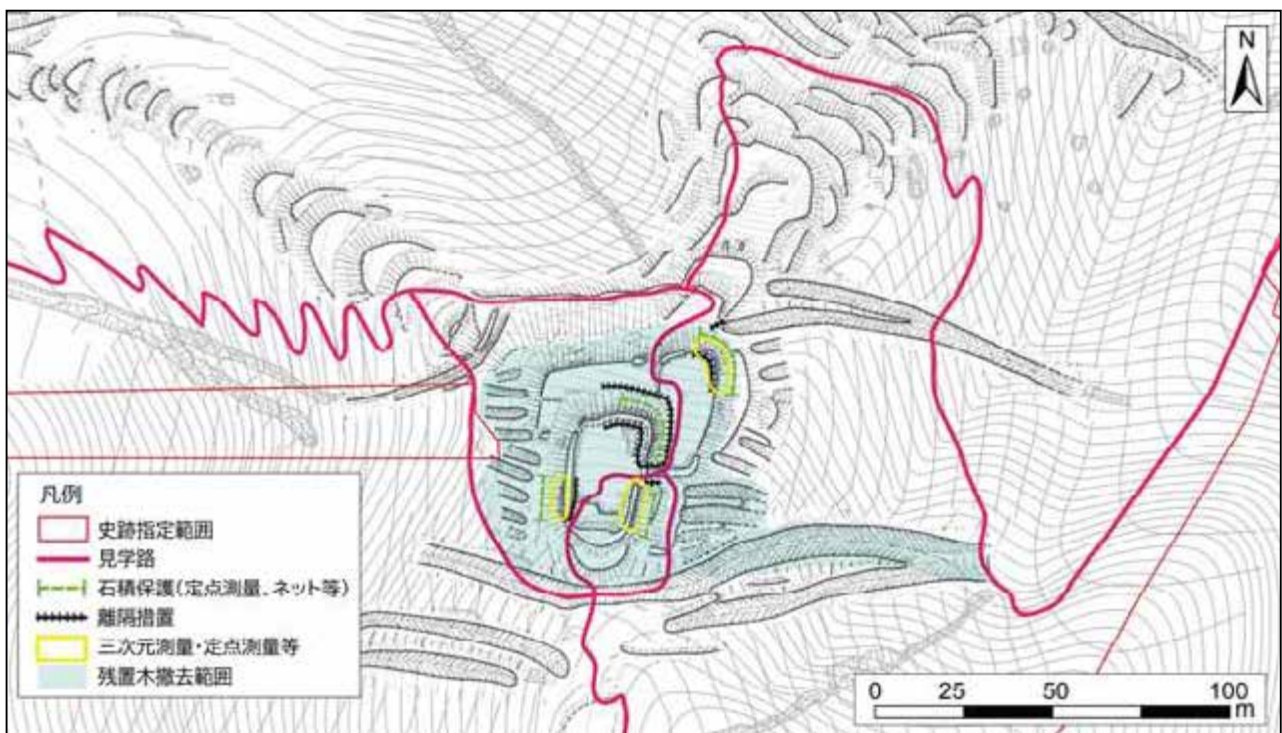
指定範囲が広いため、主要遺構が集中している範囲と遊歩道・見学路沿いを中心に段階的な整備を実施します。

大城の特徴である、主体部に近づくにつれて変化する曲輪と切岸の構造、石積、堀切からつながる豎堀を体感できるよう、遺構の観察スポットの設置やサイン類整備を行います。

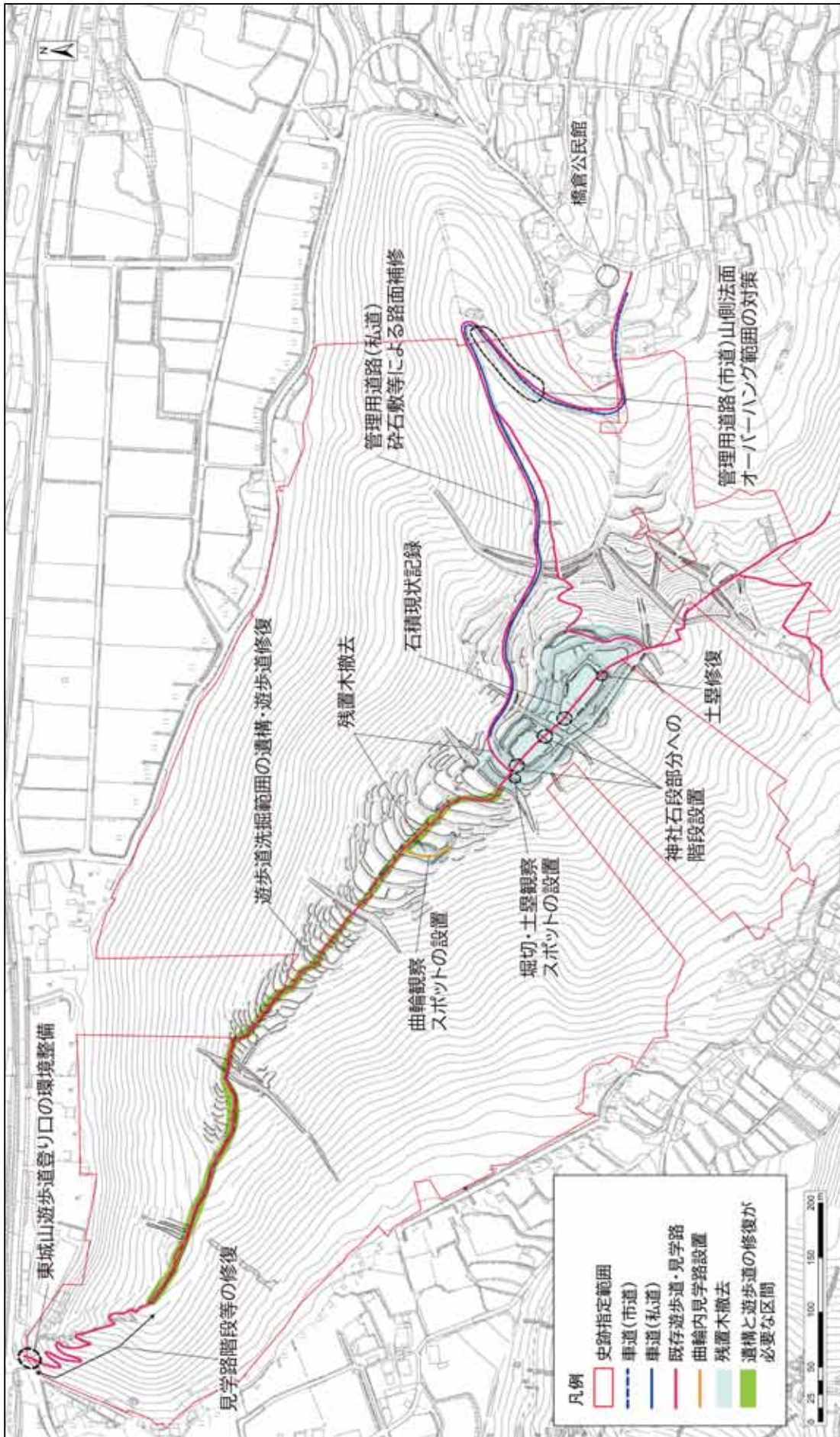
また、見学者が容易にアクセスしやすいよう、史跡までの誘導看板を設置するほ



【図79】井川城跡 整備箇所



【図80】小城 整備箇所



【図81】大城 整備箇所

か、史跡の本質的価値の理解を深めるためのサイン類や動線の整備を行います。改変された遺構は、史跡の本質的価値の理解に支障を与えることから、現状は遺構の本来の姿を示していないこと等を示す説明板を設置します。史跡の保存活用を進めるため、駐車場やトイレ等の便益施設の設置、既存車道の取扱いについて検討します。

ウ 小城

指定範囲が広いため、主要遺構が集中している範囲と見学路沿いを中心に段階的な整備を実施します。

見学者が容易にアクセスしやすいよう、史跡までの誘導看板を設置するほか、史跡の本質的価値の理解を深めるための説明板の設置、見学路の急傾斜地等の危険箇所への注意喚起サインの設置等のサイン類の整備を行います。

2 地区区分計画

保存活用計画で定めた地区区分を基に、井川城跡、大城、小城のそれぞれについて、本計画での地区区分を設定し、各地区の整備方針、短期計画及び中・長期計画の整備内容を整理します。地区区分に当たり、大城と小城の周辺エリアは林城周辺エリアとして一括して区分します。

(1) 地区区分の概要

ア 井川城跡

(ア) 主郭遺構表示エリア

保存活用計画でA-2区（主要遺構が残る公有地区域）とした区域の一部であり、発掘調査により、堀状遺構及び土塁に囲まれた居館の一部であることが明らかになっているエリアです。建物跡や出入口（虎口）と推定される遺構の一部も確認されています。

(イ) 主郭維持管理エリア

保存活用計画ではA-1区（主要遺構が残る私有地区域）とした区域の一部であり、指定地東側のうち、私有地の区域です。発掘調査により、土塁と堀に囲まれた居館の一部であることが確認されており、唯一の露出遺構である伝檜台跡も残存しています。現状は休耕地となっており、除草管理を行っています。エリア南側は水はけが悪く、降雨後に水没する範囲があります。

(ウ) 主郭耕作地エリア

保存活用計画ではA-1区（主要遺構が残る私有地区域）とした区域の一部であり、指定地西側のうち、私有地の区域です。発掘調査により土塁と堀に囲まれた居館跡の一部、建物跡が確認されています。現状は耕作地として利用されており、耕作者や農業用車両の通行は、東側郭外活用整備エリアの里道を利用しています。本計画で整備を行う主郭遺構表示エリア、東側郭外活用整備エリアに隣接しており、現状の土地利用に支障が及ばないように、配慮が必要なエリアです。

(エ) 主郭管理用エリア

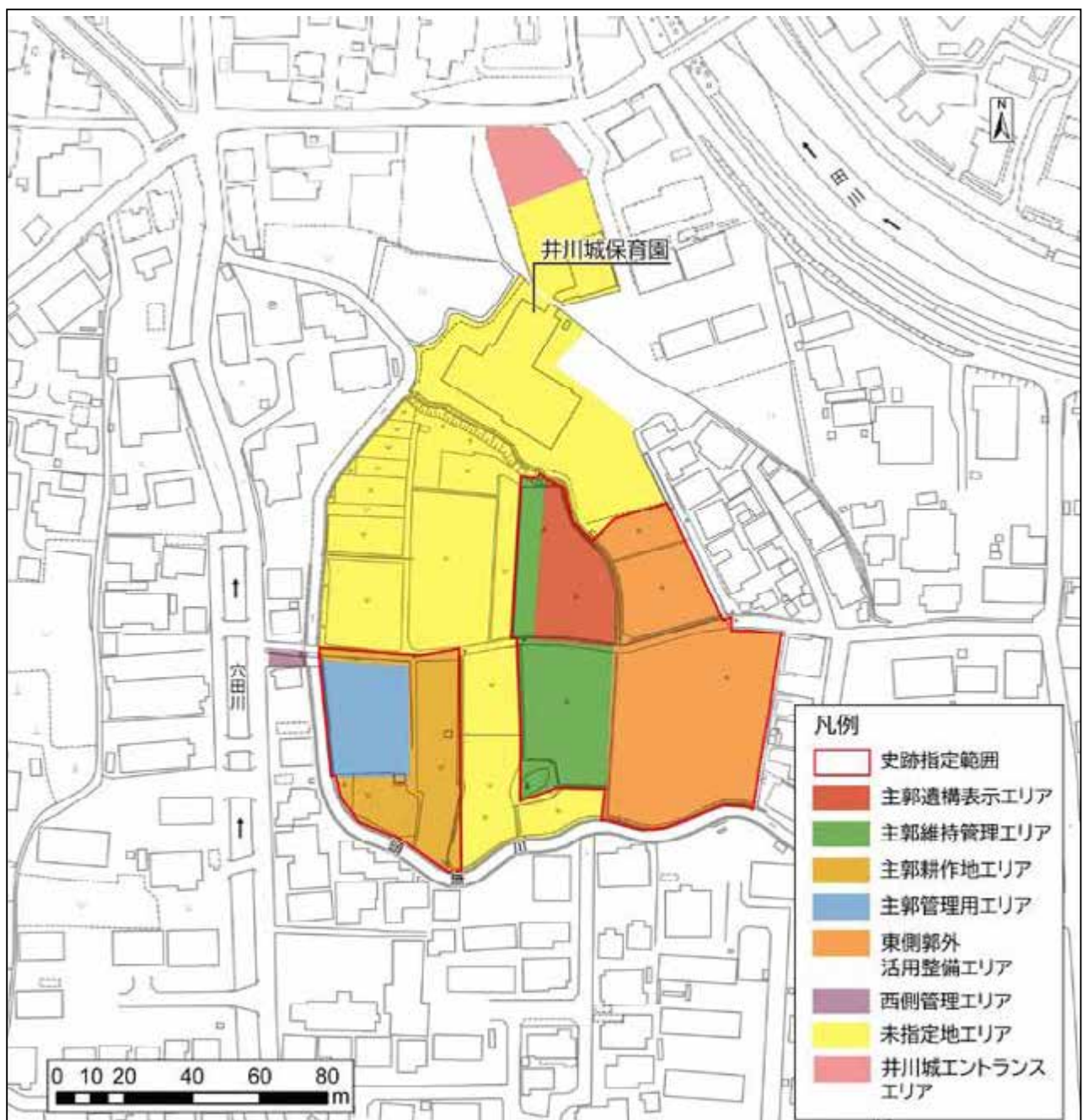
保存活用計画ではA-2区（主要遺構が残る公有地区域）とした区域の一部であり、指定地西側のうち、公有地の区域です。発掘調査は行われていませんが、

隣接地等の発掘調査成果から、堀跡、土塁が埋没遺構として残存していることが推定されています。現状は更地（公有化前は宅地）であり、除草管理を行っており、管理用車両の一時的な乗入れ等を行っています。

(オ) 東側郭外活用整備エリア

保存活用計画でA-2区（主要遺構が残る公有地区域）とした区域の一部で、指定地東側のうち公有地の範囲であり、史跡への東側からのエントランスとなる区域です。エリアの里道より南側の範囲は、発掘調査により、堀、流路遺構、中世の整地面等が確認されています。

現状は休耕地となっており、除草管理を行っています。水はけが悪く、おおむね6月から9月までは、降雨後に敷地が長期間水没することが多く、史跡の保存活用に支障が生じています。



【図 82】 井川城跡 地区区分図

(カ) 西側管理エリア

史跡指定範囲外ですが、西側の市道と指定地の接続のため公有化した区域です。アスファルト舗装され、鉄筋コンクリート造の橋で指定地と接続しています。

(キ) 未指定地エリア

保存活用計画で今後保護を検討する範囲とした区域であり、主郭内の私有地と郭外の井川城保育園用地の範囲です。史跡指定範囲に隣接し、発掘調査成果から居館跡及び郭外の遺構が確認されていたり、存在が推定されている区域であり、遺構の保存に配慮が必要です。

主郭内の範囲は、耕作地として利用されており、耕作者や農業用車両の通行は、東側郭外活用整備エリアの里道を利用しています。本計画で整備を行う主郭遺構表示エリア、東側郭外活用整備エリアに隣接していることから、史跡整備、活用にあたり、土地所有者等の土地利用に支障が及ばないよう配慮が必要な区域です。

(ク) 井川城エントランスエリア

井川城保育園の駐車場の範囲であり、井川城跡見学者の駐車場として想定している場所です。保育園利用者、地元住民等との協議を行い、了承を得た上で、保育園駐車場の一部を井川城見学者の駐車場として利用するものです。

イ 大城

(ア) 主体部遺構エリア

保存活用計画ではA-a区（主郭（曲輪1）を中心とした主要遺構が残る区域）とした区域であり、主郭を中心とした主体部の遺構群で構成されたエリアです。城郭の中枢部に当たり、曲輪、土塁、石積など史跡の本質的価値を構成する要素が集中しており、城郭構造を理解するのに適したエリアです。

(イ) 主体部南東側遺構エリア

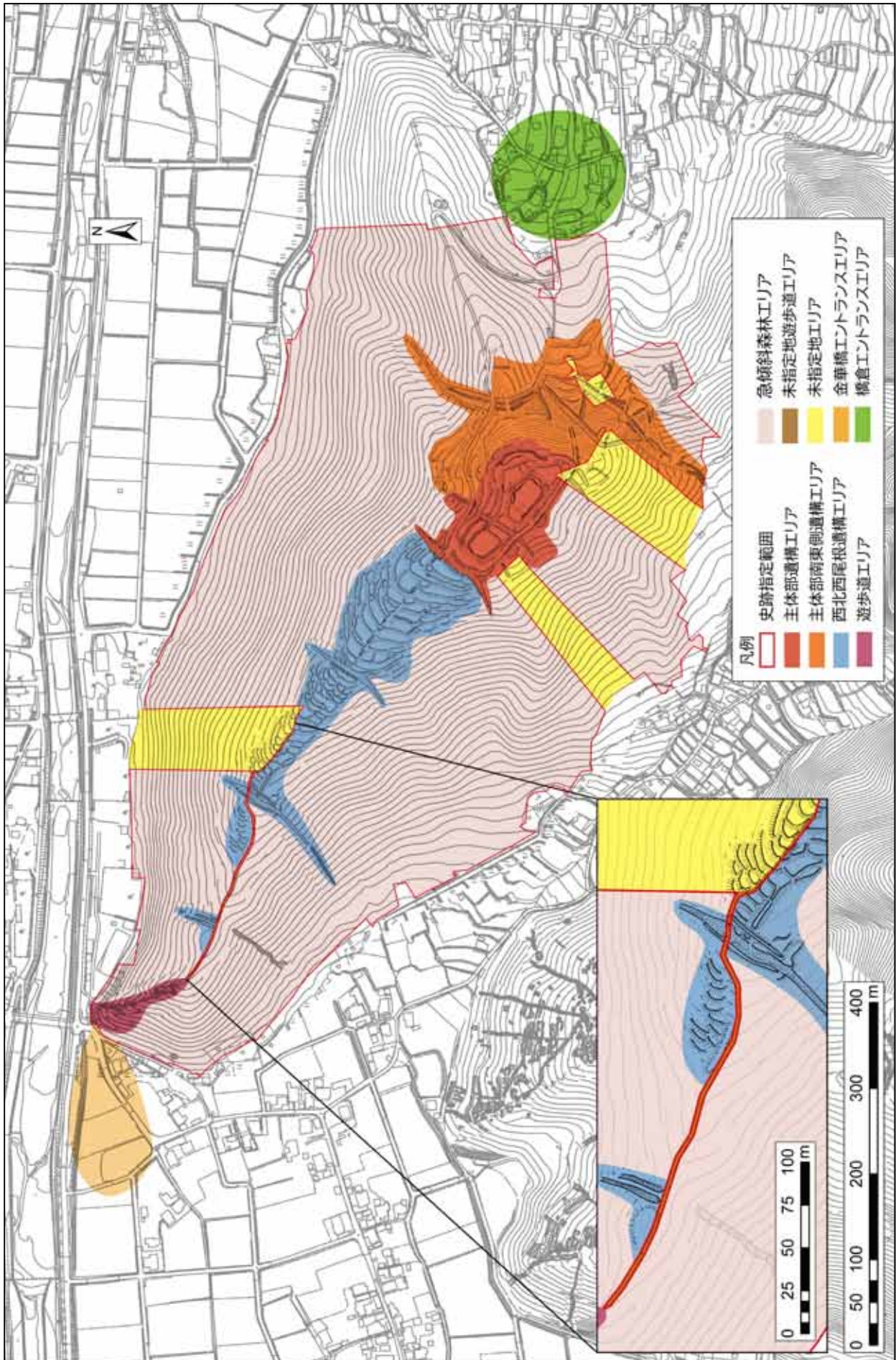
保存活用計画ではA-b区（主要遺構が残る区域）とした区域の一部であり、主体部南東側に位置する堀切・豎堀を中心に構成されたエリアです。水番所と伝わる曲輪や、井戸跡（化粧井戸）、規模の大きい三重堀切といった特徴的な遺構があります。橋倉ルートから井戸跡（化粧井戸）を經由して主郭に至る見学路が通過しています。

(ウ) 西北西尾根遺構エリア

保存活用計画ではA-b区（主要遺構が残る区域）とした区域の一部であり、大城の特徴である、尾根沿いに広がる曲輪群が見られるエリアです。東城山遊歩道がエリア内を通過しており、主体部に近づくにつれ変化する曲輪の形状、切岸の高さといった大城の特徴を、遊歩道沿いに見学することができます。

(エ) 遊歩道エリア

保存活用計画ではB区（急傾斜森林区域）とした区域の一部であり、東城山遊歩道の登り口から、遊歩道が尾根の先端に至るまでの急傾斜なエリアです。曲輪等の城郭遺構は確認されていません。後述のように、東城山遊歩道をメインの見学者動線とすることから、大城のメインエントランスとなるエリアであり、登り口周辺を来場者の史跡への導入口として整備する必要がある地域です。



【図 83】大城 地区区分図

(オ) 急傾斜森林エリア

保存活用計画ではB区(急傾斜森林区域)とした区域であり、城郭と一体をなす自然地形が残り、現状では遺構が確認されていない、急傾斜の森林となっているエリアです。大半が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域となっており、森林は保安林、地域森林計画対象民有林に指定されています。

(カ) 未指定地遊歩道エリア

保存活用計画では今後保護を検討する範囲とした区域の一部であり、東城山遊歩道が通過する未指定地区域です。

(キ) 未指定地エリア

保存活用計画では今後保護を検討する範囲とした区域の一部であり、未指定の私有地のエリアです。

(ク) 金華橋エントランスエリア

東城山遊歩道の登り口に隣接する指定地外の範囲です。登り口に隣接し、見学者駐車場の想定地として検討するエリアです。

(ケ) 橋倉エントランスエリア

橋倉ルートの登り口に隣接する指定地外の範囲で、橋倉公民館周辺の範囲です。登り口に隣接し、見学者駐車場の想定地として検討するエリアです。他の遊歩道及び見学路と比べ傾斜が緩やかで歩きやすい橋倉ルートのエントランスとし、徒歩で見学することが困難な見学者の車両のエントランスとしても位置付けます。

ウ 小城

(ア) 主郭・曲輪2周辺遺構エリア

保存活用計画ではA-a区(主郭(曲輪1)を中心とした主要遺構が残る区域)とした区域であり、主郭と曲輪2周辺の遺構群からなるエリアです。主郭とそれを取り巻く曲輪、鉢巻状の石積、畝状堅堀など、小城の特徴をよく示す遺構をはじめ、曲輪、土塁など主要な遺構が集中しています。山城の構造や小城の特徴を理解するのに適したエリアです。

(イ) 北尾根遺構エリア

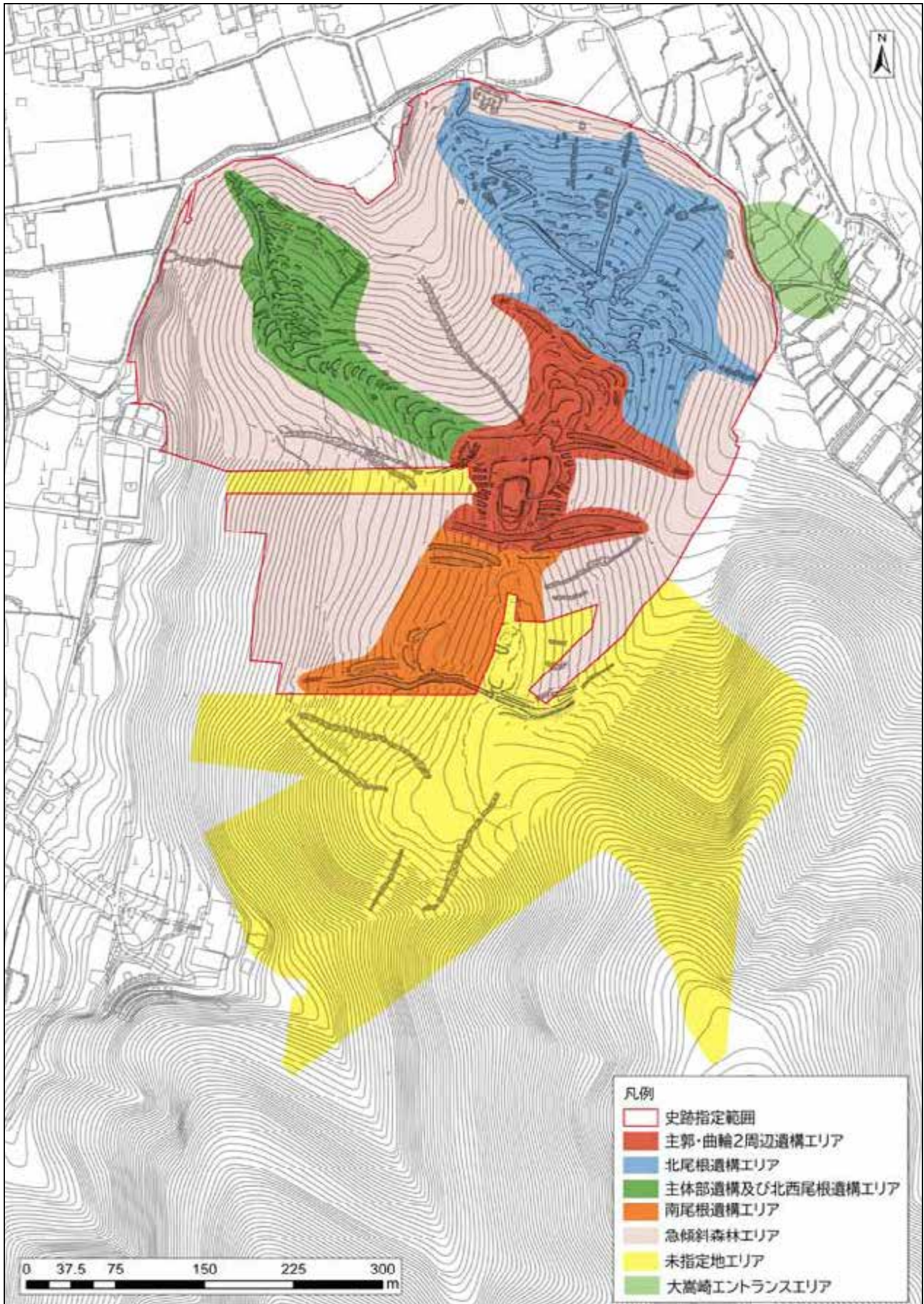
保存活用計画ではA-b区(主要遺構が残る区域)とした区域の一部であり、主体部北側の尾根沿いを中心として遺構が広がるエリアです。雛壇状の曲輪群、城内通路と考えられるスロープ状遺構など、重要な遺構があります。急傾斜地であり、危険を伴うことから見学路は設けられていません。見学路の大嵩崎ルートから、本エリア南側の曲輪群の一部を見通すことができます。

(ウ) 主体部遺構及び北西尾根遺構エリア

保存活用計画ではA-b区(主要遺構が残る区域)とした区域の一部であり、主体部の遺構(曲輪2北西の曲輪群)と、主体部北西の尾根沿いの曲輪群、城内通路と考えられる溝状の遺構及びスロープ状遺構からなるエリアです。急傾斜地であり、危険を伴うことから見学路は設けられていません。

(エ) 南尾根遺構エリア

保存活用計画ではA-b区(主要遺構が残る区域)とした区域の一部であり、主体部南側の、主郭に向かって下る緩い未整形の斜面に、堅堀や曲輪が見られるエリ



【図 84】小城 地区区分図

アです。

(オ) 急傾斜森林エリア

保存活用計画ではB区（急傾斜森林区域）とした区域であり、城郭と一体をなす自然地形が残り、現状では遺構が確認されていない、急傾斜の森林となっているエリアです。大半が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域となっており、森林は保安林、地域森林計画対象民有林に指定されています。

(カ) 未指定地エリア

保存活用計画では今後保護を検討する範囲とした区域であり、未指定の私有地のエリアです。

(キ) 大嵩崎エントランスエリア

大嵩崎ルートの登り口に隣接する指定地外の範囲です。登り口に隣接し、見学者駐車場の想定地として検討するエリアです。

エ 林城周辺地区

(ア) 関連施設エリア

松本市教育文化センター、県史跡針塚古墳のエリアであり、林城見学者の駐車場やトイレの場所として位置付け、自動車で林城を訪れる見学者のエントランスとなるエリアです。

(イ) 林山腰遺跡エリア

小笠原氏の居館跡と推定されている林山腰遺跡の範囲です。林山腰遺跡は、林城跡の本質的価値と密接に関係する遺跡であり、山城と麓の居館跡という構造を理解してもらう上で重要なエリアです。大城と小城の間に位置し、双方へのアクセスが容易であり、駐車場や両城への見学路を整備することで、林城跡全体のエントランスとなりうるエリアです。

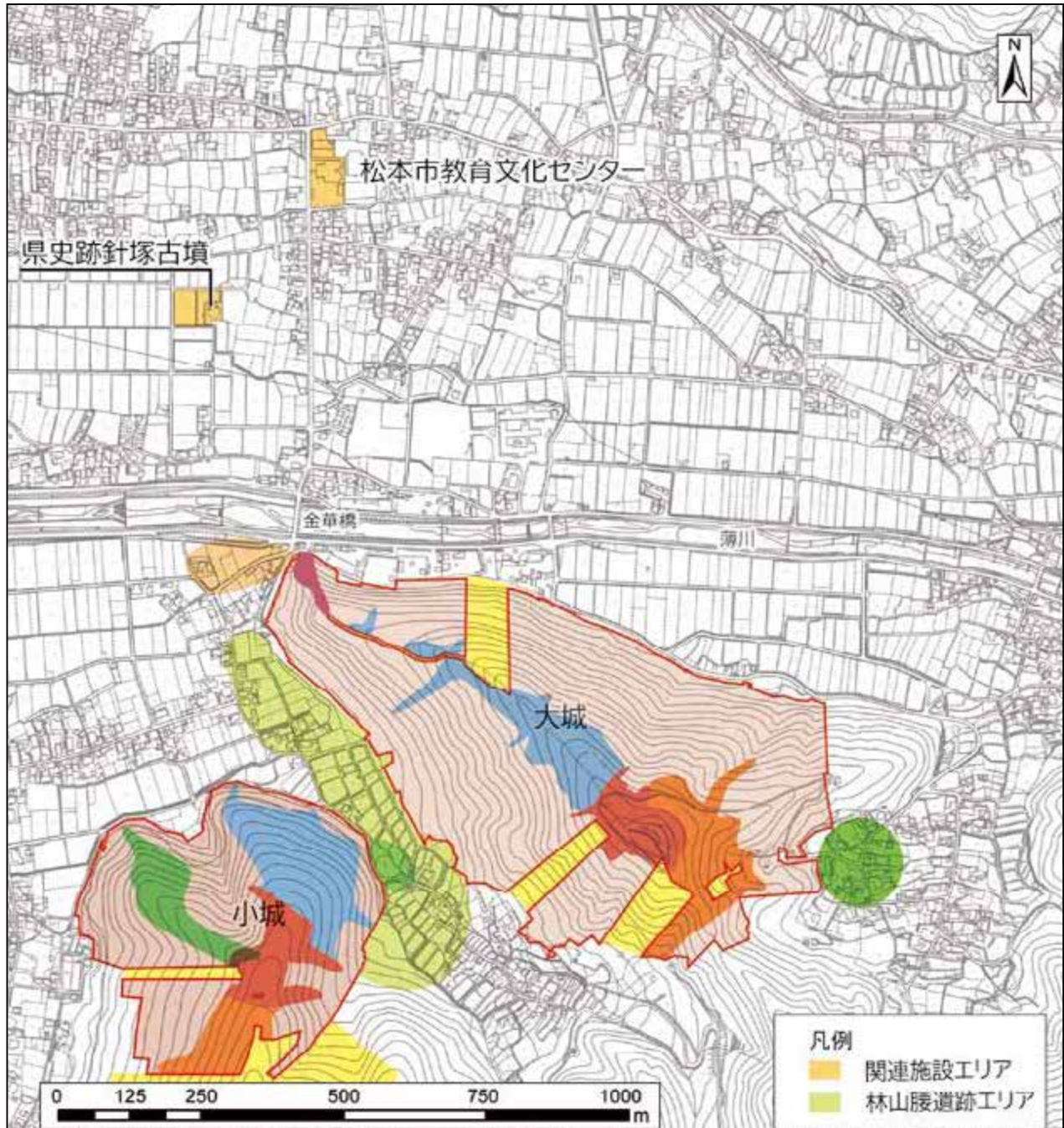
(2) 地区別整備方針

ア 井川城跡

遺構の大半が埋没し、遺構の保存が図られている一方、史跡の本質的価値を理解できない状態であるため、活用のための整備に取り組み、中世の居館跡を体感できる空間を目指し、整備を行います。

保育園が隣接し、近隣に小学校、中学校があることから、児童等が安心安全に史跡を活用でき、またイベントの場や市民の憩いの場としての活用が可能な整備を行うこととします。

史跡周辺は市街地であり、住宅地に隣接し、また整備範囲に隣接して未指定の耕作地があります。史跡整備により、見学者や市民等の来訪者の増加など、環境が変化することから、周辺住民の住環境や隣接耕作地の土地利用に悪影響が及ばないよう配慮した整備、活用を行います。



【図 85】 林城跡周辺地区区分図

地区区分	整備方針
主郭遺構表示エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居館跡の構造を現地で理解してもらうとともに、市民の憩いの場、学びの場、児童が安心して過ごせる場として優先的に整備を行います。 ・土塁、堀、土壇状盛土など居館内部を構成する遺構を、カラー舗装等を用いて視覚的に分かるように表示し、説明板を設置し理解を図ります。 ・整備に先だって発掘調査を実施し、遺構面深度、遺構の状況を確認します。 ・隣接する私有地（農地）との間に、柵などを設置し、見学者の立入を防止します。 <p>○短期</p> <p>【地形造成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主郭と東側郭外整地面との高低差を表現するための盛土及び切土による造成。 ・芝張り、植栽、排水対策等の環境整備の実施。 <p>【遺構表現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土塁、堀状遺構等の遺構表示。 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の遺構の説明、居館跡表示等のサイン類の設置。 <p>【管理施設・便益施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する私有地や指定範囲内私有地への見学者の立入防止のための柵・注意喚起サイン等の設置。 <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備に必要な地下遺構の状況確認のための面的な発掘調査の実施。 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備範囲の維持管理。 ・未整備エリアの整備に合わせた再整備の検討。
主郭維持管理エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面は現状を維持し、将来的に居館跡全体の整備が可能となった際に整備を行います。 ・エリアの西側・南側の未指定の私有地に見学者が誤って立ち入ることがないように、柵等の立入防止措置、注意喚起サイン等を設置します。 ・将来的な整備に向け、発掘調査を実施し、遺構の状況等を確認します。 ・東側郭外整備活用整備エリアから伝檜台跡への見学路整備を検討します。 <p>○短期</p> <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存看板の整理、遺構表示看板等のサイン類を設置。 <p>【管理施設・便益施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接私有地への見学者の立入防止措置の実施。 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有化が可能となり、条件が整ったところで史跡整備を実施。
主郭耕作地エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私有地であることから、土地所有者及び利用者の意向を尊重し、現状の土地利用を継続します。 ・史跡の保存活用のため、土地所有者の承諾が得られた場合は土地を公有化します。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者及び利用者の意向を尊重した土地利用の継続。 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有化が可能となり、条件が整ったところで史跡整備を実施。

地区区分	整備方針
主郭管理用 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面は現状を維持し、将来的に居館跡全体の整備が可能となった時点で整備を行うこととします。 ・現状で西側市道から管理用車両、緊急車両の一時的な乗入れが可能であり、当面は指定範囲西側の管理用スペースとして活用します。 ・私有地への見学者の立入防止、頭無川への転落防止のための柵、注意喚起サイン等の設置を行います。 <p>○短期</p> <p>【管理施設・便益施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学者の隣接地への立入り、頭無川への転落防止のための柵、サイン類等の設置 <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下遺構の状況確認のための面的な発掘調査の実施。 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居館跡全体の整備が可能となった段階で史跡整備を実施。 ・電柱及び支線の取扱い検討。
東側郭外活 用整備エリ ア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡へのメインエントランスとなるエリアであり、居館跡の構造を現地で理解してもらうとともに、市民の憩いの場、学びの場、児童が安心して過ごせる場として、主郭遺構表示エリアと一体的に整備を行います。 ・堀状遺構、流路状遺構、堀東側の整地面を、張芝とカラー舗装等で表示し、説明板を設置し理解を図ります。 ・張芝範囲に管理用スペースを設けます。 ・整備時に排水対策を行い、降雨後に地面が水没する現状を改善します。 ・整備に先立って発掘調査を実施し、遺構面深度、遺構の状況を確認します。 ・隣接する私有地（農地、宅地）との間に、柵、目隠し塀、植栽などを設置し、見学者の立入防止、目隠し等を行います。 ・里道は土地所有者等の農業用車両等を含む通行、地元住民の日常的な通行等の現状を維持します。 <p>○短期</p> <p>【地形造成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構表示及び排水対策のための地形造成の実施。 <p>【遺構表現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堀状遺構、流路状遺構、整地面等を張芝、カラー舗装等で表示。 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合案内板、個々の遺構の説明、居館跡表示等のサイン類の設置。 <p>【管理施設・便益施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡のメインエントランスとして、史跡標柱、史跡境界標、史跡の概要を示す説明板の設置。 ・隣接する私有地や指定範囲内私有地への見学者の立入防止、目隠しのための柵、植栽、注意喚起サイン等の設置。 ・頭無川への転落防止のための柵の設置。 ・東屋・ベンチ等の休憩施設の設置。 ・管理車両や緊急車両の一時的な乗入れが可能な管理用スペースの設置。 ・里道の現状の利用状況の維持。 <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構深度等の整備に必要な地下遺構の状況確認のための発掘調査の実施。 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ等の便益施設の検討。

地区区分	整備方針
西側管理 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西側市道からのアクセスの確保のため、現状を維持します。 ・史跡の説明板、東側入口への案内のサイン類等を設置します。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明板、サイン類の整備。 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居館跡全体の整備が可能となった段階で、史跡の西側エントランスとしての整備を検討。
未指定地 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私有地範囲の土地所有者による現状の土地利用に支障がないよう、史跡内の整備に当たり、未指定地エリアへの見学者の立入り等を防止するため、注意喚起サインや柵の設置等を行います。 ・土地所有者の承諾が得られた場合は、史跡指定、土地の公有化を行います。
井川城エン トランスエ リア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園利用者、地元住民等との協議を行い、了承を得た上で、保育園駐車場の一部を井川城見学者の駐車場として利用するものです。保育園児や保護者の安全確保等を踏まえた利用とし、説明板、誘導サイン等を設置します。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明板、サイン類の整備。

イ 大城

遺構の大半が露出遺構であることから、現状でも戦国時代の山城を体感できる状態です。また、学校の遠足や地域の社会教育活動の場としても活用されるなど、多くの人が訪れています。そのため、本質的価値の保存を第一に、保存のための整備に着手した後、主体部及び遊歩道・見学路を中心に活用のための整備を行います。

地区区分	整備方針
主体部遺構 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城郭の中枢部を構成する主要な露出遺構が集中し、城郭の構造を理解するのに好適なエリアであることから、保存及び活用のための整備を他のエリアより優先して実施します。 ・石積等の主要遺構の保存、修復のための整備を実施します。 ・城郭の中枢部分の遺構や城郭の構造を見学しながら理解してもらうため、説明板設置等の整備を実施します。 ・遺構保存、来場者の安全確保のため、松枯れ枯損木等の伐採を行います。 ・神社遺構等の後世の遺構、林道開削による改変箇所など、城郭遺構と混同されないよう、説明板を設置します。 ・遺構面の深度確認等のため、発掘調査を実施します。 ・曲輪3は、橋倉からの見学路・管理用道路からの入口となることから、管理用スペースを設けます。また、説明板や仮設トイレの設置、堀切・土塁観察スポットの設置など、主体部への入口としての整備を行います。 <p>○短期</p> <p>【遺構保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石積の破損状況・現状記録（三次元測量、石垣カルテ作成）、定点測量等による経過観察の実施。 ・土塁等主要遺構周辺の松枯れ枯損木等の伐採。【修景・植栽】

地区区分	整備方針
	<p>【修復】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土塁等遺構の毀損箇所の調査、修復。 ・曲輪内の盛土等保護措置の調査、検討、修復。 ・石積の毀損防止措置、修復方法の検討。 <p>【遺構表現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堀切・土塁観察スポットの設置 ・神社に関係すると思われる後世の石段部分への階段設置 <p>【修景・植栽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学路周辺の松枯れ枯損木等の伐採。 ・主要遺構に残置された伐採木の撤去。 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主郭周辺の城郭構造、石積・土塁・城内通路等の主要遺構の説明板、案内サイン、車両乗入れについての注意喚起サイン等の整備。 ・既存の東屋への説明パネル等の設置。 <p>【管理施設・便益施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・曲輪3への管理用スペースの設置。 ・仮設トイレの設置継続。 ・ベンチ等休憩施設の検討、更新、整備、東屋の見直し。 ・橋倉から主体部へ至る管理用道路私道部分の路面修繕の実施。 <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構深度、分布状況確認のための発掘調査の実施。 ・地耐力調査等整備に必要な調査の実施。 ・城内通路調査の実施。 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路調査の継続、遊歩道及び見学路の城内通路への付替えの検討。 ・史跡から周囲を望む眺望確保のための樹木の枝打ち等の実施。
主体部南東側遺構エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・井戸跡（化粧井戸）、三重堀切等の特徴的な遺構がありますが、主郭からの見学路が急傾斜です。このため、当面は注意喚起サイン、遺構の説明板の設置を行います。城内通路が推定されているため、中・長期計画で階段や案内サインを設置し、見学路整備を行います。 <p>○短期</p> <p>【修景・植栽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学路周辺等の松枯れ枯損木等の伐採。 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起サイン、遺構説明板の整備。 ・車道（私道部分）の路面修繕の実施。 <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路調査の実施。 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路調査を踏まえ、橋倉ルートから井戸跡（化粧井戸）を經由し主郭に至る見学路整備（城内通路付替えを含む。）、井戸跡（化粧井戸）から三重堀切（堀切・豎堀K）への眺望確保（樹木の枝打ち、下草刈り等）の実施。 ・大嵩崎側へ通じる見学路整備。

地区区分	整備方針
西北西尾根遺構エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存遊歩道の雨水による浸食等により遺構が毀損していることから、浸食箇所の遺構及び遊歩道の復旧を優先して行います。 ・東城山遊歩道沿いから、主体部に近づくとつれ変化する曲輪の形状、切岸の高さが体感できるよう、曲輪群や堀切等を見通せるよう、下草の除去等の維持管理を行い、遺構表示サインの整備を行います。 ・遊歩道は後世に造られたものであるため、当面は活用しつつ、城内通路が判明した箇所は中・長期計画において付替えを行います。 <p>○短期</p> <p>【遺構保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石積の破損状況・現状記録（三次元測量、石垣カルテ作成）、定点測量等による経過観察の実施。 <p>【修復】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水等により浸食された遺構の復旧、遊歩道の修復【地形造成】。 ・石積の毀損防止措置、修復方法の検討。 <p>【遺構表現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・曲輪観察スポットの整備。 <p>【修景・植栽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土塁等遺構周辺、見学路周辺の松枯れ枯損木等の伐採、主要遺構に残置された伐採木の撤去。 ・曲輪群や堀切を見通せるよう、下草刈り等の維持管理の実施。 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東屋の取扱い方針の検討 <p>【管理施設・便益施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内サイン、遺構説明板等の整備。 <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構深度、分布状況確認のための発掘調査の実施。 ・雨水による浸食箇所等の修復に必要な発掘調査、水文調査の実施。 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路調査の継続・城内通路整備、調査により城内通路と判明した箇所への見学路付替え。
遊歩道エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道は、大城の主要遺構がある西北西尾根遺構エリアを通過し、主体部へと続くことから、主要動線として位置付け、総合案内板や誘導サイン類、階段等の整備を行います。 ・登り口周辺への総合案内板、史跡標柱等の設置、環境整備を実施します。 <p>○短期</p> <p>【修景・植栽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道周辺の松枯れ枯損木等の伐採。 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイン類の整備。 <p>【管理・便益施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道整備（階段設置、修繕、危険箇所の封鎖措置の実施等）。

地区区分	整備方針
急傾斜森林エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未発見遺構の存在が想定されることに加え、土砂災害警戒区域、保安林が含まれていることから、現状を維持し、地形の保全に努めます。 <p>○短期</p> <p>【修景・植栽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道周辺の松枯れ枯損木等の伐採。 <p>【管理・便益施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋倉から主体部に至る管理用道路市道部分法面の崩落防止措置の実施。 ・管理用道路私道部分の路面修繕の実施。 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘導サイン、注意喚起サインの設置。 <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理用道路法面整備に先立つ発掘調査。 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形保全。 ・史跡から周囲を望む眺望確保のための樹木枝打ち等の実施。
未指定地 遊歩道エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水等により遊歩道が浸食され、遺構を毀損している箇所があるため、遺構及び園路の復旧、史跡の追加指定を行います。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構及び遊歩道修復のために、関係機関と協議し追加指定を行います。 ・体系的なサイン類の整備。 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路の調査の実施。
未指定地 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状を維持し、私有地範囲の土地所有者による現状の土地利用に支障がないように史跡内の整備を行います。
金華橋エント ランスエリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場設置に向け土地所有者と協議し、賃貸借を含め駐車場の確保を図ります。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場設置に向け土地所有者等と協議し、可能な場合は簡易な整備を実施。 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便益施設を含めた専用駐車場として整備を検討、実施
橋倉エントラ ンスエリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場設置に向け土地所有者と協議し、賃貸借を含め駐車場の確保を図ります。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場設置に向け土地所有者等と協議し、可能な場合は簡易な整備を実施。 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便益施設を含めた専用駐車場として整備を検討、実施

ウ 小城

遺構の大半が露出遺構であることから、現状でも戦国時代の山城を体感できる状態です。また、大城に比べ車道開削等後世の改変が少なく、本来の山城に近い姿を体感できます。そのため、小城は石積の保存を第一にした保存のための整備を行い、活用のための整備は最小限にとどめます。

地区区分	整備方針
主郭・曲輪2 周辺遺構エリ ア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城郭の中枢部を構成する主要な露出遺構が集中し、城郭の構造を理解するのに好適なエリアであることから、保存及び活用のための整備を他のエリアより優先して実施します。 <p>○短期</p> <p>【遺構保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石積の破損状況・現状記録（三次元測量、石垣カルテ作成）、定点測量等による経過観察の実施、石積周辺の離隔措置の実施。 ・石積等遺構周辺の松枯れによる枯損木等の伐採【修景・植栽】。 <p>【修復】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土塁等遺構の毀損箇所の調査、修復。 ・曲輪内の盛土等保護措置の調査、検討、修復。 ・石積の毀損防止措置、修復方法の検討。 <p>【修景・植栽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学路周辺の松枯れによる枯損木等の伐採。 ・主要遺構に残置された伐採木の撤去。 <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主郭周辺の城郭構造、石積・土塁・城内通路等の主要遺構の説明板、案内サイン等の設置。 <p>【調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構深度、分布状況確認のための発掘調査の実施。 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路調査の実施、見学路付替えの検討。 ・曲輪2から主郭への見学路整備。 ・見学路整備のために必要な調査の実施。 ・史跡から周囲を望む眺望確保のための樹木の枝打ち等の実施。
北尾根遺構 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地であり、見学に危険を伴うことから、見学路の設置は行わず、大嵩崎ルート沿いから、雛壇状の曲輪群など本エリアの一部を見通すことができる現状を維持します。 ・注意喚起サインや北尾根遺構エリア内の遺構等に関する説明サインを、主郭・曲輪2周辺遺構エリア内の適切な場所に設置します。 <p>○短期</p> <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起サイン、遺構説明サインの設置（主郭・曲輪2周辺遺構エリア内）。 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形保全 ・城内通路調査の実施、見学路整備の検討。
主体部遺構 及び北西尾根 遺構エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地であり、見学に危険を伴うことから、見学路は設置せず、現状を維持します。注意喚起サインや主体部遺構及び北西尾根遺構エリア内の遺構等に関する説明サインを、主郭・曲輪2周辺遺構エリア内の適切な場所に設置します。 <p>○短期</p> <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起サイン、遺構説明板の設置（主郭・曲輪2周辺遺構エリア内）。 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城内通路調査の実施、見学路整備の検討。

地区区分	整備方針
南尾根遺構 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不整形空間は性格が不明であり、豎堀、曲輪は急斜面に位置するため、積極的な誘導や整備は行わず、現状を維持します。 <p>○短期</p> <p>【案内解説施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構説明板の設置。 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形保全。
急傾斜森林エ リア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未発見遺構の存在が想定されることに加え、土砂災害警戒区域、保安林が含まれていることから、現状の地形を維持します。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の地形の維持。 <p>【修景・植栽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学路周辺の松枯れ枯損木等の伐採。 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡内から周囲を望む眺望確保のための樹木の枝打ち等の実施。 ・見学路整備の検討
大嵩崎エント ランスエリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場設置に向け土地所有者と協議し、賃貸借を含めて駐車場の確保を図ります。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場設置に向け土地所有者等と協議し、可能な場合は簡易な整備を実施。 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便益施設を含めた専用駐車場として整備を検討、実施。

エ 林城周辺エリア

地区区分	整備方針
関連施設 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学者の駐車場等の場所であることから、史跡の説明板や史跡への誘導サインを設置する大城・小城へ自動車で来訪する見学者のエントランスとして整備します。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡説明サイン、史跡までの誘導サイン等の設置。 ・林城や山辺谷の眺望を説明するサインの設置（県史跡針塚古墳）。 ・旧山辺学校校舎等への史跡ガイダンス機能設置。
林山腰遺跡 エリア	<p>○整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明サインの設置等、山城と山麓拠点という構造の理解を図る整備を行います。両城をつなぐ動線の整備、サイン類の設置を行います。 <p>○短期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林山腰遺跡の説明サイン、史跡までの誘導サイン等の設置。 <p>○中・長期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林山腰遺跡の発掘調査の実施

第2節 動線計画

1 史跡全体の動線計画

史跡へのアクセスは、第2章第3節で述べたとおり、公共交通機関の利用が難しく、自動車によるものとなるため、史跡を結ぶ動線は自動車を想定しています。見学車両は、松本インターチェンジ方面に続く国道158号線と接続し、松本駅前を通過する国道143号線から駐車場へ誘導します。

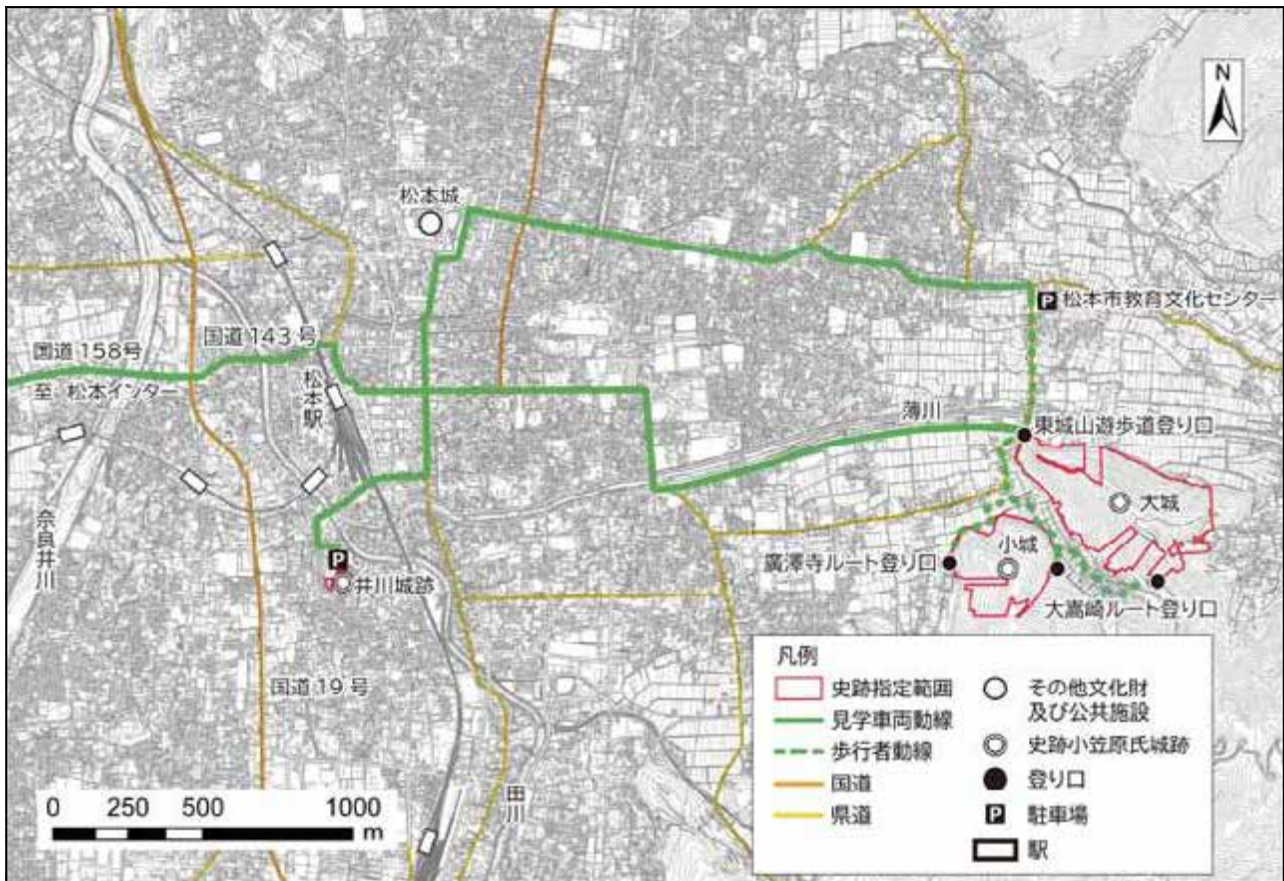
井川城跡については、現在利用できる駐車場がないため、本計画期間中に井川城保育園駐車場の利用に向けた検討を行います。林城跡については、当面の間、付近の公共施設である松本市教育文化センター及び県史跡針塚古墳へ誘導することとし、専用駐車場の整備については、関係者と協議をし、条件が整い次第行います。

広域動線は、中世から近世への支配構造の変化を体感できるように、松本城を含めた動線を設定します。また、松本駅や松本城、あがたの森公園等の観光拠点にシェアサイクルが設置されているため、自転車での動線を想定し、動線上の誘導看板等を整備します。

2 井川城跡

(1) エントランス

井川城跡への入口は東西の2か所がありますが、発掘調査により、居館跡の入口である出入口（虎口）が東側に確認されていることから、東側を主要なエントランスとします。指定地西側からアクセスした場合、東側指定地との間に未指定の私有地があ



【図 86】 広域動線計画図

ることから、指定地西側の入口は主に管理用の入口とし、見学者には東側の入口を案内することとします。

(2) 見学者動線

見学者動線は、東側入口からアクセスし、主郭遺構表示エリアや露出遺構である伝檜台跡への誘導を行います。指定地西側へのアクセスは、指定地の間に未指定地があるため、北側へ迂回するよう案内を行います。見学者が私有地に立ち入らないよう、注意喚起サインや柵等を設置します。

(3) 土地所有者・地元市民の日常動線、管理用動線

管理車両の動線は、歩行者動線と同様とします。また、土地所有者や地元市民の動線は、これまでと同様とします。

3 大城

(1) 見学者動線

主体部に至る動線は3つあり、金華橋側登り口からの東城山遊歩道、大嵩崎側登り口からの大嵩崎ルート、橋倉側登り口からの橋倉ルートとします。橋倉ルートは車両の通行が可能なルートですが、遺構保護の観点及び見学路沿いの遺構を見ながら史跡の理解を深めてもらう観点から、大城の見学動線は徒歩によることを原則とします。

3つのルートのうち、東城山遊歩道は、沿線に小笠原氏系の山城の特徴である無数の曲輪群や堀切から連続する豎堀等の遺構が集中し、山城の構造を理解するのに適していること、既に遊歩道として整備されていることから、主要動線と位置付けます。

ア 東城山遊歩道

当面の間は、既存の遊歩道を活用し、危険箇所への階段設置や洗掘箇所の修復等を行います。また、切岸や尾根上の曲輪の広がりが見られる観察スポットを設置し、遺構表示サインの整備を行います。

イ 大嵩崎ルート

大嵩崎ルートは、小笠原氏の山麓拠点の推定地である大嵩崎（林山腰遺跡）を通り、小城へアクセスできるため、小城と接続する動線として位置付けます。見学路は急傾斜なため、注意喚起サインを設置します。中・長期計画において、階段等の設置を行います。

ウ 橋倉ルート

橋倉ルートは、主体部まで車道が通じており、他の遊歩道及び見学路と比べ傾斜が緩やかで歩きやすいことから、急な山道を歩くことが困難な方や、気軽に山城を楽しみたい方向けの見学者動線として位置付けます。遺構保護のため、見学車両の進入を制限します。また、後述のように管理用動線及び徒歩での見学が困難な見学者の車両動線としても位置付けます。

エ その他の見学動線

橋倉ルートの車道の途中から分岐し、井戸跡（化粧井戸）を經由して主体部に向かう見学路は、夏から秋にかけて草木により不明瞭になることから、刈払いを行います。また、急傾斜であることから、注意喚起サインを設置します。

オ 主体部の見学動線

当面の間、既存の遊歩道及び見学路を活用し、曲輪内は自由動線とします。

カ 城内通路への見学動線付替え

これまでの縄張調査で、城内通路の一部であった可能性のある遺構が確認されています。現状では城内通路の全体像が分かっていないため、短期計画では既存の見学路を使用します。縄張調査等の調査を継続し、中・長期計画において、城内通路への見学路付替えについて検討します。

(2) 見学路を徒歩で利用することが困難な見学者の動線

橋倉ルートは車両通行が可能であることから、徒歩での見学路の利用が困難な見学者が、車両により主体部まで上がるためのルートとしても位置付けます。私道であることから、土地所有者との調整等を行った上で、見学車両動線として位置付けることとします。また、見学車両の利用は徒歩での見学が困難な見学者に限定し、利用方法の検討を行い、後述する路面補修を行った上で運用することとします。

(3) 管理用動線

橋倉ルートは、主体部まで車両通行が可能であることから、土地所有者等の山林管理、史跡の管理、史跡整備事業時の工事等の車両の管理用動線とします。

主体部へ車両を乗り入れることになることから、遺構保護のため一般車両の進入を制限します。車道の法面の一部が崩落するおそれがあるため、注意喚起サインを設置し、経過観察を行った上で、崩落防止措置を実施します。

4 小城

2か所ある登り口から主体部に至る見学動線を、大嵩崎側登り口からの大嵩崎ルート、廣澤寺側登り口からの廣澤寺ルートとします。大城や小笠原氏山麓拠点推定地である林山腰遺跡からのアクセスを考慮し、大嵩崎ルートを主要動線と位置付けます。小城には車両通行が可能な道がないことから、見学は徒歩によります。

(1) 大嵩崎ルート

大嵩崎ルートは、小笠原氏系の山城に見られる合流する豎堀や無数に広がる曲輪群（北尾根斜面ブロック）を体感することができます。遺構表示サインのほか、急傾斜等危険箇所について注意喚起サインを設置します。中・長期計画において、見学路の修復等の整備を検討します。

(2) 廣澤寺ルート

廣澤寺ルートは、小城周辺の文化財へのアクセス動線として位置付けます。急傾斜であることから、注意喚起サインを設置します。中・長期計画において、見学路への階段設置等の整備を検討します。

いずれの見学路も一部を除き城内通路ではない箇所を通過していますが、城内通路遺構が想定される北尾根と北西尾根は、急傾斜であり、山麓部に急崖があることから、活用に当たって危険が大きいため、既存の見学路を使用します。

(3) 主体部周辺の見学動線

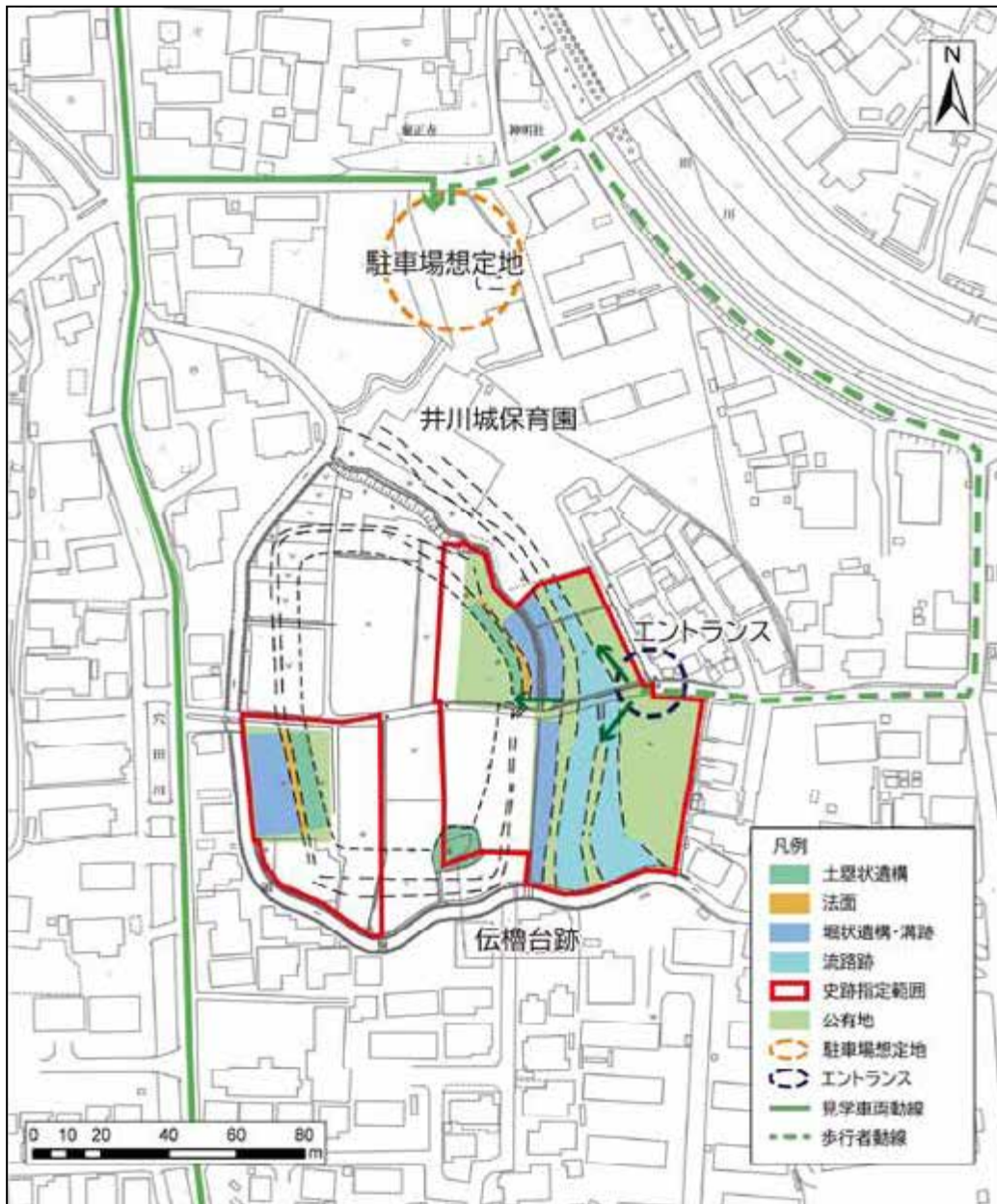
主郭への城内通路は不明のため、既存の見学路を使用し、中・長期計画において、城内通路への付替えを検討します。

(4) 城内通路への見学動線付替え

大城と同様に、短期計画では既存の見学路を使用し、縄張調査等の調査を継続し、中・長期計画において、城内通路への見学路付替えについて検討します。

5 大城と小城のアクセス

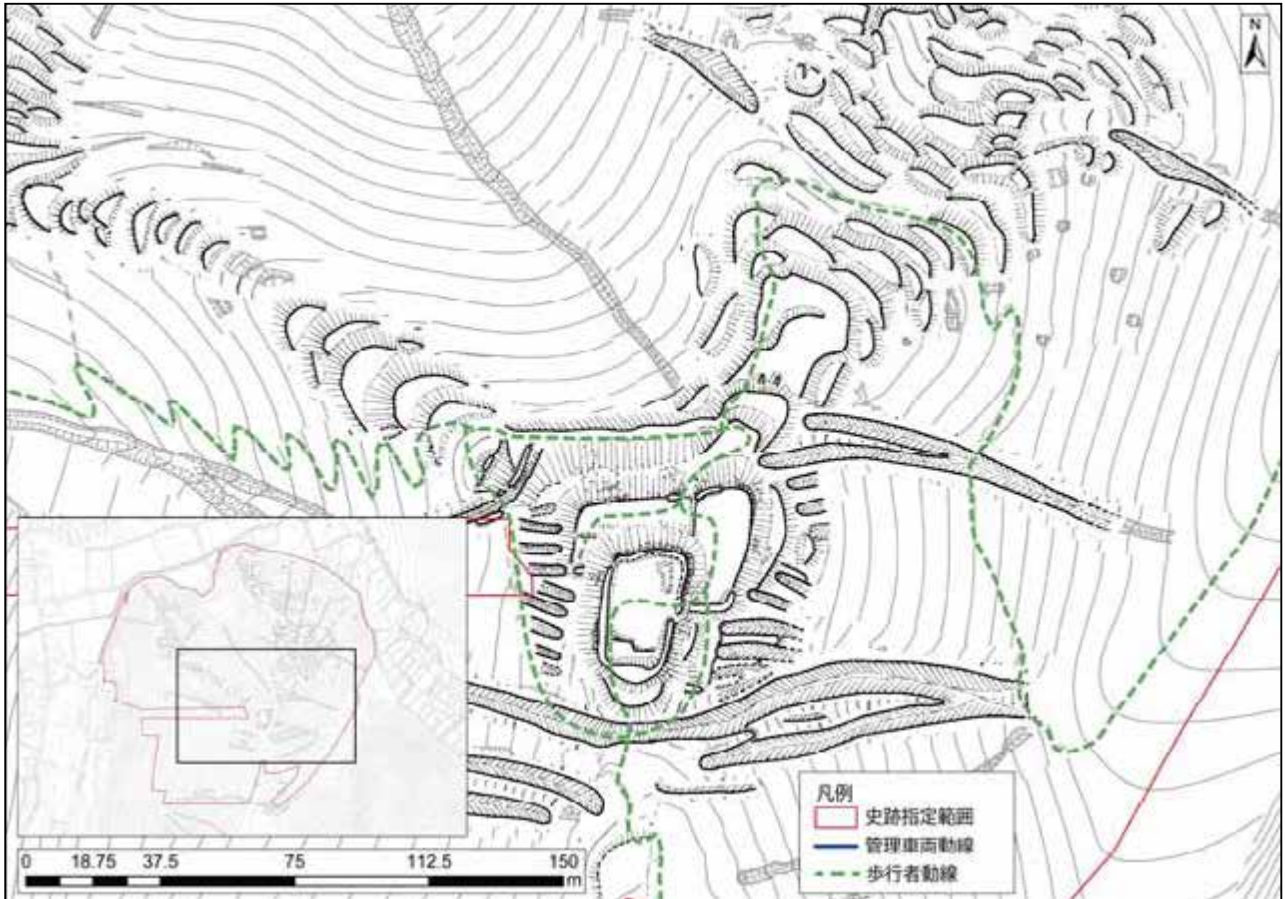
大城と小城は隣接していることから、両城をつなぐ動線を設定します。主要動線として位置付けた大城の東城山遊歩道と小城の大嵩崎ルートをつなぐ動線のほか、大城及び小城の大嵩崎ルート登り口をつなぐ動線を設定します。特に、大城及び小城の大嵩崎ルート登り口をつなぐ動線は、小笠原氏山麓拠点推定地を上方から俯瞰することができ、史跡の位置関係を理解することができることから、案内サインを設置し、周遊動線として整備します。



【図 87】井川城跡 動線計画図



【図90】大城 動線計画図(主体部ブロック)



【図91】小城 動線計画図(主体部ブロック)

第3節 遺構保存に関する計画

1 基本方針

- (1) 地下遺構は、現状の保存状態を維持し、必要に応じて盛土により保護層を設ける等の保護措置を講じます。
- (2) 石積、土塁、曲輪等の露出遺構は、日常的な見回り等の維持管理を徹底するとともに、石積のカルテ作成等の現状記録・毀損状況調査、経過観察等を行い、必要に応じて修復を実施します。
- (3) 整備箇所は、事前に発掘調査を行って遺構の状況を確認し、保護盛土を設ける等の適切な保存の措置を講じた上で、整備を実施します。

2 井川城跡

(1) 地下遺構

遺構の大半は埋没しており、現状の保存状態を維持します。

必要に応じて発掘調査等遺構確認のための調査を行い、史跡整備時には盛土により保護層を設ける等の保護措置を講じます。また、工作物、植栽等を設置する場合は、地下遺構への影響がないように工法を定めます。

(2) 露出遺構

唯一の露出遺構である伝櫓台跡は、発掘調査を行っていないため、遺構の性格が不明ですが、現状の保存状態を維持することとします。

3 林城跡

(1) 遺構面の確認

大城、小城とも発掘調査がほとんど行われておらず、遺構の保存、修復、整備に必要な地下遺構及び露出遺構の遺構面の深度を始めとした情報が分かっていません。このため、遺構面等を把握する発掘調査を行い、必要な情報を把握します。

(2) 地下遺構

発掘調査成果に基づき、盛土等により地下遺構を保護します。

(3) 露出遺構

ア 石積

三次元測量等による現状記録を行った上で、石積の特徴や破損状況等を記録する石垣カルテを作成します。また、定点測量やクラックゲージの設置等により経過観察を行い、石積の変状を把握し、毀損の未然防止に努めます。調査により崩落の危険度が高いことが判明した石積は、崩落防止措置や修復方法を個別に検討します。

また、石積保護や見学者の安全確保のため、石積に見学者等が接近しすぎないように、柵やバリケードの設置等の離隔措置を必要に応じて実施します。

イ その他の露出遺構

曲輪、土塁、堀切・豎堀等の遺構は、現状の保存状態を維持しますが、経年的な盛土流出等により保存に支障がある箇所は、盛土による保存や修復を行います。保存や修復に当たっては、城域が広大であることから破損状況調査等を行い、把握に

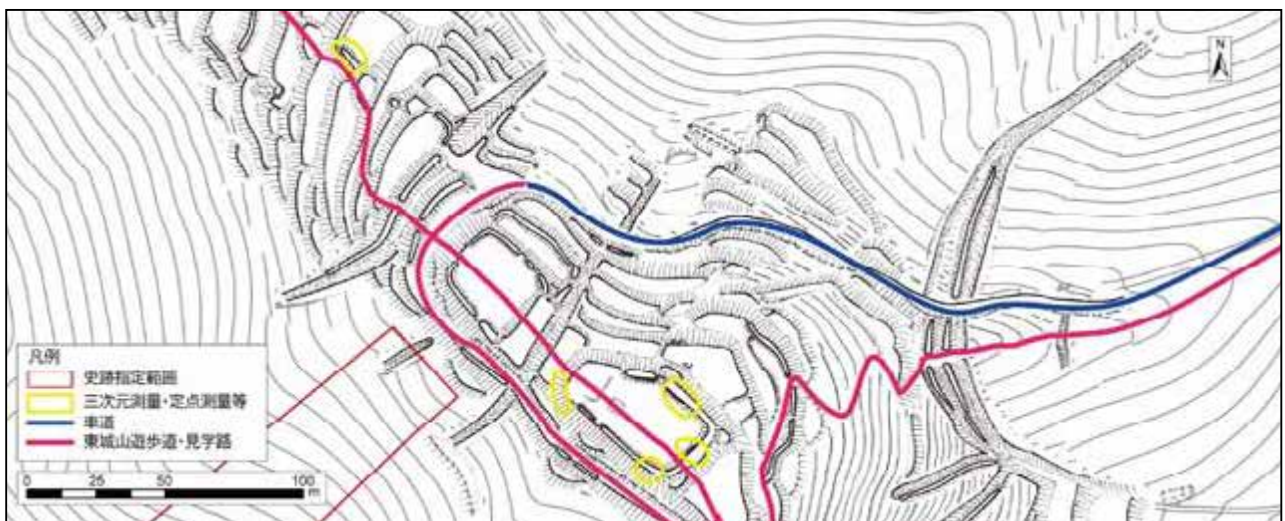
努めながら個別に検討します。

(4) 植生管理

史跡内に生育する樹木や下草には、傾斜地を始めとした自然地形の保全、雨水等による表土流出の防止といった遺構の保存に大きな役割を果たしています。一方で、石積や土塁等の遺構上の樹木等、遺構の保存に悪影響を及ぼしているものもあります。

また近年は松くい虫の被害によるアカマツの面的な枯損、松くい虫被害の拡大防止のための伐倒駆除により、史跡内の植生環境が大きく変化しています。

詳細は第7節に記載しますが、遺構の保存のため、遺構上の枯損木等の伐採を行うとともに、松枯れや伐採による植生環境の変化が及ぼす遺構への影響の経過観察等の植生管理を行います。



大城



小城

【図 92】石積保存範囲図

第4節 遺構修復に関する計画

1 基本方針

- (1) 遺構の修復は、現況調査や発掘調査成果に基づき行います。
- (2) 現状で毀損が確認されている箇所の修復を優先して実施します。
- (3) 発掘調査等で新たに発見された遺構は、取扱いについて個別に検討します。

2 井川城跡

露出遺構である伝櫓台跡は、遺構の性格が不明であるため、今後の調査成果を基に取扱いを検討します。

3 林城跡

(1) 毀損箇所の修復

毀損が確認されている大城西北西尾根の曲輪、大城主郭土塁の修復を行います。

ア 大城西北西尾根の曲輪

(ア) 概要

遊歩道及び遊歩道の水路化によって洗掘され、毀損している曲輪の修復を、遊歩道の復旧と合わせて行います。事前に発掘調査、水文調査（表流水調査）、測量調査を実施し、再度の洗掘を防止する対策を検討した上で実施します。本来の城内通路が不明であるため、当面の間、修復箇所を引き続き遊歩道として使用することとし、遊歩道の修復を合わせて行います。

(イ) 事前調査

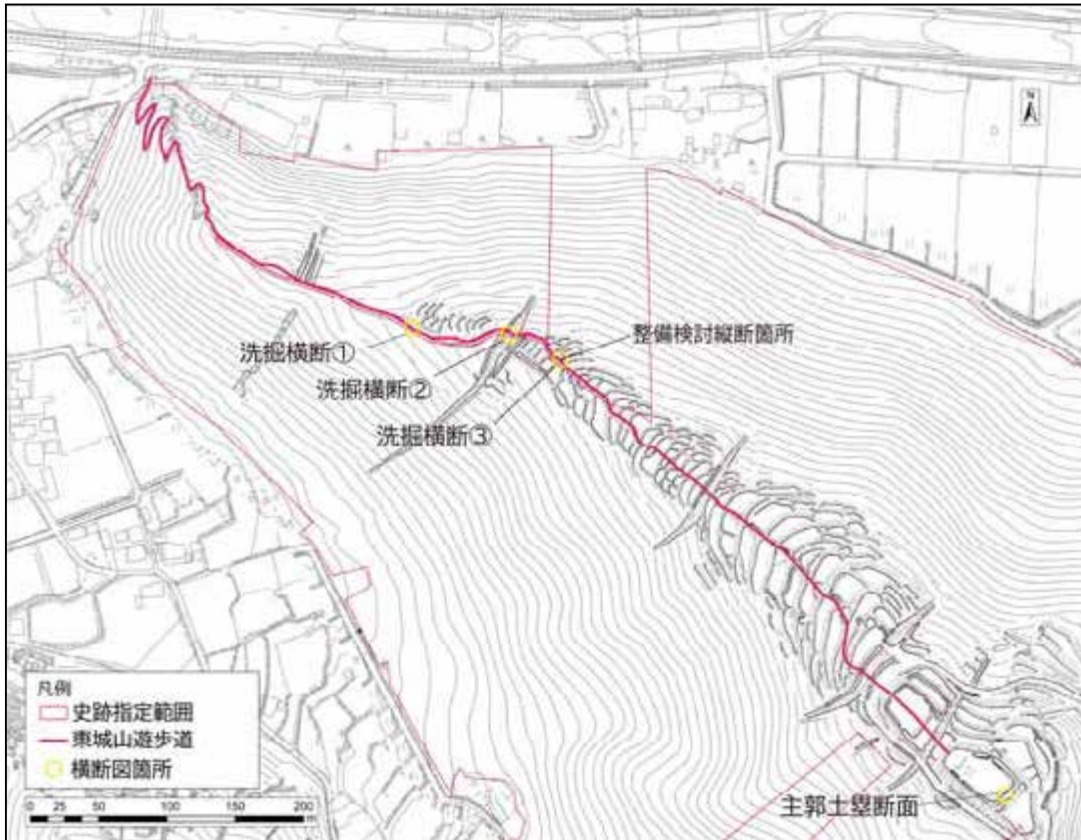
適切な修復方法を検討するため、事前に水文調査、測量調査、発掘調査を実施します。水文調査は、表流水による洗掘の原因を明らかにし、復旧後の洗掘防止対策や整備方法を検討することを目的とし、遊歩道及びその周辺の地形や表流水の流れ方等を調査するものです。測量調査は、洗掘箇所の平面及び断面測量を行い、毀損の詳細を把握します。発掘調査は、毀損範囲内部及び外周（遊歩道沿いの曲輪部分）を調査し、遺構の毀損状況及び曲輪の本来の状況を確認するものです。

(ウ) 遺構修復

洗掘部分は、遊歩道の隣接範囲や遊歩道部分の発掘調査により遺構の状況を確認した上で、洗掘部分を隣接する遺構と同程度まで埋め戻し、遺構を修復します。場所によって異なる洗掘の深さや断面形状、傾斜に対応し、埋め戻し土が定着するよう、適切な材料を用いることとします。修復後に遺構の洗掘が生じないように、遊歩道部分と合わせて排水対策を講じます。

遊歩道沿いに土塁や石積がある範囲等の城内通路であった可能性がある箇所は、発掘調査結果を踏まえ、埋め戻しや遊歩道修復の方法を個別に検討します。

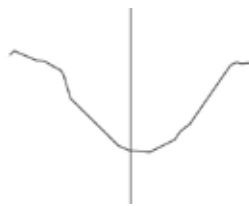
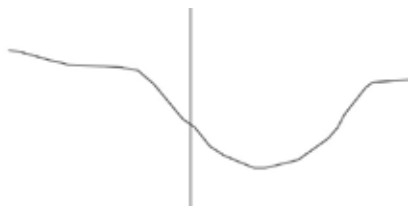
遊歩道により土塁が切られている箇所や、堀切を埋め立てて土橋状になっている箇所は、短期計画の中では本来の姿への修復は行わず、中・長期計画の中で、それぞれの箇所の遺構調査を行うとともに、城内通路調査に基づく見学路の付替



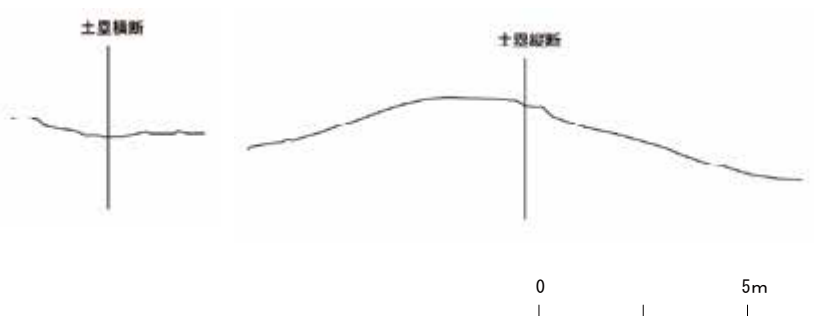
洗掘箇所横断1

洗掘箇所横断2

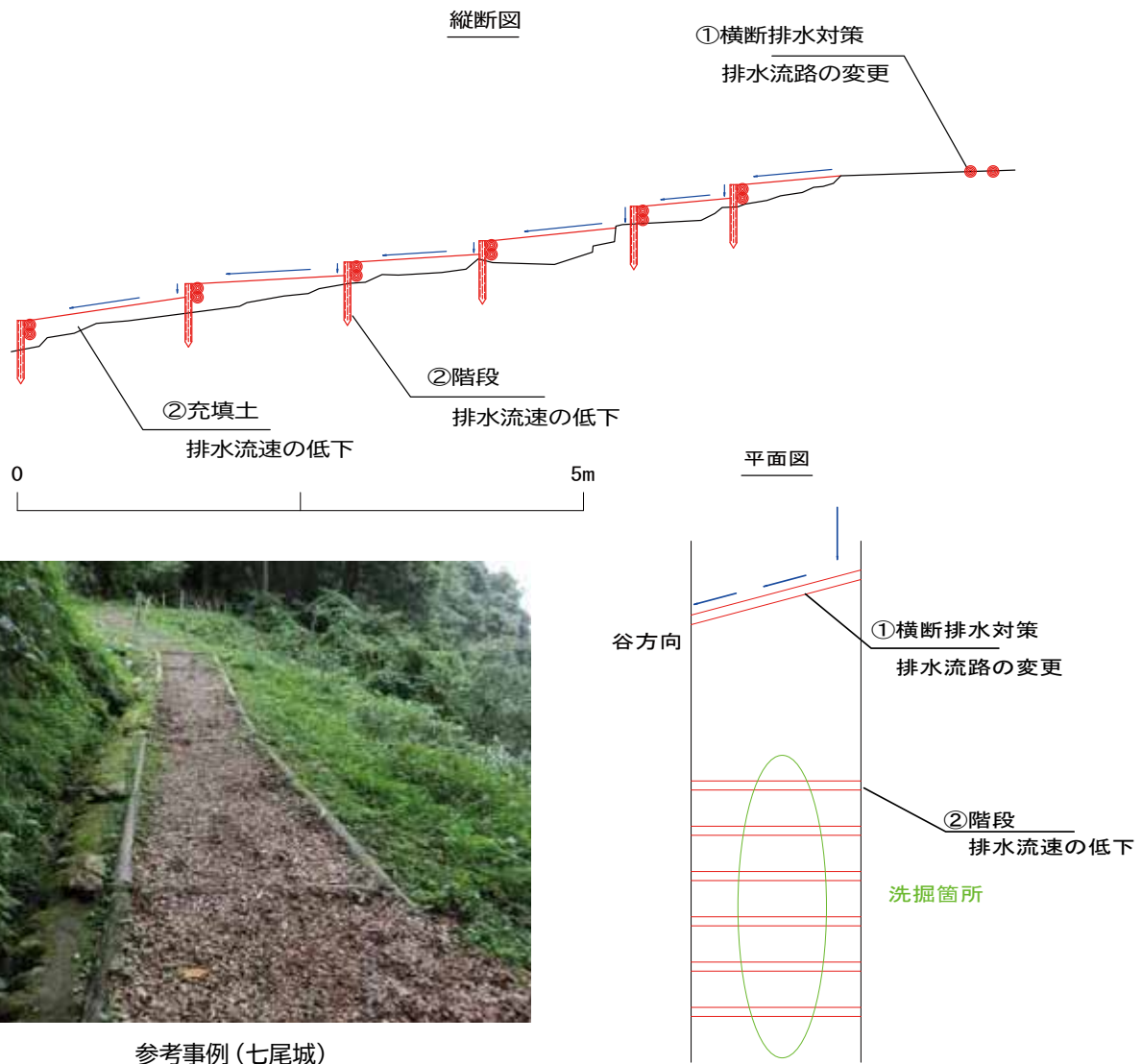
洗掘箇所横断3



主郭土塁断面



【図93】大城 遊歩道洗掘箇所・主郭土塁断面図



【図 94】大城 遊歩道洗掘対策施工例

えも踏まえながら、修復を検討します。

(工) 大城遊歩道の修復

遊歩道の修復に当たっては、水文調査結果を踏まえ、排水施設の設置や階段設置等の対策を講じます。遊歩道の表面は、現状と同様に舗装は行わないことを基本とし、ウッドチップの散布により、踏圧や路面上への降水の軽減を図ります。

排水対策として、図 94 ①のように、遊歩道に横断溝を設け、上方からの表流水の方向を変え、側面に排水します。また、②のように、階段を設けて遊歩道の勾配を緩やかにし、遊歩道表面の流水の流速を低下させる対策を取ります。

遊歩道が曲輪の平坦面を切っている範囲は、洗掘箇所の埋め戻しにより、曲輪の平坦面上に遊歩道を修復することになります。このため、水文調査により各曲輪の集水状況を確認し、遊歩道部分を盛土する等の対策を取ります。

こうした対策を講じても洗掘が想定される箇所については、舗装や工作物の階段の設置等の対策を検討します。

イ 大城主郭土塁

主郭土塁上を見学路が通過し、土塁が毀損している箇所（図 93）は、遺構保護のための盛土を行い、引き続き見学路とします。発掘調査により遺構面深度や毀損状況を確認した上で、保護盛土により修復し、保護盛土内に丸太階段を設置します。

(2) 石積の修復

大城、小城を始めとした松本市内の山城に見られる石積は、近世城郭など一般的な石垣と構造が異なっています。同様の特徴を持つ石積は長野県内、県外にも見られますが、修復の事例がほとんどありません。このため、近世石垣の修復方法を参考にしながら、大城、小城の石積の適切な修復方法を検討した上で実施する必要があります。

石垣カルテ作成や定点観測を行い、石積の変状、毀損状況を把握し、現状の保存状態を維持します。変状が進行し、対応が必要な場合は、応急措置や転石防止措置（ネット等）を個別に検討します。

(3) 後世の改変箇所の取扱い

ア 大城西北西尾根の土塁及び堀切

前述のように、東城山遊歩道の通過により、西北西尾根の土塁が断ち切られている箇所や堀切に土橋が付加されている箇所があります。本来の城内通路が不明のため、当面は該当箇所の本来の姿への修復は行わず、既存の遊歩道としての活用を継続します。

イ 大城主体部の改変遺構

主体部には後世に付加された石段や土橋、石積が残されています。これらの遺構は、地域での史跡の活用の歴史を物語るものであるため、改変箇所の修復は行いません。石段や土橋は遊歩道として活用されていますが、本来の城内通路が不明なため、遊歩道としての活用を継続します。石段については、148 ページに記載のように、階段を設置して遊歩道とするとともに、石段を見学できるようにします。

第5節 地形造成に関する計画

1 基本方針

- (1) 地形造成に当たっては、周辺環境への影響を考慮し、適切な工法を検討します。
- (2) 遺構保存や快適な見学環境を維持するため、排水施設を設置します。

2 井川城跡

(1) 造成計画

主郭遺構表示エリアについて、盛土を行った上でその上面に遺構の平面表示を行います。図96は、図95の断面測量箇所B1の断面図に、主郭遺構表示エリアの発掘調査で確認された遺構断面と、東側郭外活用整備エリア南側の発掘調査で確認された遺構断面から作成した模式図です。主郭遺構表示エリアと東側郭外活用整備エリアの遺構上面の比高(b)は90センチメートル程度、現地表の比高は30センチメートル程度です。主郭と周囲の高低差(旧地形)を表現するためには、60センチメートル程度の盛土が必要となります。東側郭外活用整備エリア北側は水はけが悪く、滞水も懸念されることから、地盤を下げることは行わず、主郭遺構表示エリアへの盛土で高低差を表現することとします。盛土は最大でも主郭遺構表示エリア西側の未指定私有地と、主郭遺構表示エリアとの比高(d)40センチメートル程度となります。

また、現状の水路は、土段状盛土の傾斜面上に位置していることから、堀状遺構西(土段状盛土の傾斜面)の表現にあたっては、水路を移設し、切土を行う必要があります。

造成を行うことにより、造成範囲の端部(私有地や頭無川との境等)で高低差が生じるため、雨水の流入を避けるため排水路を設置する等の整備を行います。

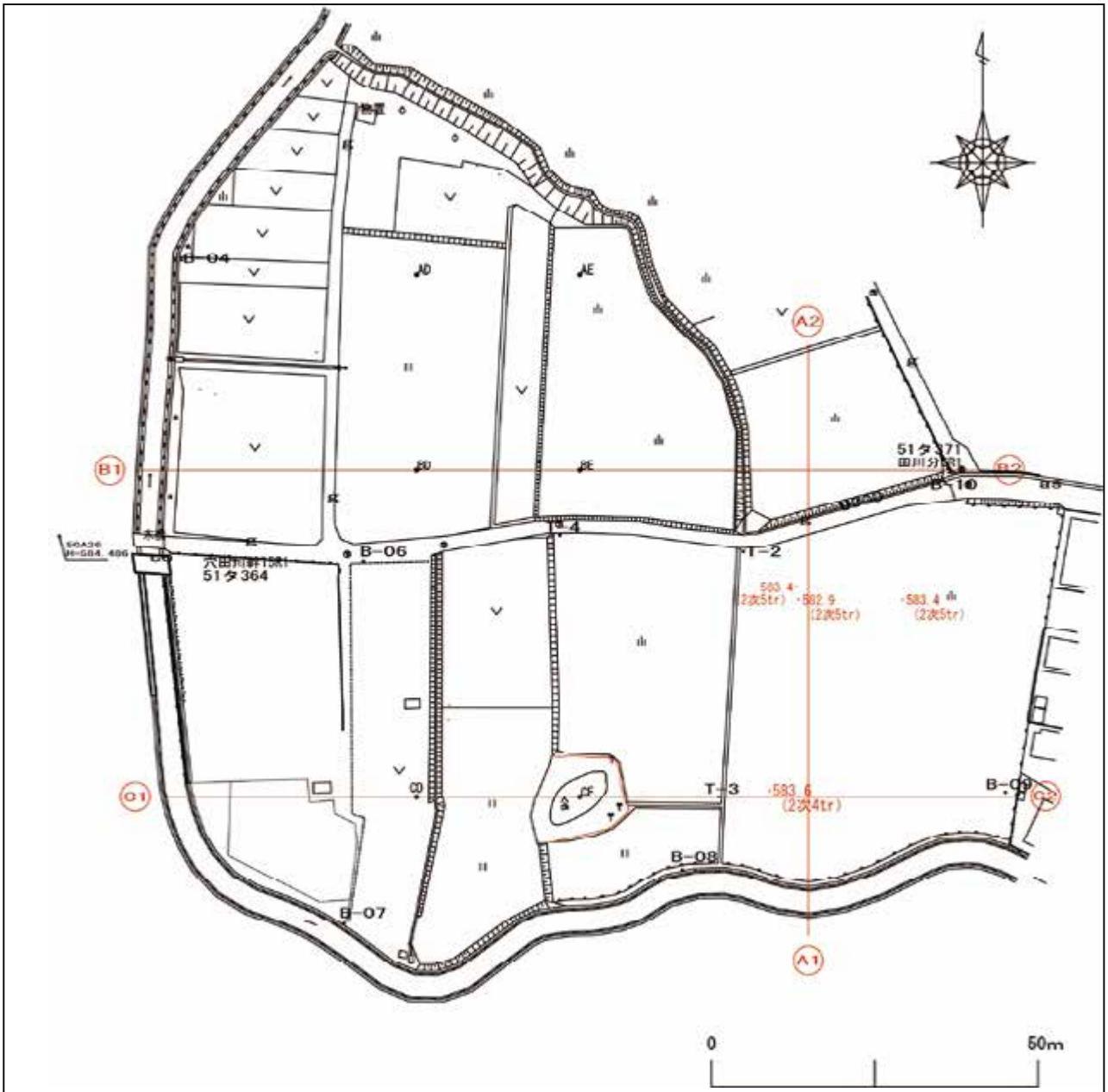
(2) 排水計画

降雨時に広範囲にわたって水没する東側郭外活用整備エリア及び遺構表示を行う主郭遺構表示エリアは、既存の排水路及び新設する排水路を用いて排水を行います(図98)。

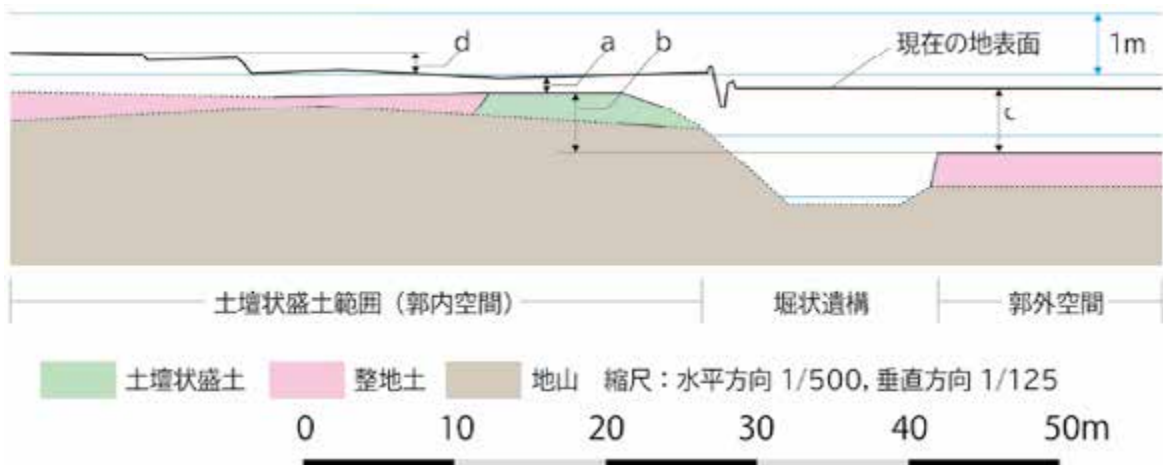
東側郭外活用整備エリアは、現状の地形が、敷地の中央付近に向かって緩やかに傾斜し、既存排水路への排水が不十分な状態です(図97)。このため、東側郭外活用整備エリアの南側は、里道沿い及びエリア南端に排水路を新設し、ここに排水できるよう、地形造成を行います。新設排水路は、堀跡の遺構表示範囲に設置することになるため、できるだけ目立たない外観となるよう検討します。エリア北側は、西側にある既存排水路に排水します。

主郭遺構表示エリアは、整備時に東側既存排水路に接続できるよう造成を行うとともに、主郭維持管理エリア及び里道への雨水の流入を防ぐよう、排水路を新設します。排水路の新設に当たっては、できるだけ目立たない外観となるよう検討します。また、遺構の平面表示に当たっては、透水性のある素材を用いるなどの対策を講じます。

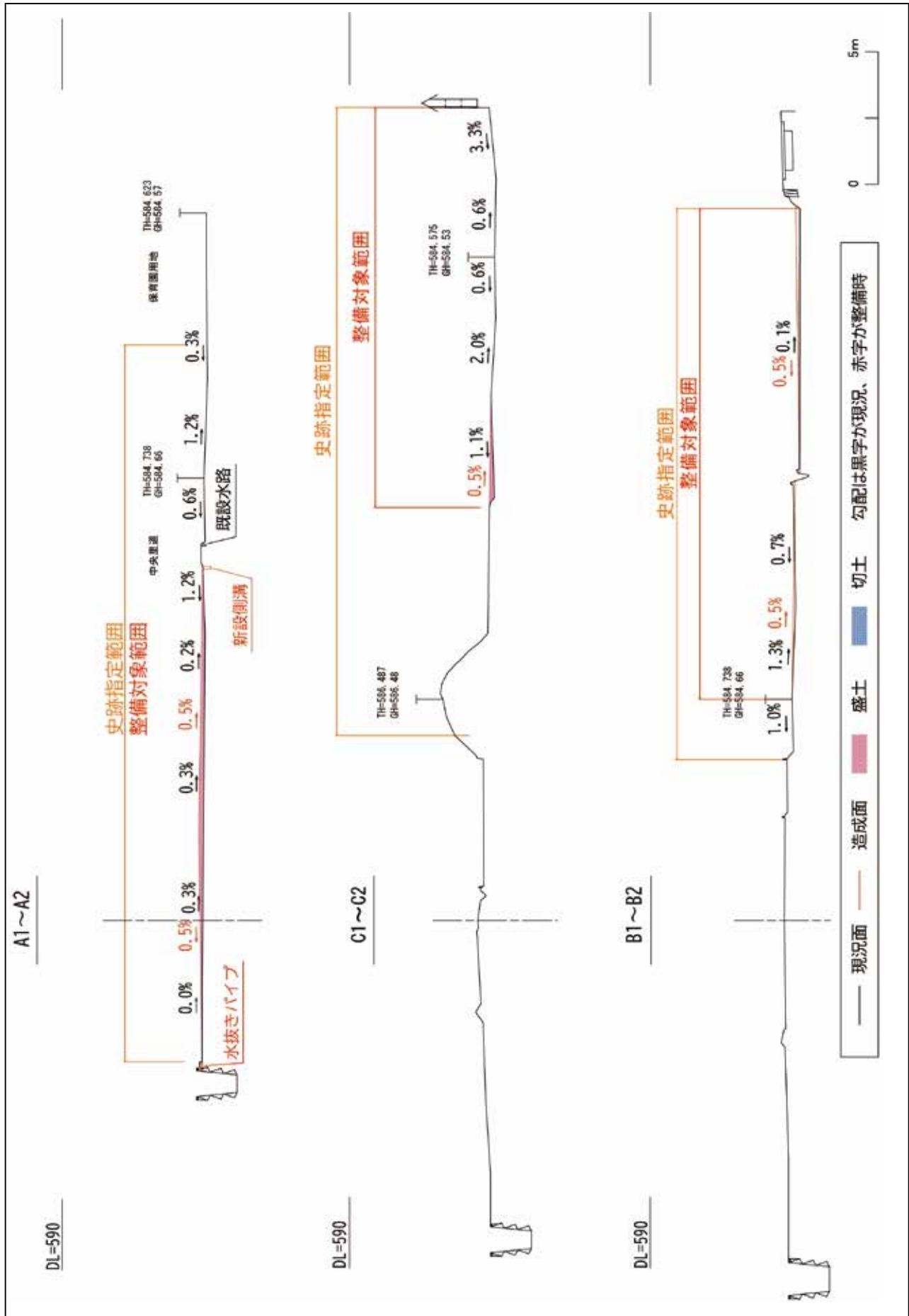
主郭維持管理エリアの南部については、水没により史跡の保存活用に支障が出ることから、土地所有者の協力を得た上で排水方法について検討します。また、周辺の河川や水路への排水については、担当課と協議します。



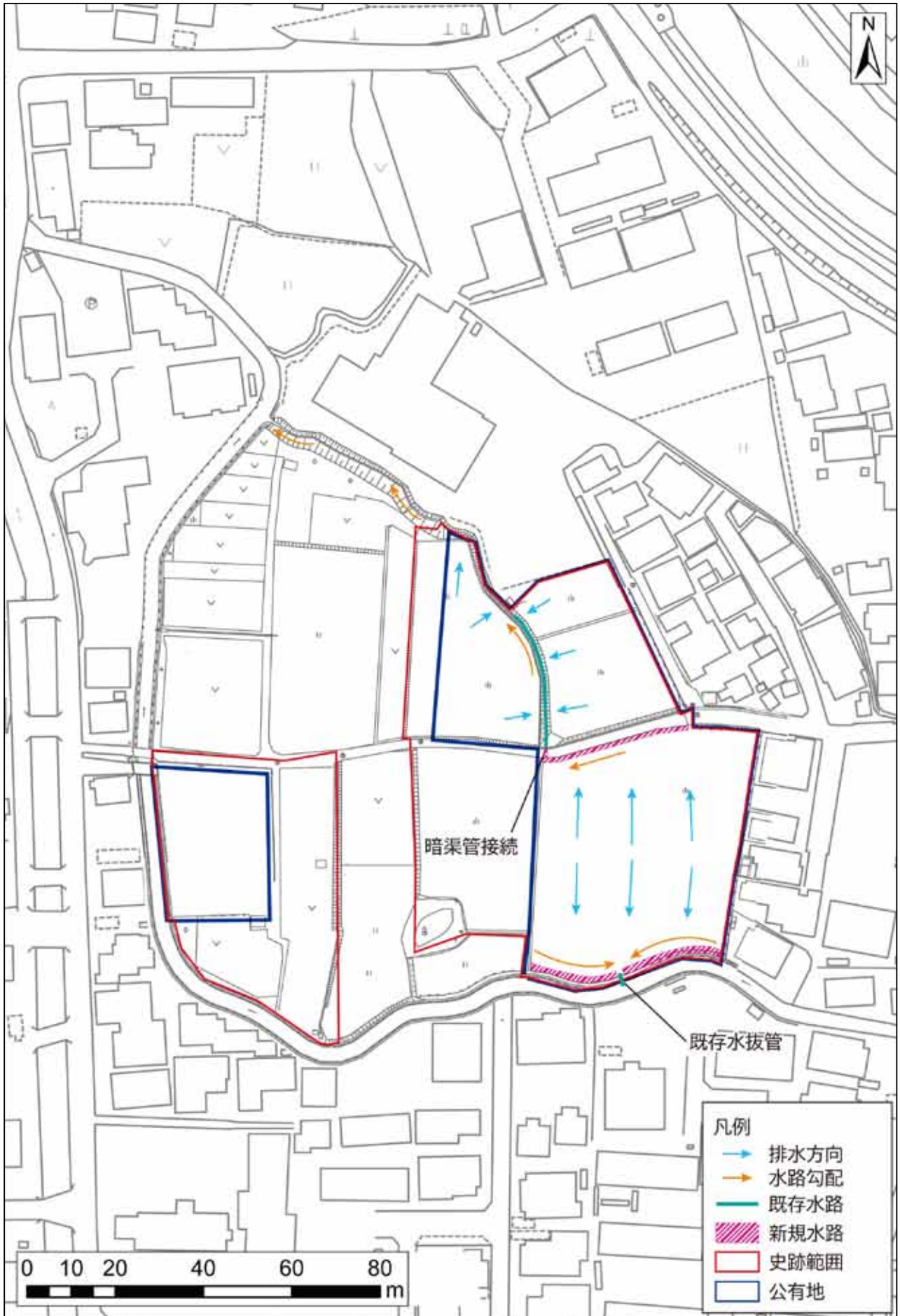
【図 95】井川城跡 現状断面測量箇所



【図 96】遺構断面模式図



【図97】井川城跡 現状横断面図



【図 98】井川城跡 排水計画図

3 大城

(1) 造成計画

現況地形の保存を原則とし、遺構保護及び毀損箇所修復のため盛土を行います。

遊歩道の水路化による洗掘箇所への盛土を行うとともに、再度の洗掘を防ぐため、横断溝の設置等の排水計画と合わせて実施します。また、城内通路整備箇所、案内解説施設の設置箇所等整備のための保護盛土を行います。

(2) 排水計画

曲輪等の遺構の排水は、自然浸透によるものですが、松枯れ等による樹木の枯損により、状況の変化が懸念されるため、経過観察を行い、必要に応じて対策を検討します。洗掘が生じている遊歩道及び遺構については、修復時に再度の洗掘が生じないよう、水文調査結果等に基づく排水対策を講じます。

4 小城

(1) 造成計画

現況地形の保存を原則とし、遺構保護が必要な箇所、案内解説施設の設置箇所等必要な箇所について、必要に応じて盛土を行います。

(2) 排水計画

曲輪等の遺構の排水は、自然浸透によるものですが、松枯れ等による樹木の枯損により、状況の変化が懸念されるため、経過観察を行います。特に石積に関しては、雨水が石積内部や石積上面の盛土部分に浸透し、遺構の変状を引き起こすおそれがあることから、定点測量や石垣カルテを活用しながら観察を行い、必要に応じて対策を検討します。

第6節 遺構の表現に関する計画

1 基本方針

- (1) 井川城跡は、遺構が埋没しており、現状では居館の姿を理解することができない状況であることから、土塁や堀等の主要な遺構や居館の構造を視覚的に理解できるよう、カラー舗装や張芝等を用いて遺構表示を行います。
- (2) 山城の遺構の特徴や構造を理解してもらうため、大城に土塁・堀切及び曲輪を観察するスポットを設置します。

2 井川城跡

(1) 概要

遺構が埋没しており、史跡の本質的価値を理解できない状態であることから、主郭遺構表示エリア及び東側郭外活用整備エリアを対象として、カラー舗装等を用いて居館を構成する地下遺構を地表面に表現する平面表示を行い、見学者の理解を促すための遺構表現を行います。両エリアとも発掘調査を実施し、表示対象とする遺構の位置等を確認した上で行います。

(2) 表現する遺構の時期

第5章第2節3整備の時代設定（108ページ）のとおり、15世紀中葉の遺構を表現することとします。

(3) 表現する遺構

ア 主郭遺構表示エリア

当時の地表面（整地面）、土塁、土塁の外周を区画する溝、主郭外周の法面（土塁状盛土外周の法面）、堀状遺構を基本とし、発掘調査により建物跡等の遺構が確認された場合は、表示を検討します。エリア南端に確認された建物跡は、遺構表示する土塁と時期が異なるため、表現しないこととします。また、主郭と東側郭外整地面の高低差を地形造成により表現します。

これまでの発掘調査はエリア内の一部にとどまっていることから、発掘調査を実施し、その成果に基づいて遺構表示を行います。

なお、これまでの発掘調査成果から、防御を目的としてサイカチが土塁状や堀に沿って植栽されていたことが推測されています。サイカチの植栽については、中・長期計画において検討することとします。

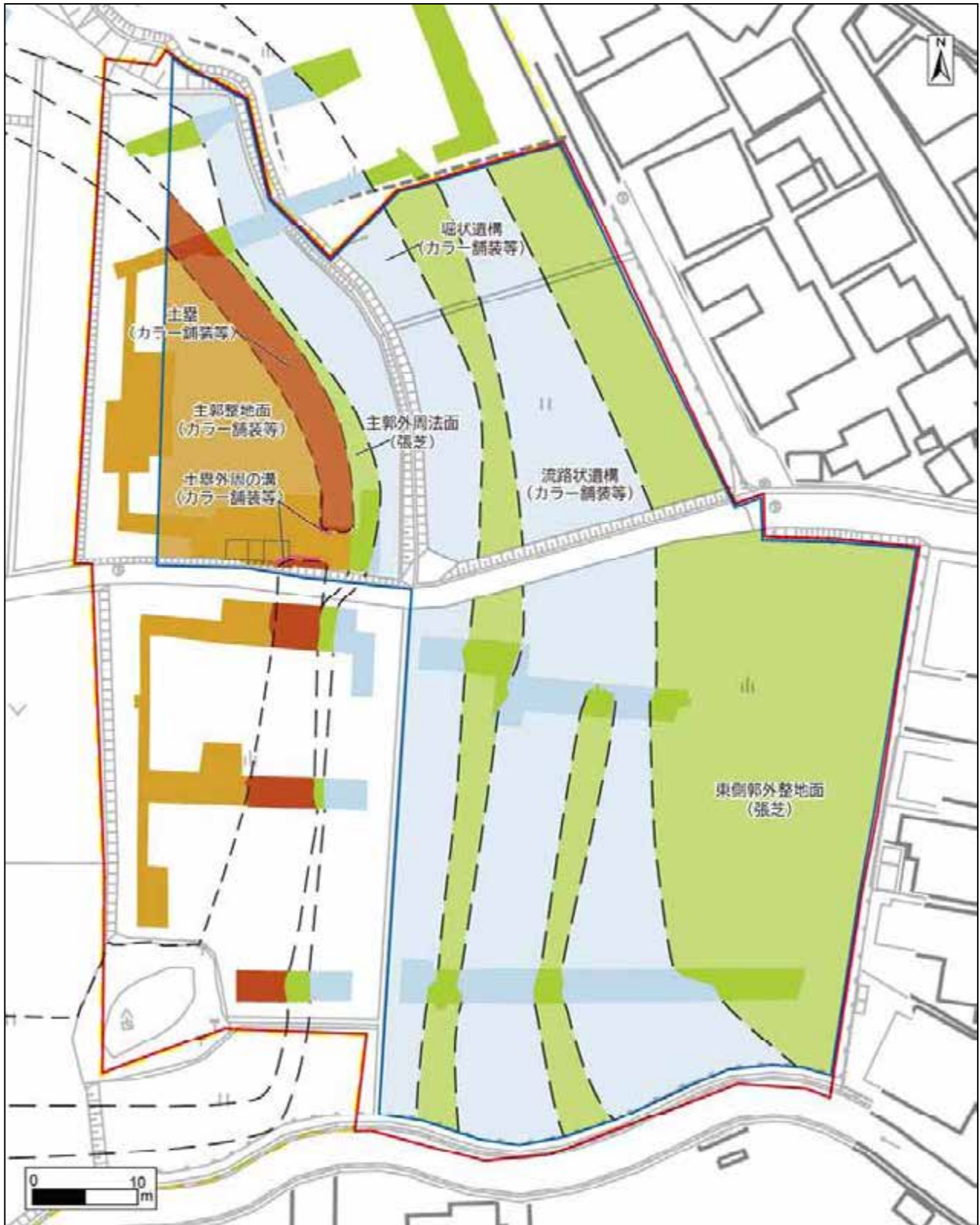
イ 東側郭外活用整備エリア

東側郭外の整地面、堀状遺構及び流路状遺構を表現します。

里道より南側の範囲の堀状遺構は、その東岸側のみですが、遺構表示を行うことで、主郭の外周の形状を示すことができ、主郭の規模や形状の理解を深めることができます。主郭遺構表示エリアと同様に、これまでの発掘調査が一部にとどまっていることから、発掘調査を実施し、その成果に基づいて遺構表示を行います。

(4) 表現の方法

遺構表示は、地表面の仕上げ（舗装の色、張芝等）を変えることで、遺構の平面的な位置・規模・形状等を視覚的に分かるようにするもの（平面表示）で行います。



【図 99】 井川城跡 遺構表示

ア 主郭遺構表示エリア

第5節に記載のように、主郭と東側郭外整地面の高低差を地形造成（盛土）により表現し、盛土上に遺構表示を行います。

遺構表示は、表現する遺構が多く、溝など小規模の遺構もあることから、明確に表示することが可能なカラー舗装等を用いて行います。土塁はこれまでの調査成果では高さを推定する根拠が得られていないため、盛土による高さや形状の表現を行うことができませんが、今後実施する発掘調査成果を踏まえて表現方法を検討します。主郭外周の法面は、張芝により表現します。

イ 東側郭外活用整備エリア

イベントでの利用や、井川城保育園等の児童の活用が見込まれ、市民の憩いの場ともなるエリアであることから、張芝で整地面を表現し、堀状遺構・流路状遺構をカラー舗装、玉砂利等により表現します。堀状遺構・流路状遺構の表示に用いる素材は、児童の利用に配慮したものとします。

(5) サイン類等による遺構表現の補足

遺構表示を行う範囲は、居館跡の一部に限られ、全体像を示すことができず、また土塁等の高さも表現することができません。

このため、平面表示による遺構表現を簡易な形で補足し、土塁と堀に囲まれた居館跡の全体像を視覚的に理解してもらうため、発掘調査成果及び類例から推測される居館の姿をイラスト等で表示した説明板を設置します。設置場所は、東側郭外活用整備エリア南側を想定します。

また、主郭管理用エリア内に、居館跡の範囲を示す工作物等を設置し、指定地東側から見たときに、サイン類等と合わせて、居館跡のおよその範囲や規模を理解してもらえるようにします。

3 大城

(1) 概要

林城跡の主要な遺構である土塁、堀切、曲輪を観察し、山城の構造を体感してもらうための観察スポットを設置するものです。

(2) 堀切・土塁観察スポット

主体部西側の曲輪3西側土塁に、土塁上に上るための階段等を設置し、土塁と堀切を観察するためのスポットとするものです。主体部を防御する土塁上から、大規模な堀切を見下ろし、高低差や形状を観察してもらうことで、遺構の理解を図ります。

スポット周辺の土塁、堀切内は、除草や枝打ちを行い、土塁や堀切を見やすくします。また、土塁上に保護盛土を行い、保護盛土内に丸太階段等を設置します。土塁上には転落防止のための柵や遺構説明サインを設置します。

(3) 曲輪観察スポット

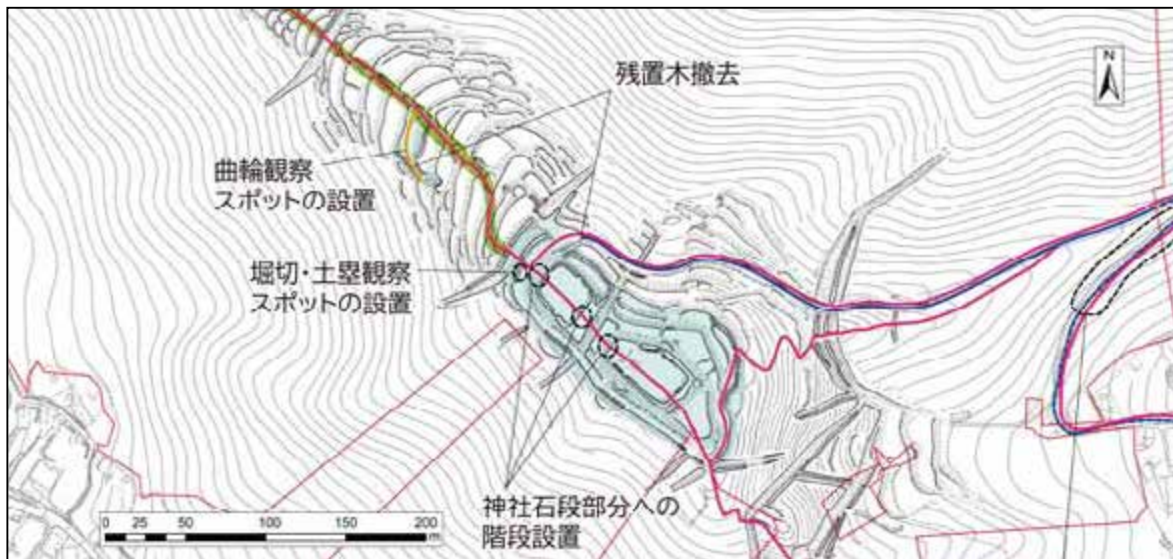
西北西尾根遺構エリアの曲輪に、大城の特徴の一つである連続する曲輪群を観察してもらうためのスポットを設置するものです。遊歩道沿いの曲輪の1か所を、除草やウッドチップの散布、残置された伐採木^{ふかん}の撤去を行い、曲輪内に立ち入って規模や形状を観察したり、連続する曲輪群を俯瞰できるようにします。また、遺構や城郭構造

についての説明板を設置します。

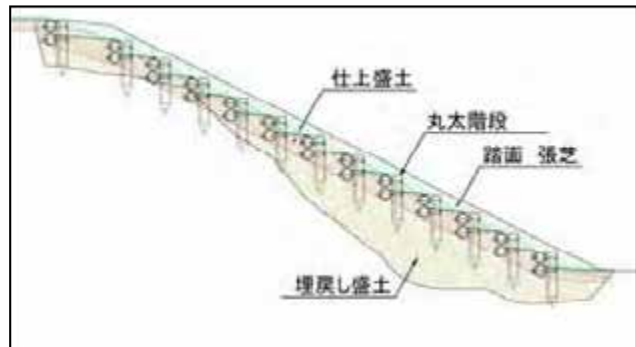
(4) 主体部石段部分への階段設置

近代に主郭に設けられていた神社に関係すると思われる後世の石段部分は、現在見学路となっており、見学者等の通行により毀損が見られます。この部分に階段を設置し、毀損進行を防止するとともに、階段の踏板の間や横から石段を見られるようにし、この石段が神社に関係するものであることを説明するサインを設置します。これにより、神社が主郭に設けられていたという地域の歴史を知ってもらえるようにします。

上記の階段については、地下遺構に影響を与えないよう、据置型の基礎によることとします。設置に先立ち、基礎設置予定箇所の地耐力調査を行い、階段の構造を検討します。



主郭石段（神社参道）部分への階段設置
参考事例（史跡慧日寺跡）



土塁への丸太階段の設置
参考事例（特別史跡水城）

【図 100】 大城 遺構観察スポット・主郭石段部分への階段設置

第7節 修景及び植栽に関する計画

1 基本方針

- (1) 遺構の保存や顕在化等を目的として行う伐採は、面的な伐採は極力避け、枝打ちや芯止めにとどめます。
- (2) 近年の松枯れによる枯損や松枯れ対策のための伐倒駆除により、森林が面的に失われる範囲が広がっています。こうした植生環境の大きな変化による遺構や史跡の地形への影響等を踏まえながら、枯損木伐採等の既存植生の管理を行います。
- (3) 管理施設や便益施設、サイン類等は、改修や新設の際に、史跡の景観との調和が取れるものとし、素材、構造、デザイン等の統一を図ります。
- (4) 私有地における修景及び植栽については、土地所有者の協力を得た上で、行います。

2 井川城跡

(1) 既存植生の管理

業務委託により定期的実施している除草を継続して行います。伝檜台跡の樹木は、定期的観察を行い、倒木や落枝のおそれがある場合は、土地所有者の協力を得ながら管理を行います。

(2) 修景のための新規植栽（東側郭外活用整備エリア）

東側郭外活用整備エリアは、東側及び南側が住宅に面するため、縁辺部に遮蔽植栽や目隠し塀を配置します。植栽にあたっては、遺構面までの保護層を設け、防根シートを使用する等、遺構に影響の及ばない工法によることとします。植栽の樹種については、遮蔽のため必要となる葉の密度や維持管理のし易さ等を踏まえ、適切なものを選定することとします。遺構表示等を行わない範囲は芝張りを行い、イベントでの活用や、市民の憩いの場としても活用できる整備を行います。

(3) 工作物等の修景

新設する管理・便益施設やサイン類は、形状、色調等が史跡の景観と調和するものとし、

3 林城跡

(1) 既存植生の管理

林城跡に生育する樹木等の既存植生は、雨水による表土流出の防止等、史跡の遺構・地形の保存に大きな役割を果たしています。また、樹木が生育していることで、下草の生育が抑制され、遺構の見学や歩行がしやすいことによる見学環境の向上や、緑豊かな環境の形成といった活用面でも一定の役割を果たしています。

一方で、史跡の保存活用の支障となっている樹木として、遺構の毀損の要因となるもの、遺構を見えにくくしたり、史跡からの眺望を妨げているもの、枯損等による倒木で見学者等に被害を及ぼすおそれのあるもの等があります。

既存植生を適切に管理するとともに、近年の松枯れによる植生環境の大きな変化を踏まえ、遺構や地形の保全を目的とした植生回復についても検討する必要があります。

ア 枯損木等の伐採

松枯れ等による面的な枯損が発生していることから、遺構の保護及び来訪者の安全確保のため、主要遺構と見学動線上及びその周辺の枯損木を伐採します。対象とする枯損木等は、表 10（88 ページ）のとおり、現状で大城が 191 本、小城が 153 本であり、それぞれ 3 年次を目標に、図 101、図 103 のように伐採を計画します。表 10 の危険度の高い順に伐採することを基本としますが、伐採後の環境変化や地被植物の生長等の経過観察を行いながら段階的に実施します。

伐採木のうち、くん蒸処理が必要なものについては、一時的に集積し、半年から 1 年間、くん蒸を行います。伐採木は、残置すると史跡の景観を損ねるため、チップ化して曲輪内や見学路に散布し、遺構の保護や見学路整備に活用します。

また、これまで行われた伐採による残置木のうち、図 102、図 104 の区域（主体部周辺及び大城曲輪 22）のものをチップ化し、史跡内に散布します。対象とする残置木は、大城で 189 か所、小城で 17 か所となります。

大城の伐採木及び残置木は、曲輪 3 の管理用スペースに集積してチップ化し、主体部及び曲輪 22 等に散布します。小城はチップ化に用いる機械を史跡内に搬入することができないことから、麓の史跡指定外の区域に作業ヤードを設け、そこに架線で伐採木・残置木を運搬し、チップ化します。

イ 遺構顕在化のための修景

見学のポイントとなる曲輪等のうち、樹木や下草により遺構が見えにくくなっているものは、除草や枝打ち等を行い、遺構を見ることができるようになります。

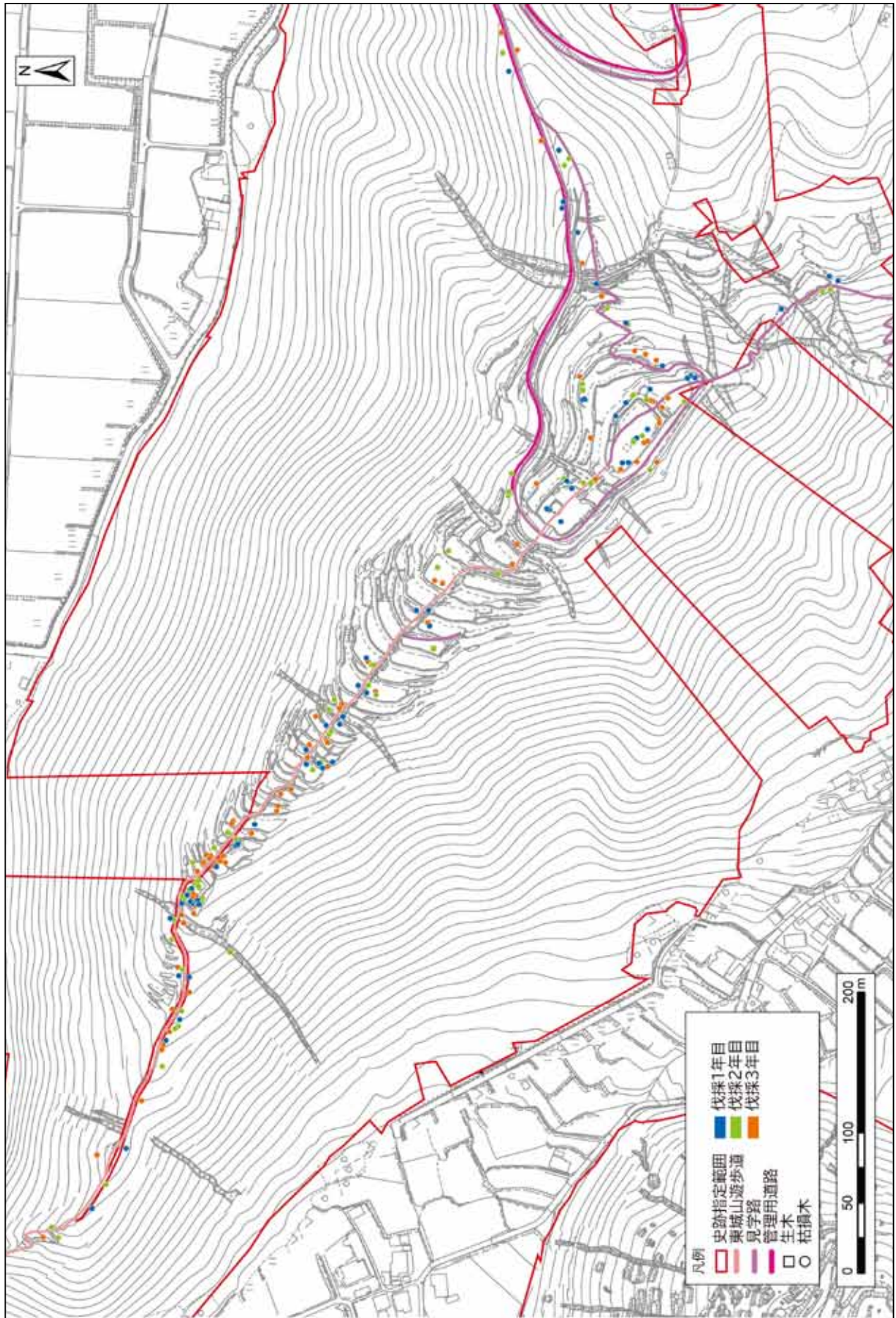
松枯れ等により伐採が行われた曲輪は、一時的に遺構が見通せる状況になっていますが、放置することにより再び下草や樹木が生育し、遺構を見通すことができなくなることが予想されます。遺構の観察に適した箇所を選定し、定期的な除草や実生木の除去を行い、多数の曲輪が広がる景観を体感できるよう修景を図ります。

遺構の景観に支障のある樹木のうち、枯損木以外の樹木は、枝打ち等にとどめ見通しの改善を図ります。なお、これまでの松枯れ等枯損木の伐採により、森林環境が変化しており、遺構保護の観点から経過観察を行いながら植生を管理します。

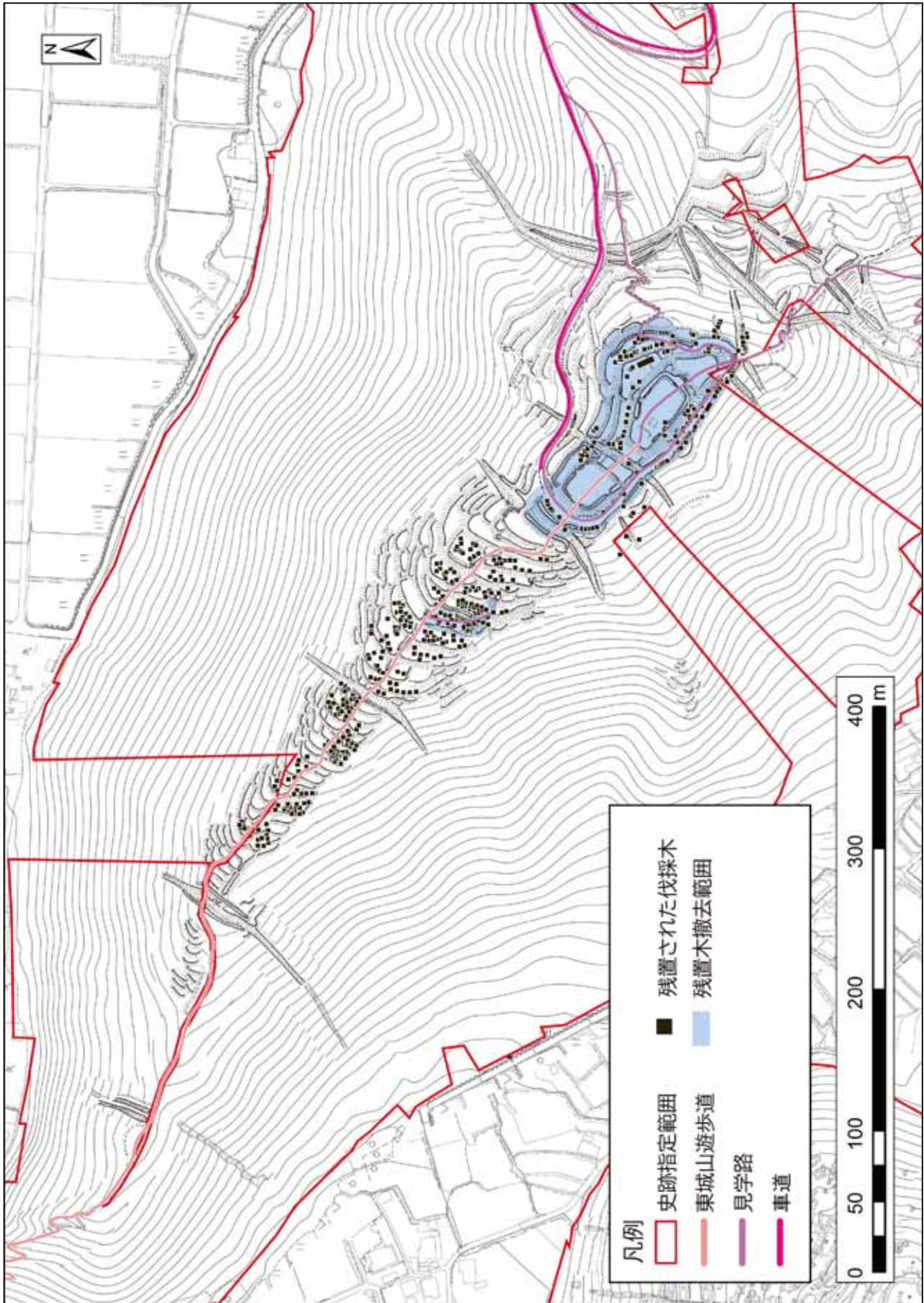
また、史跡を理解するに当たり、大城と小城の相互の眺望や、林山腰遺跡や他の城郭など関連する遺跡等を眺望することが重要ですが、樹木により視界がさえぎられ、史跡内から周囲の山城等を見ることができません。現在、松枯れの進行により樹木環境が大きく変わっており、更に枯損木伐採を行うことから、今後、史跡内からの眺望が大きく変化することが予想されます。こうした変化を踏まえた上で、中・長期計画において眺望点を設置し、支障となる樹木の枝打ち等を行い、史跡内から周囲の遺跡等への眺望の確保を図ります。

(2) 工作物等の修景

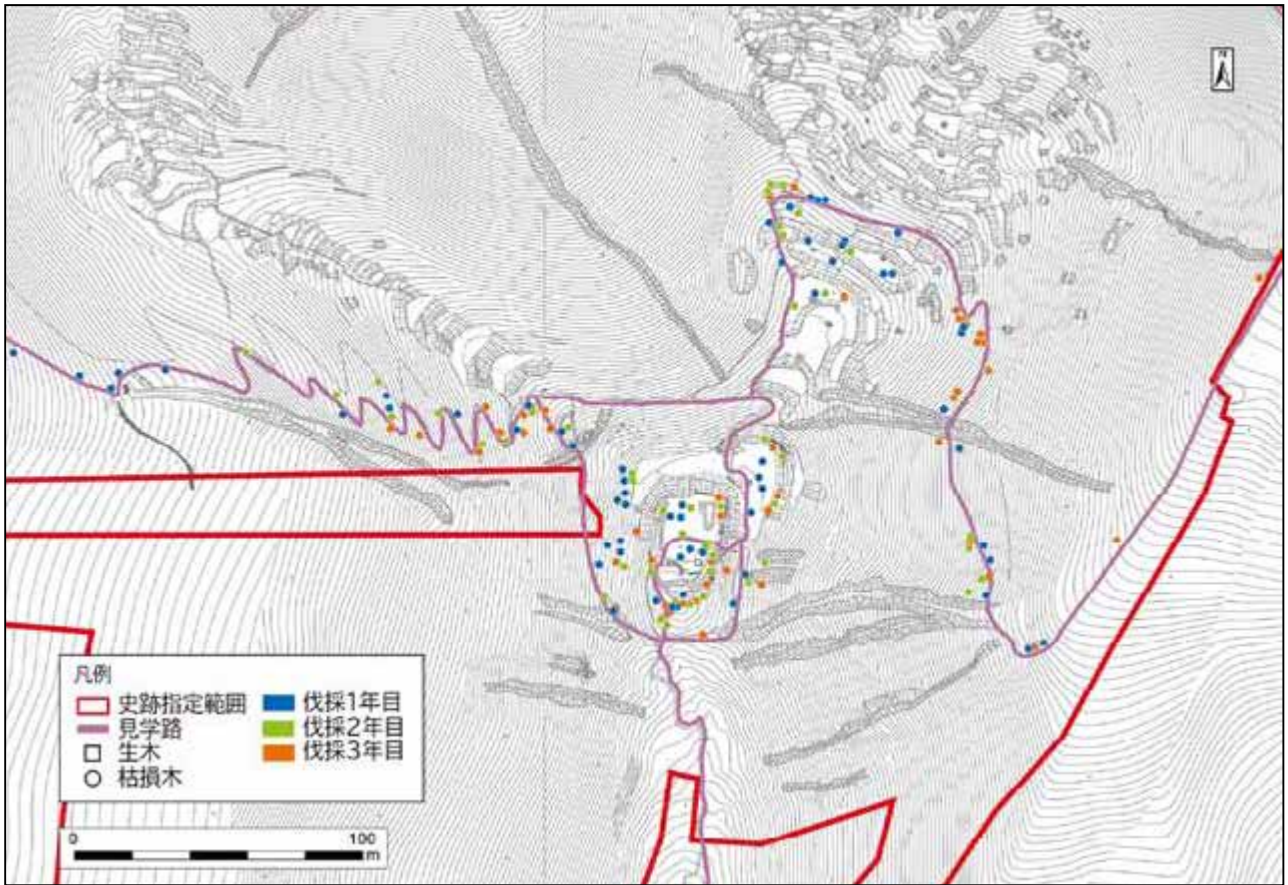
新設する管理・便益施設やサイン類等は、形状、色調等が史跡の景観と調和がとれるものとし、既存の階段やサイン類等の諸施設は、設置者や時期によって意匠が異なるため、関係者と協議を行い、改修の際に統一的なデザインのものに置き換えていきます。



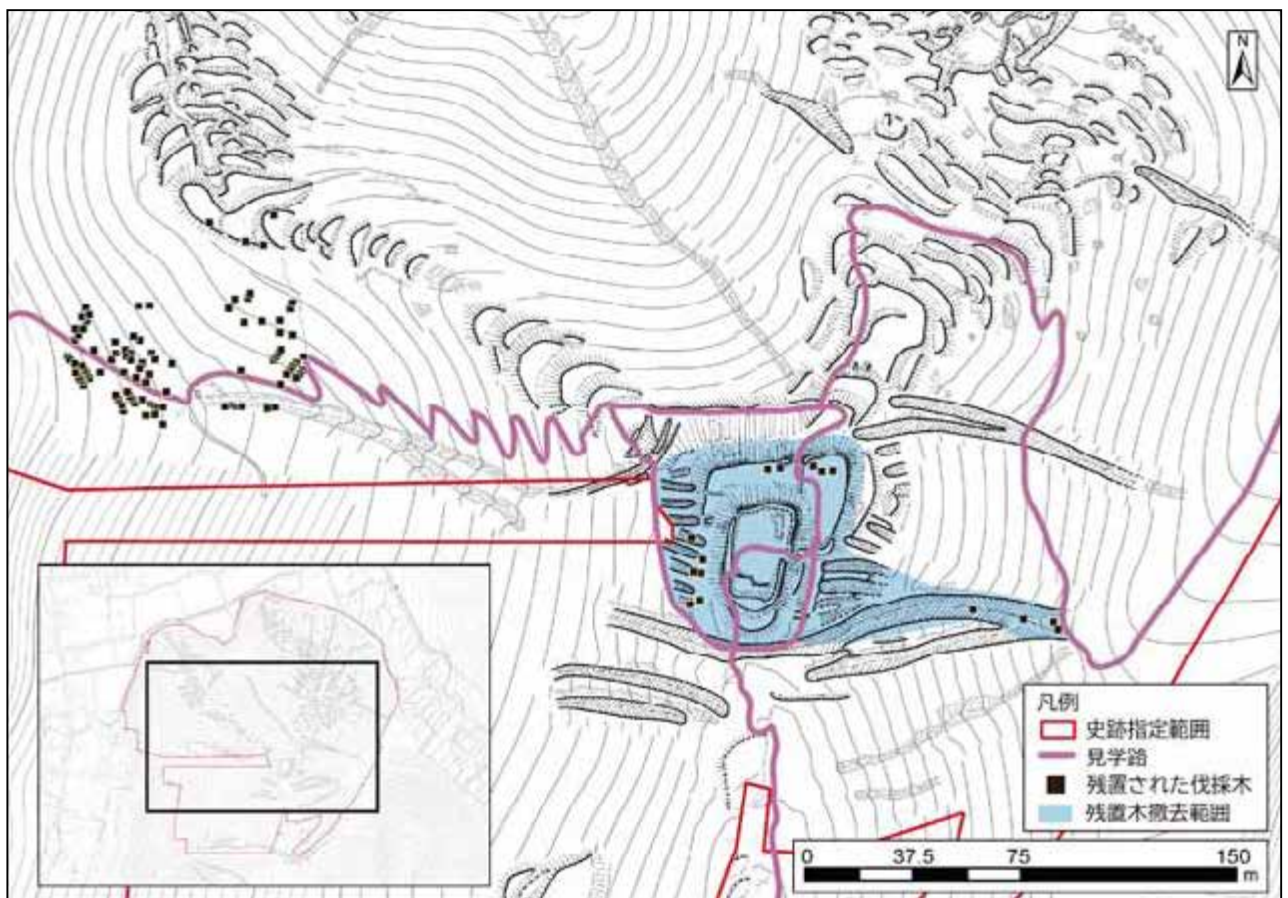
【図101】大城 枯損木等伐採計画図



【図 102】大城 残置木撤去計画図



【図103】小城 枯損木等伐採計画図



【図104】小城 残置木撤去計画図

第8節 案内解説施設に関する計画

1 基本方針

- (1) 動線計画に基づき、史跡の景観と調和する体系的なサイン整備を行います。
- (2) 来訪者が史跡を理解しながら、安全快適に見学できるよう、デザインや表示内容（用語等）等を統一したものとします。
- (3) 来訪者の誰もが使い易く、史跡を理解し易くなるよう、多言語対応、ユニバーサルデザインに配慮したものとします。
- (4) 地元保存団体等が設置したサイン類は、史跡のこれまでの活用の経過を示すものであり、継続的に活用することを原則とします。
- (5) 既存サイン類の整理を行い、計画的に更新を行います。
- (6) サイン類の新設、更新に当たっては、必要に応じて土地所有者や地元保存団体等と事前協議を行います。
- (7) サイン類は、遺構に影響を与えないよう、据置型を基本とし、支柱等の設置に掘削を伴うものは、地下遺構の状況を確認した上で設置場所、遺構保護措置を検討します。

2 サイン構成

種類	機能	記載内容	設置場所
総合案内サイン	史跡小笠原氏城跡全体の概要と、見学地の城跡の情報を記載	史跡小笠原氏城跡の概要 3城跡の位置関係を示す地図 全体図（縄張図） 見学ルートの案内 史跡見学の注意事項 周辺文化財地図	見学の起点となる箇所
説明サイン	特徴的な遺構の情報を記載	遺構の名称、解説 位置図、写真、図面	本質的価値を構成する遺構 遺構改変箇所
名称サイン	史跡名や遺構名等を記載。遺構名には、必要に応じて簡易的な解説を記載	史跡名や遺構名等 遺構解説	本質的価値を構成する遺構 その他必要な箇所
誘導サイン	史跡内外の動線上に設置し、歩行者を案内する。（車両等の誘導サインは別途）	目標となる遺構等の名称 方向 距離 位置図	見学動線の分岐点
眺望サイン	景観に関する情報を記載	視点場からの眺望解説 写真（視対象の名称を記載）	視点場となる箇所
注意喚起サイン	見学者への注意喚起に関する情報を記載	注意喚起情報	注意喚起が必要な箇所
その他サイン	上記以外の情報を記載	史跡内の文化財紹介等	各所



総合案内サイン(井川城跡想定事例)：史跡概要、広域案内、見学注意点を記載。多言語対応は二次元コードで行っている。(史跡津軽氏城跡堀越城跡 青森県弘前市)



総合案内サイン(林城跡想定事例)：パンフレット入れ併設。(史跡高岡城跡 富山県高岡市)



誘導サイン(井川城跡想定事例)：上面に位置図を記載(史跡津軽氏城跡堀越城跡 青森県弘前市)



誘導サイン(林城跡想定事例)：図を使用し、現在位置、地形情報が分かる(史跡春日山城跡 新潟県上越市)



名称サイン(林城跡想定事例)：景観に配慮した色調(史跡鉢形城跡 埼玉県大里郡寄居町)



眺望サイン(林城跡想定事例)：写真を用いて周辺の城跡等を示す。(史跡春日山城跡 新潟県上越市)



説明サイン(共通)：写真等を用い、用途、基礎情報を記載。多言語表記。(史跡津軽氏城跡弘前城跡 青森県弘前市)



注意喚起サイン(共通)：見学者に立入禁止等の注意を促す。(特別史跡平城宮跡 奈良県奈良市)



注意喚起サイン（共通）：見学車両に注意を促す。
（史跡春日山城跡 新潟県上越市）



名称サイン（共通）：史跡標柱
（史跡鮫ヶ尾城跡 新潟県妙高市）

3 整備の考え方

(1) 既存サイン

サイン配置について見直しを行い、老朽化したものや情報が古いものは撤去又は更新します。地元保存団体等が設置したサイン類は継続利用を原則としますが、遺構保存に支障がある箇所については個別に検討を行います。また、改修が必要になった際に統一的なデザインへの更新を協議します。

更新に当たり、基礎構造等継続利用できるものは、板面張替えや塗装等を行い、デザインの統一を図ります。

設置者が不明なサイン類は、当面の間、存置し、対応について個別に検討します。個々のサインの対応方針は、58 ページ、83・84 ページ、91 ページの既存サイン類一覧のとおりです。

(2) 新設サイン

既存サインの整理を行い、説明が不足する箇所や見どころとなるポイント等にサイン類を新設します。

新設するサイン類は、多様な来訪者が見学できるよう、形状・表示・色調等をユニバーサルデザインに配慮した統一的なデザインとします。また、必要に応じて二次元コードによるスマートフォン等への内容表示を併用しながら、多言語対応を図ります。

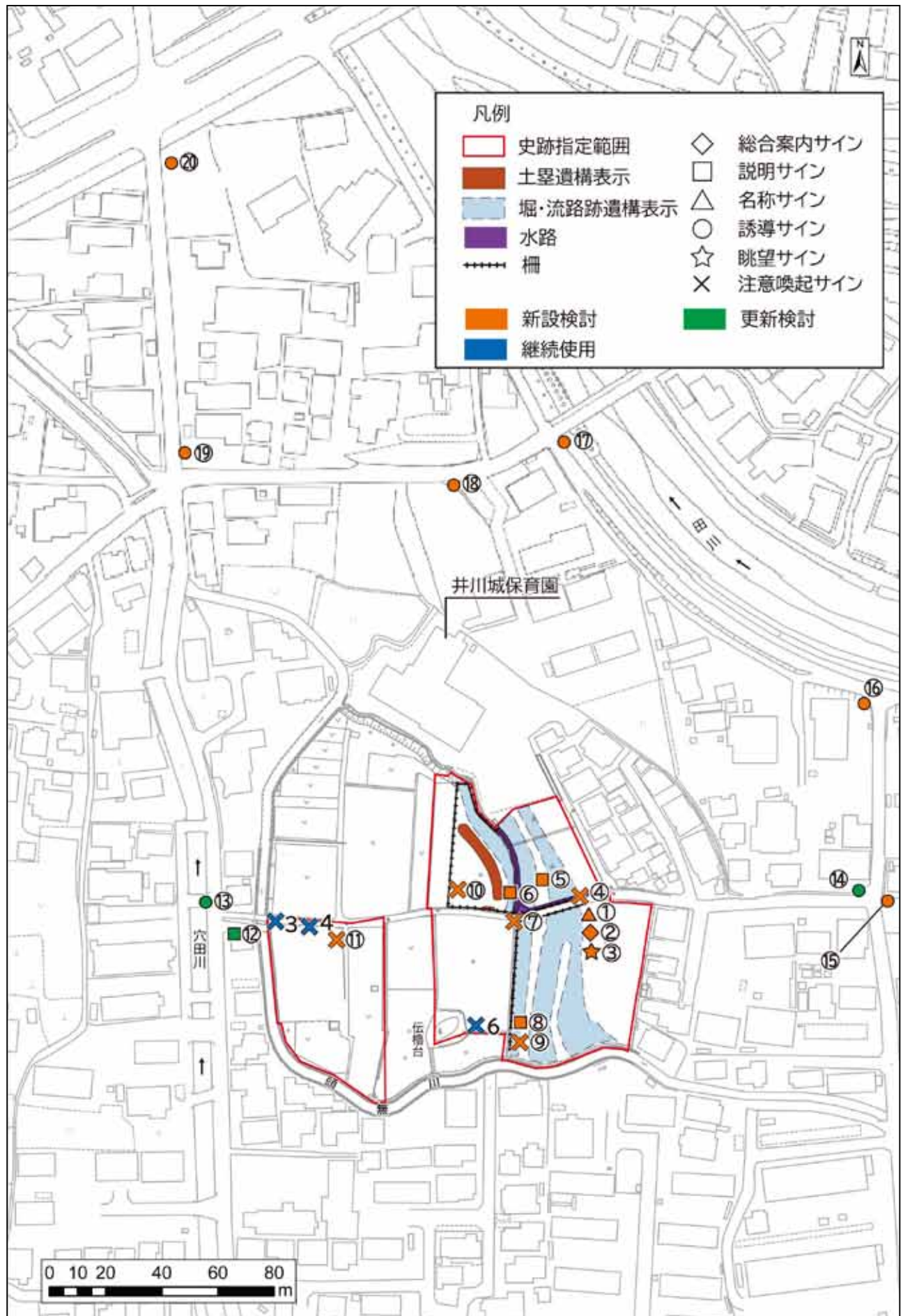
記載内容は最小限にとどめ、分かり易い文章とし、散策マップや二次元コード等で追加の解説を行います。なお、散策マップとサイン類の位置図が連動するよう整備を行います。

サイン類の設置については、遺構に影響が少ない据置型を基本とし、遺構面が浅い箇所については、地表面に基礎を整備するなど構造を検討します。設置箇所の状況により、据置型が設置できない場合は、事前に発掘調査により遺構保存への影響を調査し、支柱型の設置を検討します。

4 個別サイン計画

(1) 井川城跡（図 105）

整備を行う主郭遺構表示エリア、東側郭外活用整備エリアのサイン類の新設を行うほか、主郭管理用エリアには、私有地への立入を禁止する注意喚起サイン、史跡への



【図105】井川城跡 サイン類計画図

【表 13】 井川城跡 サイン一覧

種類	方針	番号	内容
総合案内サイン	新設	②	史跡概要、全体図、見学の注意点、周辺文化財地図等
説明サイン	新設	⑤	堀状遺構と流路跡
		⑥	土壇状盛土遺構と土塁、土塁裾部の溝、出入口（虎口）
		⑧	伝檜台跡
	更新	⑫	整備内容に合わせた板面更新
名称サイン	新設	①	史跡標柱
誘導サイン	新設	⑮⑯⑰	歩行者誘導サイン（史跡東側入口への誘導）
	更新	⑭	
	新設	⑱	車両・歩行者誘導サイン（駐車場と史跡東側入口への誘導）
	更新	⑬	
	新設	⑲⑳	
眺望サイン	新設	③	復元イメージ図、遺構説明（用語等）
注意喚起サイン	新設	④	関係車両以外立入禁止
	継続	3	
	新設	⑦⑩⑪	私有地のため史跡見学者の立入禁止
	新設	⑨	伝檜台跡見学の注意事項
	継続	4, 6	犬のフン持ち帰り

動線上に東側入口への誘導サインを設置します。

井川城跡は平坦で見通しが良いことから、史跡の景観に配慮し、サイン類は高さが低いものを想定します。東側入口周辺に、史跡標柱、総合案内サインを設置し、遺構表示箇所に説明サイン、館跡の姿をイラストで示す眺望サインを設置します。隣接する私有地への見学者立ち入りを防止する注意喚起サインを私有地との境界付近に設置します。

既存サイン類のうち、主郭維持管理エリア（伝檜台跡）の説明サインは撤去し、新設する総合案内板へ集約します。西側管理エリアにある解説サインは、整備内容にあったものに板面更新を行います。

(2) 林城跡

史跡の概要説明のサインや、地元保存団体等が設置した誘導サイン、文化財紹介サイン等が設置されています。既存サインはデザインが統一されていないため、説明内容の見直しと併せて更新を行います。

地元保存団体等が設置したサイン類は、継続使用し、改修の際に関係団体と協議を行い、統一的なデザインのサイン類へ更新を行います。

遺構の名称サイン、説明サイン、誘導サインが不足しているため、新設します。総合案内板及び史跡標柱を登り口に設置し、主要遺構に説明サイン・名称サインを設置します。また、後世の改変箇所や城内通路を説明するサイン類を設置します。

総合案内板は事例写真のような高さのあるものを用い、史跡への入口であることを分かりやすくします。説明サインは事例写真のように高さの低いものを想定します。

林城跡周辺は、駐車場である松本市教育文化センター・県史跡針塚古墳から林城跡への誘導サイン、大城東城山登り口と小城大嵩崎ルート登り口間の誘導サイン、小城大嵩崎ルート登り口と大城大嵩崎ルート登り口間の誘導サインを設置します。

5 車両誘導サイン計画

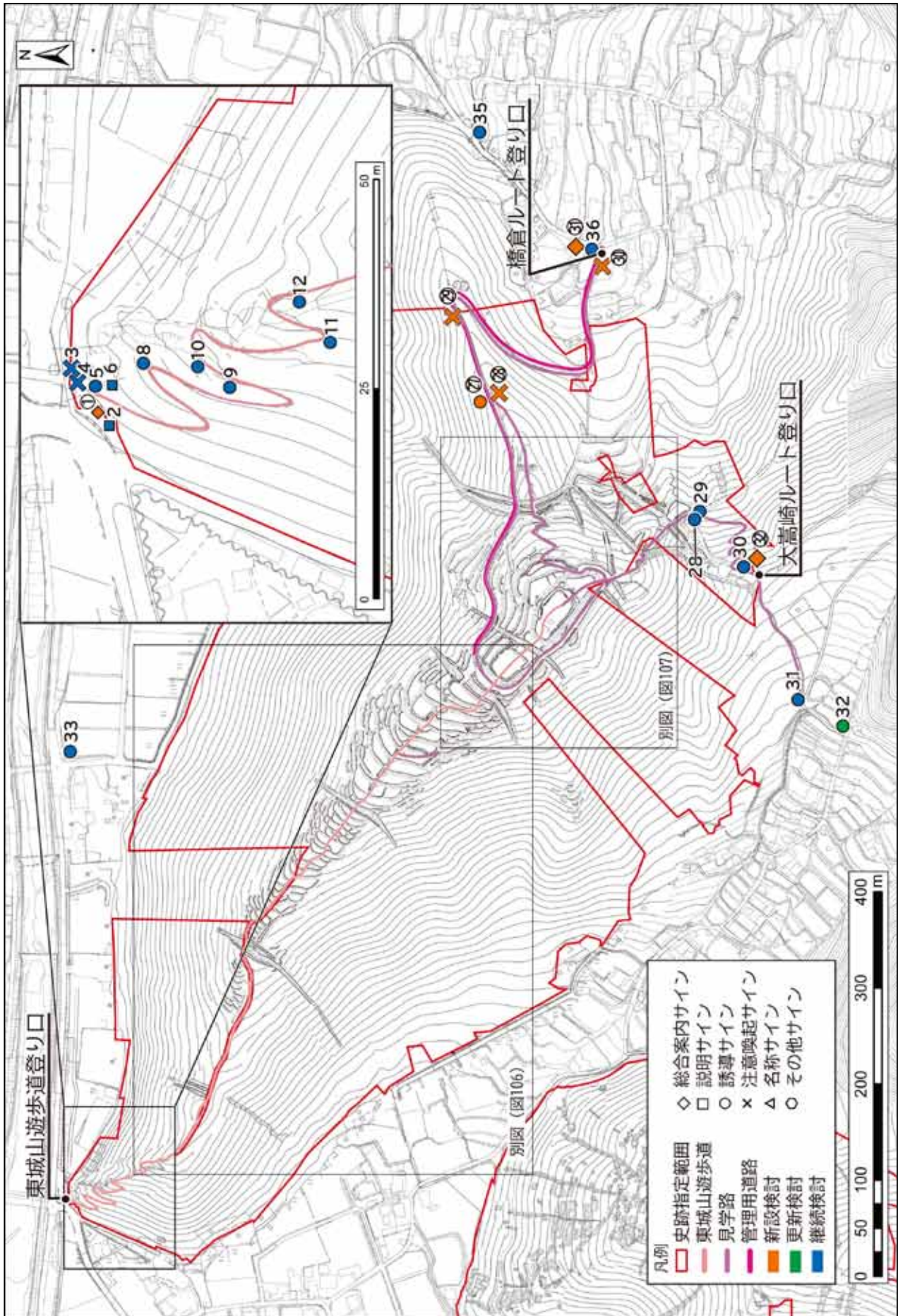
史跡へ車両を誘導するサイン類がないため、新設する必要があります。

現状誘導先となる専用駐車場がなく、短期計画内での駐車場整備が難しいため、歩行者の誘導に関する整備を短期計画内で行い、車両誘導サインの設置は専用駐車場の確保と合わせて中・長期計画で実施することとします。当面の間、史跡周辺の公共施設の駐車場への案内をインターネット等で行っていきます。

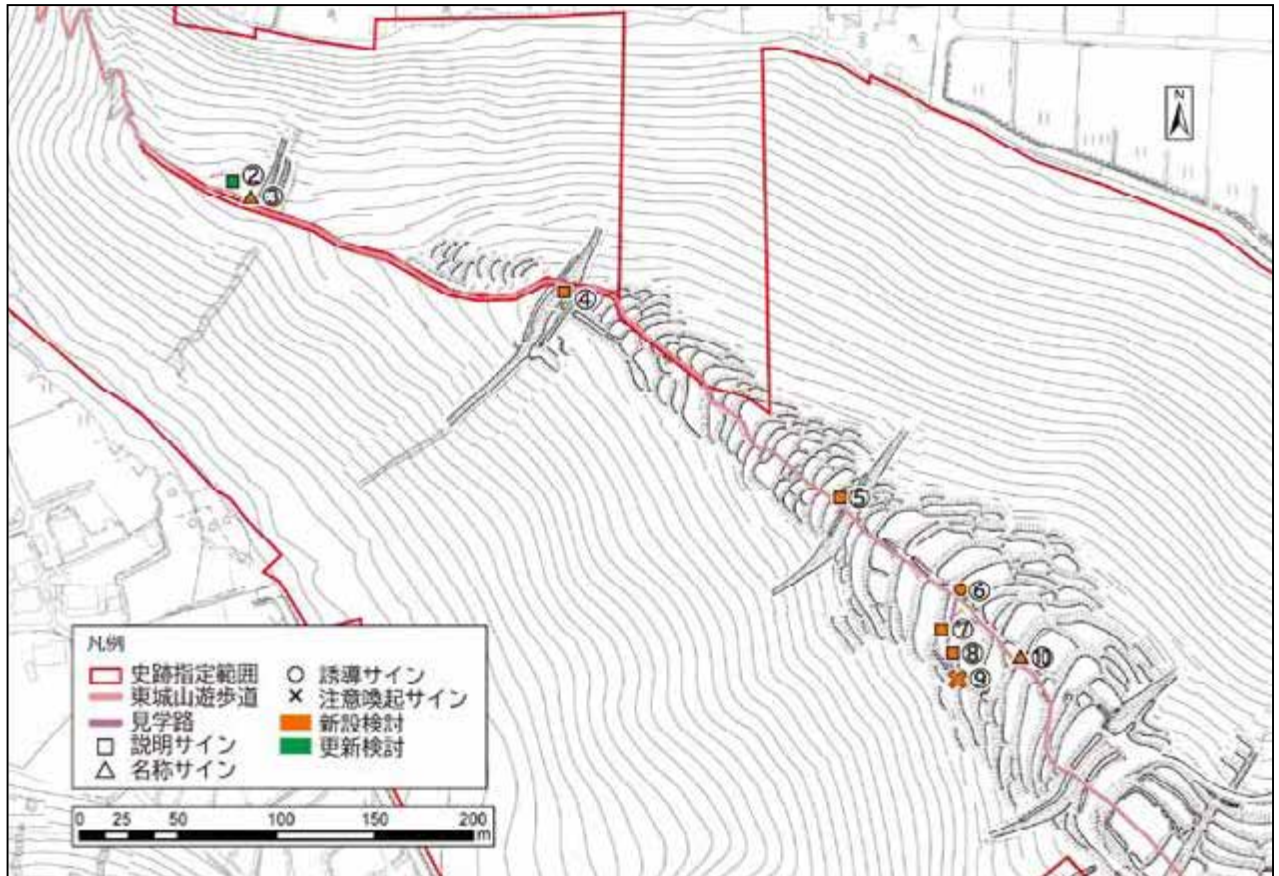
広域動線計画（128 ページ、図 86）では、松本インターチェンジからの車両動線とシェアサイクルを活用した自転車動線も想定しているため、サイン類の設置場所の検討を行います。

【表 14】大城 サイン一覧

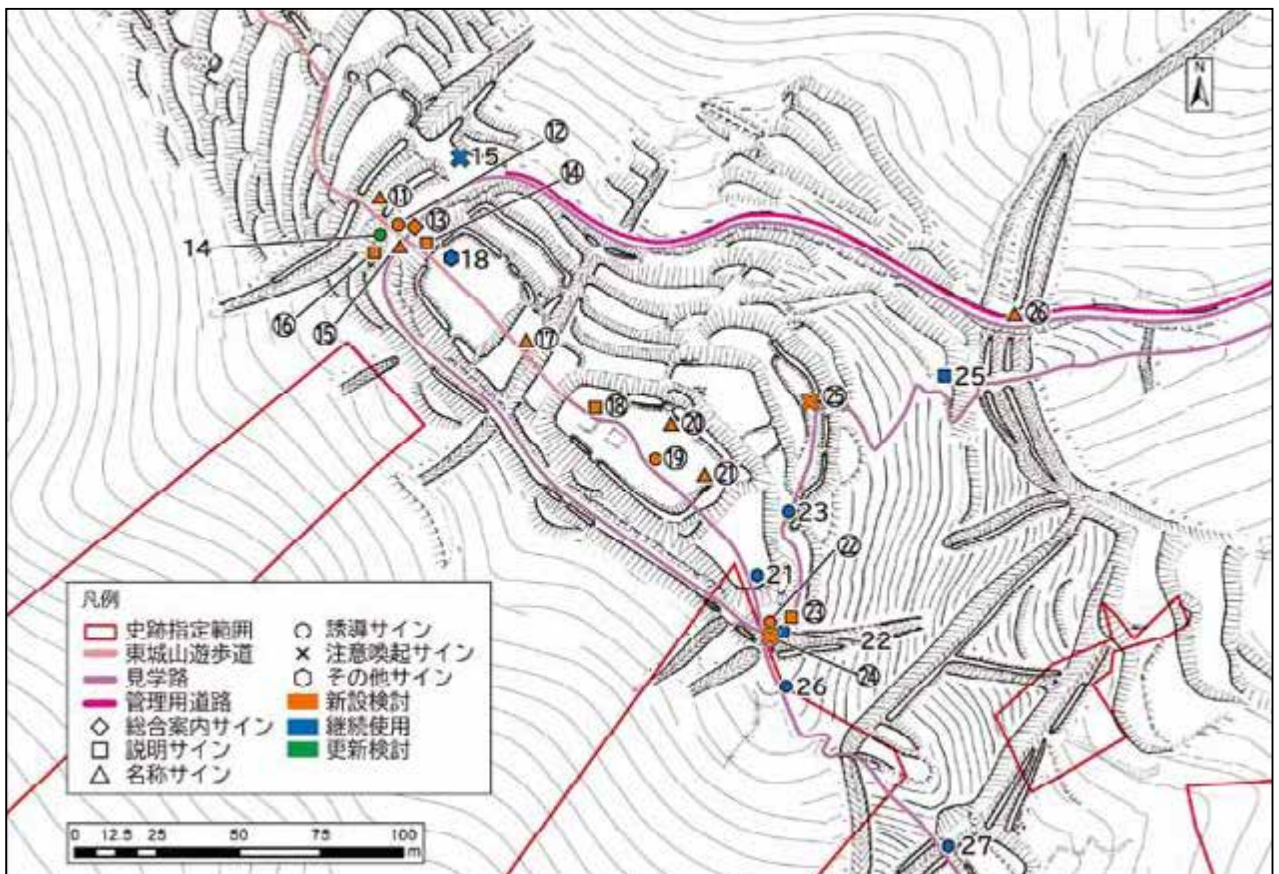
種類	方針	番号	内容
総合案内サイン	新設	①③⑫	史跡概要、全体図、見学路の説明、見学の注意点、周辺文化財地図等
	更新	⑬	史跡概要、主体部ブロックの遺構、全体図、見学路の説明、見学の注意点、周辺文化財地図等
説明サイン	更新	②	西北西尾根ブロックの遺構、堂平
		④	土塁を伴う堀切・竪堀
		⑤	堀切・竪堀を境に変わる遺構の特徴（曲輪と切岸）
		⑦	大規模な曲輪群
		⑧	通路状遺構と城内通路について
		⑭	主郭へ続く石段について
		⑯	堀切・竪堀、車道開削により改変された遺構
		⑱	主郭（土塁、土塁開口部、石積等の遺構）
	㉓	主体部南東側ブロックの遺構	
	継続	2	林町会「歴史の里散策マップ」
		6	林村「山の神社」跡
25		化粧井戸	
名称サイン	新設	③	竪堀
		⑩⑳㉑	石積
		⑪⑰㉒	堀切・竪堀
		⑮	史跡標柱
誘導サイン	新設	⑥	通路状遺構、主郭、東城山遊歩道登り口への誘導
		⑫	主郭、東城山遊歩道登り口、橋倉ルート登り口への誘導
		⑲㉒	金華橋・橋倉、林城跡歴史の道への誘導
		㉗	主郭、橋倉ルート登り口への誘導
	更新	14	東城山遊歩道ルート
		32	大嵩崎ルート登り口
	継続	5	東城山遊歩道登り口
		8, 9, 10, 11, 12	主郭への誘導
		21, 26, 27, 28 29, 30, 31	大嵩崎ルートの案内
		22, 23	化粧井戸への誘導
33, 35, 36		橋倉ルート案内	
注意喚起サイン	新設	⑨	遺構保護のため立入禁止
		㉔㉕㉘	通行注意
		㉙	関係者等以外の車両の進入禁止
		㉚	私道への関係者等以外の車両の進入禁止
	継続	3, 4, 15	タバコ・ゴミ捨て等禁止
その他サイン	継続	18	「松風亭」（東屋）標柱



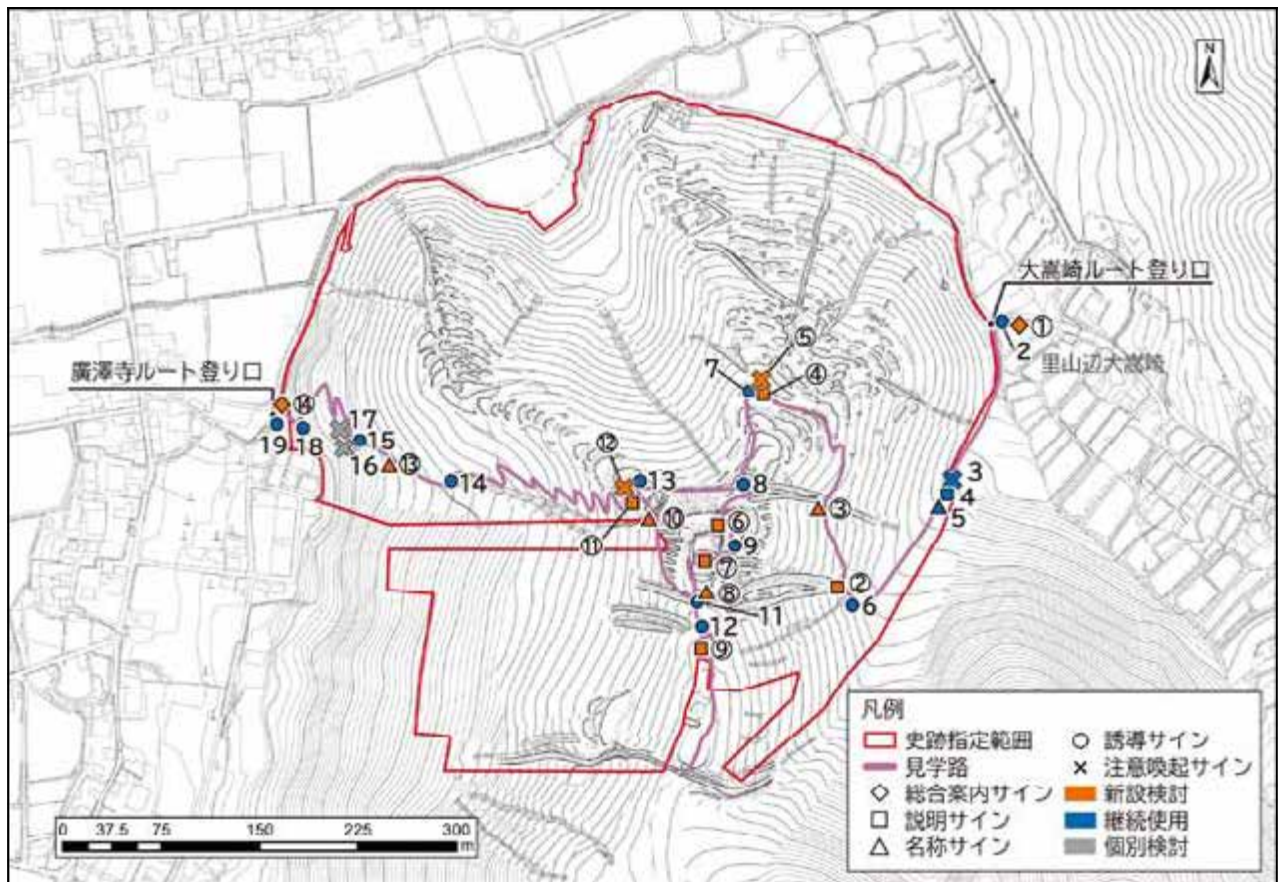
【図106】大城 サイン類計画図



【図 107】大城 サイン類計画図(西北西尾根拡大図)



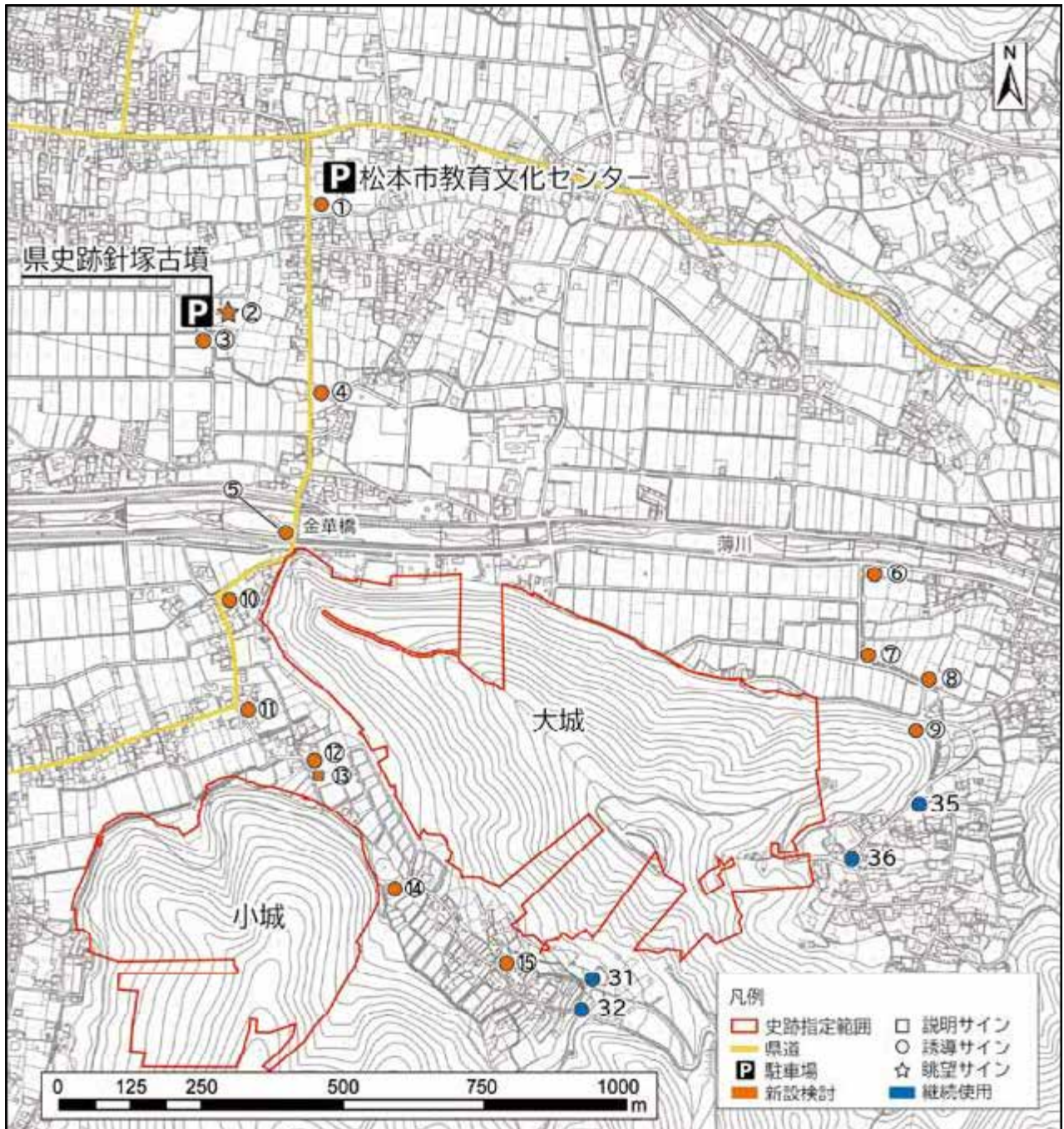
【図 108】大城 サイン類計画図(主体部拡大図)



【図 109】小城 サイン類計画図

【表 15】小城 サイン一覧

種類	方針	番号	内容
総合案内サイン	新設	①④	史跡概要、全体図、見学路の説明、見学の注意点、周辺文化財地図等
説明サイン	新設	②	竪堀、松本市域の竪堀の特徴（合流する竪堀）
		④	北尾根斜面ブロックの遺構、スロープ状遺構
		⑥	鉢巻状石積、松本市域の石積の特徴
		⑦	主体部ブロックの遺構
		⑨	南尾根ブロックの遺構
		⑪	北西尾根ブロックの遺構、スロープ状遺構
名称サイン	新規	①	史跡標柱
		③	竪堀
		⑧⑩	堀切・竪堀
		⑬	耕作地跡の石積
	継続	5	地獄の釜
誘導サイン	継続	2, 6, 7, 8, 9	大嵩崎ルート誘導
		11	大嵩崎・廣澤寺ルート、廣澤寺山への誘導
		12	廣澤寺山への誘導
		13, 14, 15, 18	廣澤寺ルート誘導
		19	廣澤寺ルート登り口、廣澤寺誘導
注意喚起サイン	新設	⑤⑫	遺構保護のため立入禁止
	継続	3	地獄の釜立入禁止
		16, 17	転落・崩落注意喚起



【図 110】 林城跡周辺のサイン類計画図

【表 16】 林城跡周辺 サイン一覧

種類	方針	番号	内容
説明サイン	新設	⑬	林山腰遺跡、林城跡と山麓拠点
誘導サイン	新設	①③④⑤	林城跡登り口への歩行者誘導 大城：東城山遊歩道登り口・橋倉ルート登り口、小城：大嵩崎側ルート登り口
		⑥⑦⑧⑨	大城橋倉ルート登り口への歩行者誘導
		⑩⑪⑫	小城大嵩崎ルート登り口への歩行者誘導
		⑭⑮	小城大嵩崎ルート登り口と大城大嵩崎ルート登り口間の歩行者誘導
	継続	31, 32	
眺望サイン	新設	②	史跡小笠原氏城跡の概要、山辺谷の山城概要、周辺地図等

第9節 管理施設及び便益施設に関する計画

1 基本方針

- (1) 地域住民や見学者が安全・快適に史跡を見学、利用できるよう整備を行います。
- (2) 既存の施設は継続利用し、老朽化等改修が必要な部分については、史跡の景観と調和したデザインのものを採用します。
- (3) 新設する施設は、必要最小限とし、遺構に影響を与えない工法を用います。
- (4) 管理施設のうち、史跡名称等を示す標識、史跡の概要を示す説明板は3城跡それぞれに設置することとし、サイン類とともに第8節に記載します。史跡の境界標については、管理上必要な箇所に設置します。

2 井川城跡

(1) 管理施設

ア 囲いその他の施設

(ア) 立入防止柵

主郭遺構表示エリア・東側郭外活用整備エリア西側及び主郭管理用エリア南側・東側に、隣接する私有地及び里道に沿って、見学者の立入防止柵を設置します。柵は、据置型の基礎に支柱の間をロープ等で連結したもの等、史跡の景観と調和し、見学者等への圧迫感のない外観となるようにします。

(イ) 転落防止柵

東側郭外活用整備エリア南側及び主郭管理用エリア西側に、頭無川への転落防止柵を設置します。安全確保のため必要となる高さ等の構造、頭無川対岸の住宅地の目隠しの機能、史跡景観と調和した外観を検討し、遺構保護層を確保した上で埋込基礎により設置します。頭無川との間に一定の幅を取り、地区で行われている頭無川の清掃作業等に支障がないようにします。

(ウ) 目隠し（遮蔽）の塀・植栽

東側郭外活用整備エリアの東側に、隣接する住宅地の目隠しのための塀又は遮蔽植栽を設置します。住宅地への日照の影響、目隠しのため必要となる高さ等の構造、史跡景観と調和した外観を検討します。塀の場合は遺構保護層を確保した上で埋込基礎により設置します。遮蔽植栽の場合は、適切な樹種を検討し、遺構保護層を設け、防根シートを設置する等、遺構の保存を図ります。

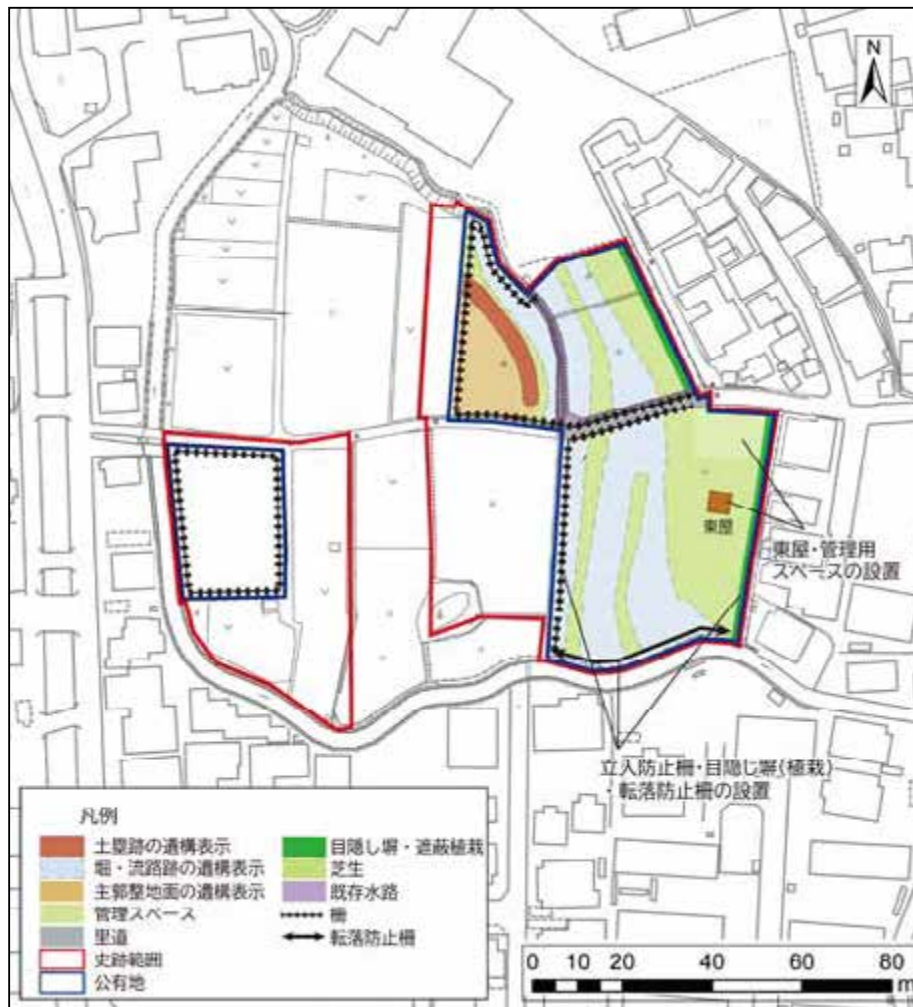
イ 管理用スペース

日常的な維持管理等の作業スペース、管理車両の立入り等のための管理用スペースを、東側郭外活用整備エリア東側の張芝範囲内に設置します。トラック等の管理用車両が3台程度駐車できる規模とし、芝生保護材を設置します。里道からの入口部分には車止めを設置し、見学車両等が進入しないよう管理します。

(2) 便益施設

ア 駐車場

井川城保育園駐車場の一部について、関係課、保育園利用者及び地元住民と協議し、了解を得た上で、見学者駐車場として活用します。駐車場として使用する範囲、



【図111】井川城跡 管理・便益施設計画図

利用形態等の検討、サイン類による注意喚起等を行い、園児をはじめとした保育園利用者、地元住民の安全確保を図ります。

イ 休憩施設

周囲に緑陰等がなく、保育園児の利用も見込まれることから、東側郭外活用整備エリアに東屋、ベンチを設置し、見学者の休憩場所とします。東屋は東側郭外活用整備エリアの南側の芝張り範囲に設置することとします。形状及び規模は基本設計時に検討することとしますが、発掘調査により建物跡が確認された場合は、建物跡の範囲に設置することを検討します。

設置にあたっては発掘調査により地下遺構の状況を確認し、遺構保護層を確保した上で設置します。東屋内部にはパネル展示を行い、史跡のガイダンスや講座等での活用を図れるものとします。

ウ トイレ

現在、史跡内にトイレは設置されておらず、近隣の公共トイレも離れた場所にあります。周辺が住宅地であり、現状では適地が見当たらないことから、短期計画で設置について検討し、その結果を踏まえて中・長期計画に位置付けます。

エ 里道

指定地西側の耕作地へ唯一出入りができる道であることから、耕作用車両等が通

過するための通行スペースを確保し、見学者にはサイン類により注意喚起を行います。遺構の保存及び私有地への立入防止のため、里道への一般車両の立入りを禁止し、注意喚起サインを設置します。

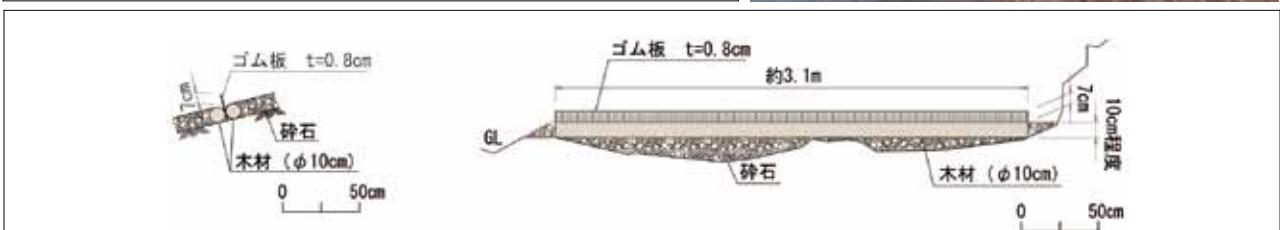
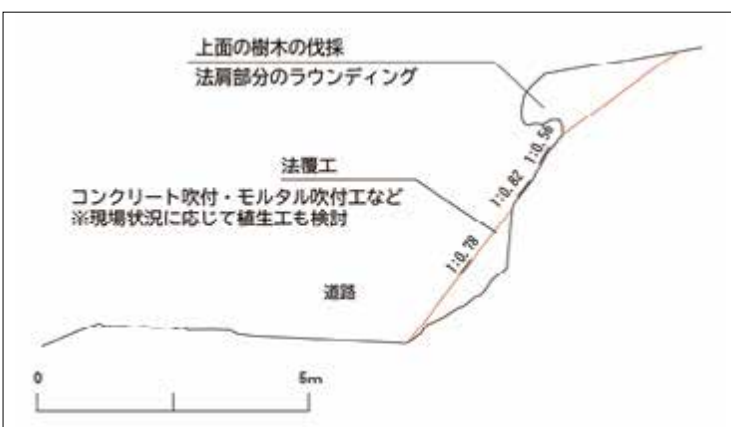
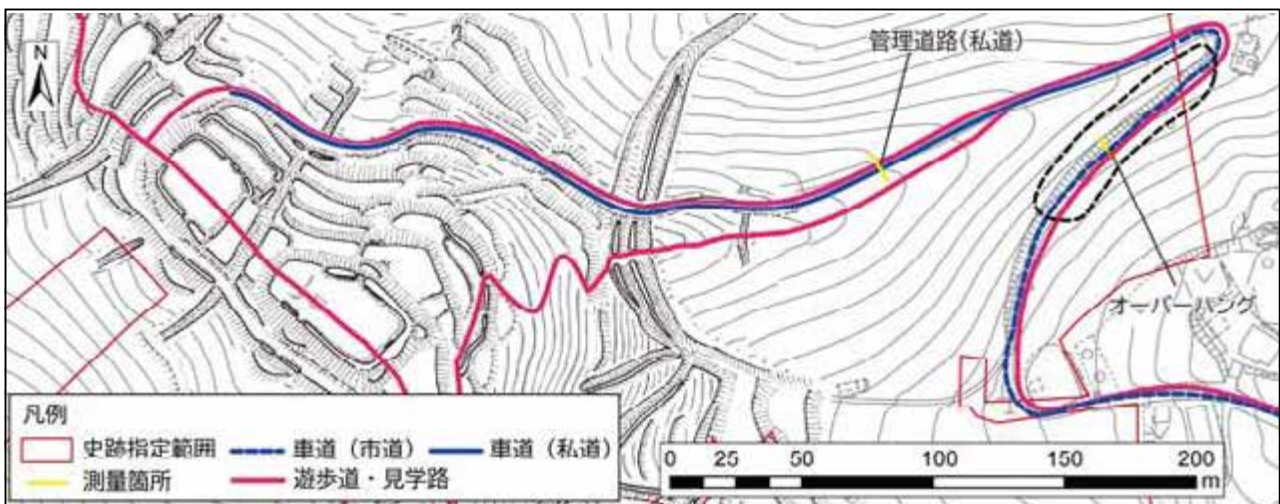
3 大城

(1) 管理施設

ア 管理用道路

橋倉集落から大城主体部まで続く車道は、土地所有者の山林管理等のため設けられたものです。今後の史跡の維持管理や整備事業に当たり、管理用車両や工事・資材運搬車両の通行が必要であるため、この車道を史跡の管理用道路として位置付けます。また、他のルートより歩き易い見学動線であり、徒歩で見学することが困難な方が、車両で主体部へ入るための動線としても位置付けます。

地権者等関係者、徒歩での見学が困難な方、史跡の管理車両を除く一般車両は、遺構保護のため進入を制限することを関係者と協議します。



【図112】大城管理用道路

遺構保護と見学者の安全確保のため、原則車両の進入は曲輪3までとし、曲輪3から曲輪4東側へ通じる道には車止めを設置します。

管理用道路は、市道部分の山側斜面のオーバーハング箇所崩落防止のため、オーバーハング部分の除去及び法面保護工事を行います（図112）。オーバーハング部分は、事前に上面の発掘調査を行い、遺構の状況を確認し、上面の樹木の伐採を行った上で除去します。法面保護工事は、景観に配慮した工法とします。

また、路面の凹凸があり、車両の通行に支障をきたし始めているため、凹凸を解消するための砕石敷を行い、木製路面排水工等の路面の排水対策を行います。

イ 管理用スペース

管理用道路が主体部へ入る曲輪3に、管理用車両、工事用車両等の一時的な立入りや、整備工事等の作業ヤードとして用いる管理用スペースを設けます。地下遺構の保護を図るため、発掘調査により地下遺構の深度を確認した上で、盛土等の保護措置を講じます。

(2) 便益施設

ア 駐車場

当面の間、現在活用している松本市教育文化センター、県史跡針塚古墳の駐車場を活用します。合わせて、金華橋エントランスエリア、橋倉エントランスエリアでの駐車場確保のため、土地所有者・地元町会と協議を行います。賃貸借を含めて駐車場の確保を図ることとします。駐車場用地が確保できる場合、当面は駐車場として使用するための簡易な整備を行い、中・長期計画において便益施設の併設を含めた整備を検討することとします。

イ 遊歩道・見学路

城内通路の全容が未解明であることから、当面の間、既存の遊歩道・見学路を継続して使用します。東城山遊歩道の洗掘による遺構毀損範囲及び主体部の見学路の整備を優先的に行うこととし、その他のルートについては、除草や枝払いを定期的に行い、通行を確保するほか、危険箇所（急傾斜地）への注意喚起サインの設置を行います。遊歩道・見学路の急傾斜地には、階段を設置し見学者の安全確保を行います。

東城山遊歩道の洗掘箇所の整備については第4節に述べましたが、洗掘が再度生じないように、排水対策等を講じながら遊歩道の修復を行います。また、東城山遊歩道の登り口から尾根に至るまでの間は急傾斜で階段等が設置されていますが、破損が見られるため、修復を行います。

ウ 休憩施設

既存の3棟の東屋は継続して使用しますが、老朽化等で改修が必要になった場合は、在り方を検討します。

ベンチについては、地元保存団体が設置したものは継続して使用し、主郭東屋に設置されている管理者が不明なカラーベンチは、老朽化しているため、史跡の景観に合うものに置き換えます。新設するベンチは、地下遺構へ影響を与えないものとします。

エ トイレ

曲輪3に設置している簡易トイレ（春季～秋季）の設置を継続し、利用実績等を見て設置について検討します。また、周辺のトイレとして松本市教育文化センター及び松本市山辺運動広場のトイレを案内します。中・長期計画においてトイレを設置できるよう、本計画期間中に設置場所について検討します。

4 小城

(1) 管理施設

石積保護のための離隔措置として柵、バリケード等を設置します。柵は、地下遺構に影響を与えないものとしします。

(2) 便益施設

ア 駐車場

当面の間、松本市教育文化センター、県史跡針塚古墳の駐車場を活用し、大嵩崎エントランスエリアでの駐車場確保のため、土地所有者と協議を行います。大城と同様に、賃貸借を含め駐車場の確保を図り、当面は駐車場として使用するための簡易な整備を行い、中・長期計画において便益施設の併設を含めた整備を検討します。

イ 見学路

大城と同様に、城内通路の全容が未解明であることから、当面の間、既存の見学路を継続して使用します。急傾斜地があるため、注意喚起サインを設置します。

ウ 休憩施設

大嵩崎ルートの地元保存団体設置のベンチは、継続使用します。東屋等の休憩施設については、本計画では設置せず、中・長期計画において設置を検討します。

第10節 公開活用及びそのための施設に関する計画

1 基本方針

- (1) 既存の公共施設を活用し、来訪者に史跡の本質的価値を伝えられるよう展示を行うほか、関連する文化財の情報を発信します。
- (2) 史跡小笠原氏城跡の専用のガイダンス施設の設置については、中・長期計画において検討することとします。

2 ガイダンス機能の配置

現在、史跡小笠原氏城跡に関するガイダンス施設はなく、史跡に設置されているサイン類や、パンフレット、市ホームページで情報発信を行っています。

井川城跡は近隣に公共施設がないことから、設置を計画している東屋にパネル展示等を行うなど、ガイダンス機能を持たせます。

林城跡は、現在駐車場として活用している松本市教育文化センターや隣接する旧山辺学校校舎に史跡小笠原氏城跡や山辺地区の山城等のパネル展示を行うことを検討します。また、中山地区に所在する松本市立考古博物館で、出土遺物の展示や市域の山城等に関する展示を行うことを検討します。大城については、既存の東屋内にパネル展示等を行い、ガイダンス機能を持たせます。

第11節 周辺地域の環境保全に関する計画

1 基本方針

- (1) 史跡小笠原氏城跡周辺の未指定地や、史跡の本質的価値に関連する遺跡の保護を図ります。
- (2) 史跡周辺の環境を保全するため、地域住民や保存団体、庁内関連部署、関係する団体等との連携を図ります。

2 個別計画

(1) 井川城跡

井川城跡の中心部が未指定地であることから、遺構の保存を図るため、土地所有者・利用者の理解、協力を得ながら周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図るとともに、史跡指定や公有化について検討します。

(2) 林城跡

史跡の本質的価値に関連する遺跡である林山腰遺跡、水番城跡について、周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図ります。また、大城と橋倉を隔てて位置する水番城跡、大城と小城の間に位置する林山腰遺跡を、史跡から眺望できるようにする等の一体的な保存活用の方法を検討します。

第12節 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

1 基本方針

史跡小笠原氏城跡や小笠原氏に関係する文化財や、史跡の所在する鎌田地区、里山辺地区及び入山辺地区の文化財を、小笠原氏城跡と一体的に活用することを目指します。

2 関連文化財等との連携

(1) 松本市文化財保存活用地域計画における関連文化財群

松本市文化財保存活用地域計画では、市内35地区の公民館を拠点とした市民による文化財悉皆調査の成果をもとに、165の関連文化財群が設定されています。

史跡小笠原氏城跡は、松本市の歴史文化の特徴（「松本の8つの魅力」）の一つである「松本城と城館群」に位置付けられています。

また、井川城跡が所在する鎌田地区は「井川城と関連文化財群」、林城跡が所在する里山辺地区、入山辺地区では、里山辺地区が「林城下の遺構」、山辺地区として「山家氏、小笠原氏と山城」を関連文化財群として設定しています。また、所在地域以外にも、関連する文化財があります。

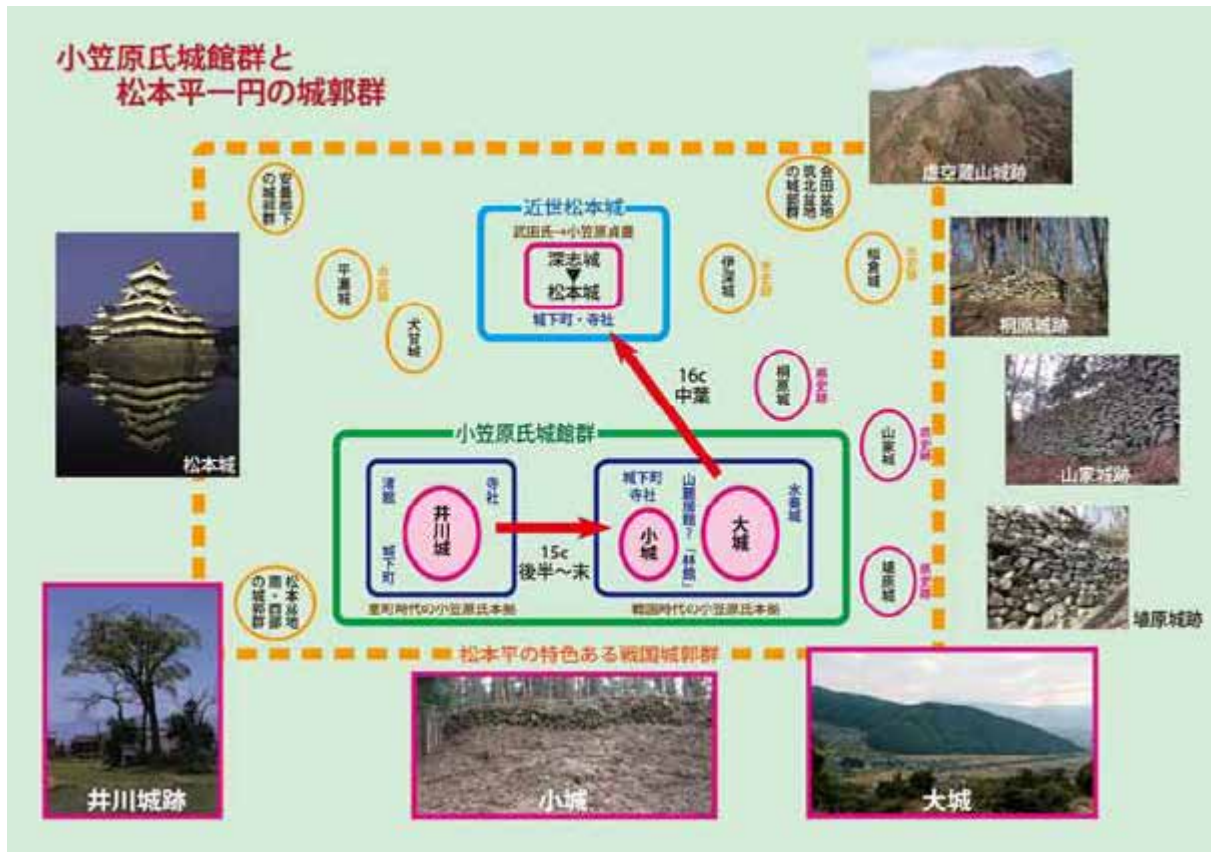
史跡小笠原氏城跡と関連するこうした数多くの文化財は、史跡小笠原氏城跡や地域の歴史を理解する上で欠かせないものとして保存活用を図る必要があります。

(2) 関連文化財群の保存活用

ア 史跡小笠原氏城跡に関する情報発信の際、関連する文化財群を紹介したり、講座で関連する山城や周辺の文化財を訪れるなど、史跡小笠原氏城跡と一体的に関連文化財の活用を図ります。

イ 史跡小笠原氏城跡周辺の文化財も取り上げた散策コースやマップの作成、関連文化財の標柱・説明板設置が、地元町会によって行われていたり、公民館活動で他地区の山城を訪れたりする活動が行われています。こうした活動の支援、共同実施に取り組みます。

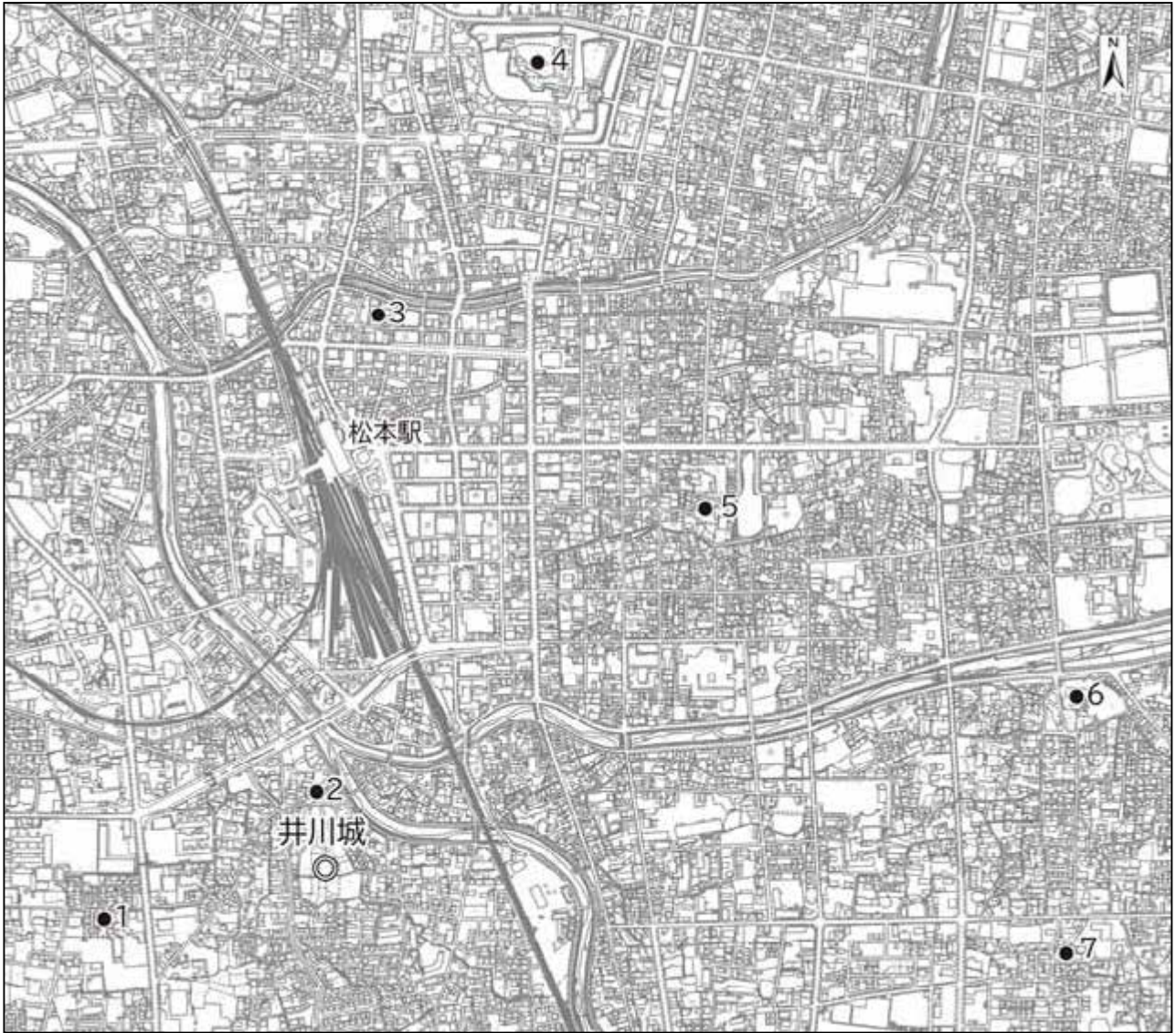
ウ 県史跡小笠原氏城跡（山家城、桐原城、埴原城）を始めとした市内の山城について、調査、文化財指定等により、保存活用を図ります。



【図 113】 小笠原氏城館群と松本平一円の城郭群（イメージ）

【表 17】 史跡小笠原氏城跡周辺の関連文化財

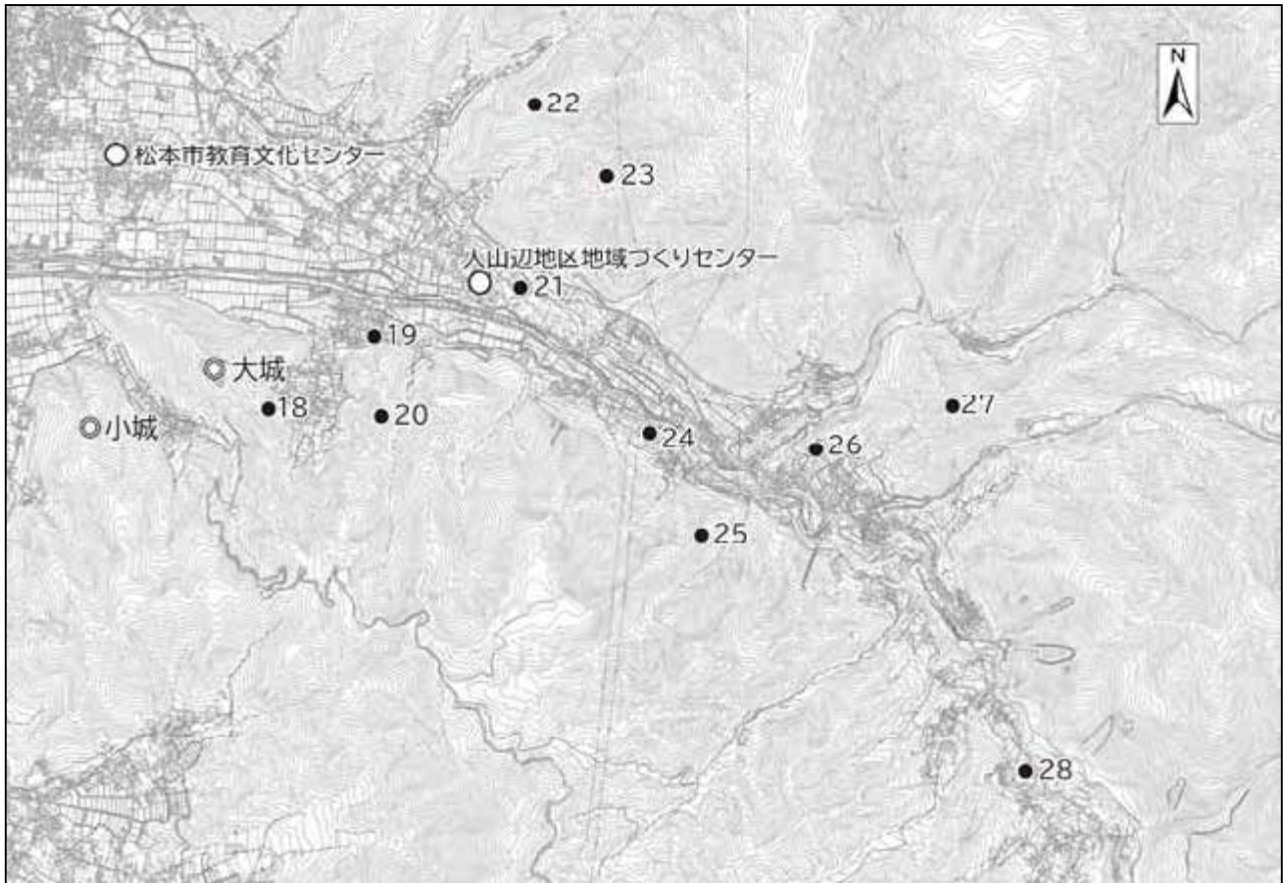
	名称	地区		名称	地区
1	天満宮跡	鎌田地区	15	竹溪庵跡（林薬師堂跡）	里山辺地区
2	廣正寺		16	林山腰遺跡	
3	浄林寺	第1地区	17	南方遺跡	入山辺地区
4	松本城（深志城）	中央地区	18	橋倉諏訪神社	
5	深志神社	第2地区	19	南方諏訪神社本殿	
6	筑摩神社	庄内地区	20	水番城跡	
7	若宮八幡社		21	天満宮跡	
8	蔵造の街並通り	里山辺地区	22	桐原城跡	
9	旧薬医門移築（個人宅）		23	霜降城跡	
10	兔田旧跡	里山辺・神田地区	24	宮原神社	
11	千鹿頭神社		25	宮原城跡	
12	廣澤寺の小笠原家墓所	里山辺地区	26	徳雲寺跡	
13	旧浄蓮寺跡		27	山家城跡	
14	旧浅間社跡		28	大和合神社	



【図 114】 井川城跡周辺の関連文化財群



【図 115】 里山辺地区の関連文化財群（林城下の遺構）



【図116】入山辺地区の関連文化財群（山家氏、小笠原氏と山城）



【図117】里山辺林町会作成の「歴史の里」散策マップ

第13節 整備事業に必要となる調査等の計画

1 基本方針

- (1) 史跡の保存及び整備に当たって必要となる発掘調査等を、計画的に実施します。
- (2) 史跡小笠原氏城跡や周辺の関連文化財について、絵図や文献史料での調査を継続して行います。

2 井川城跡

(1) 発掘調査（図118）

ア 遺構表示に必要となる遺構の確認調査

整備に先立ち、主郭遺構表示エリア及び東側郭外活用整備エリアで遺構確認調査を行います。主郭遺構表示エリア内は、土塁・堀状遺構等の遺構範囲確認を目的とし、面的な調査を実施します。東側郭外活用整備エリアは、流路状遺構・整地面等の遺構範囲確認を目的とし、トレンチ調査及び面的な調査により調査を実施します。

イ 便益施設等設置範囲の遺構確認調査

管理用スペース、東屋等便益施設の整備に先立ち、設置範囲を対象として遺構の状況を確認するための調査を実施します。

ウ 将来的な整備に向けた遺構確認調査

主郭管理用エリアについて、将来的な整備に向けた遺構確認を目的とし、エリア内を面的に発掘調査します。主郭西側にも館への出入口があった可能性があるため、留意して調査を行います。

(2) 測量調査

地形造成、排水計画の設計に必要な測量調査を行うものです。

(3) 地下水調査

排水計画立案のため、必要に応じて地下水位等の調査を行うものです。

3 大城

(1) 発掘調査（図119）

ア 遺構保護に必要な情報を把握するための遺構深度確認調査

見学者が面的に立ち入る主体部及び曲輪22について、遺構の保護措置を検討するため、遺構深度の確認を目的とし、トレンチ又はグリッドにより調査を行います。

イ 遺構修復箇所の調査

遺構修復を行う主郭土塁について、遺構の毀損状況、修復方法の検討のため、修復範囲の遺構面の状況を確認することを目的として実施します。

ウ 管理用道路法面整備のための調査

オーバーハング箇所を除去する必要があることから、事前にオーバーハング箇所上面の発掘調査を行い、遺構の有無等を確認することを目的として実施します。

エ 遊歩道洗掘部分の遺構修復範囲の調査

遊歩道洗掘により毀損した曲輪等の遺構修復方法を検討するため、遺構の毀損状況及び曲輪の本来の状況を確認することを目的とし、毀損範囲内部及び外周（遊歩

道沿いの曲輪部分)の調査を実施するものです。

オ 堀切・土塁観察スポット設置箇所の調査

設置方法や保護措置を検討するため、設置箇所の遺構面の状況を確認することを目的として調査を実施するものです。

(2) 石積

石積の現状記録調査(三次元測量、石垣カルテ作成)、動態調査(定点測量、クラックゲージ設置等)を実施するものです。

(3) 測量調査

土塁・遊歩道洗掘部分の遺構修復、遊歩道整備、階段設置等の基本設計及び実施設計のため必要となる測量調査を実施するものです。

(4) 植生調査

松枯れ等による樹木の枯損、枯損木伐採後の環境変化対応のための経過観察を行うものです。

(5) 地質調査

竪堀・切岸等の斜面崩落、史跡外への転石、史跡地下にある地下壕崩落による遺構への影響等、地形地質に関する調査の実施について検討します。

(6) 城内通路調査

縄張調査や発掘調査等による城内通路確認調査を行うものです。主体部及び東城山遊歩道沿いの曲輪等の遺構は、遺構深度確認や遺構修復のため発掘調査を行うため、これに合わせて城内通路調査を行います。また、中・長期計画で整備を行う見学路(橋倉ルートから井戸跡(化粧井戸)を經由して主体部へ向かう見学路、大嵩崎ルート)及びその周辺の城内通路調査を行い、見学路付替えや整備方針の検討に繋がります。

(7) 水文調査(表流水調査)

遊歩道部分の遺構及び遊歩道復旧に当たり、表流水による洗掘の原因を明らかにし、復旧後に洗掘が再度生じないための対策や整備方法を検討するため、整備に先立って遊歩道及びその周辺の地形や表流水の流れ方等について調査を行うものです。

(8) 地耐力調査

主体部の旧神社石段部分に設置する階段の設計に当たり、据置基礎部分の地耐力調査(簡易貫入試験等)を行うものです。

4 小城

(1) 発掘調査(図120)

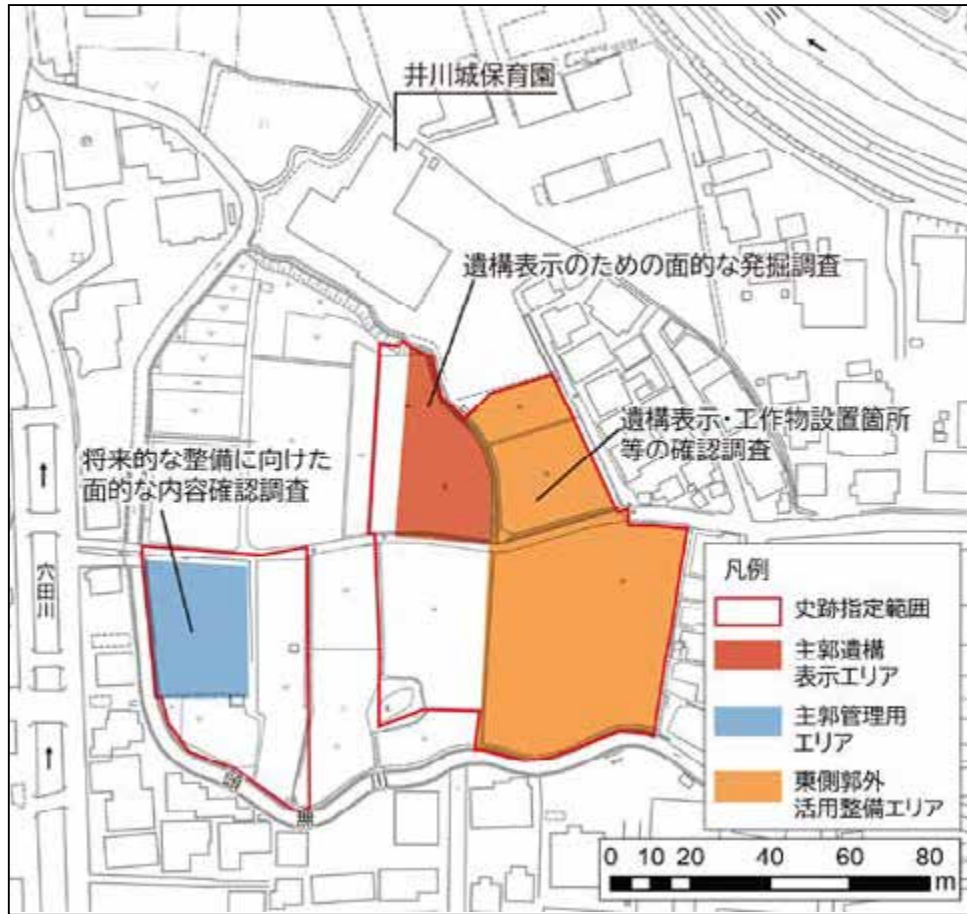
見学者が面的に立ち入る主体部周辺の曲輪について、遺構の保護措置を検討するため、遺構深度の確認を目的とし、トレンチ又はグリッドにより調査を行います。

(2) 石積

石積の現状記録調査(三次元測量、石垣カルテ作成)、動態調査(定点測量、クラックゲージ設置等)を実施します。

(3) 植生調査

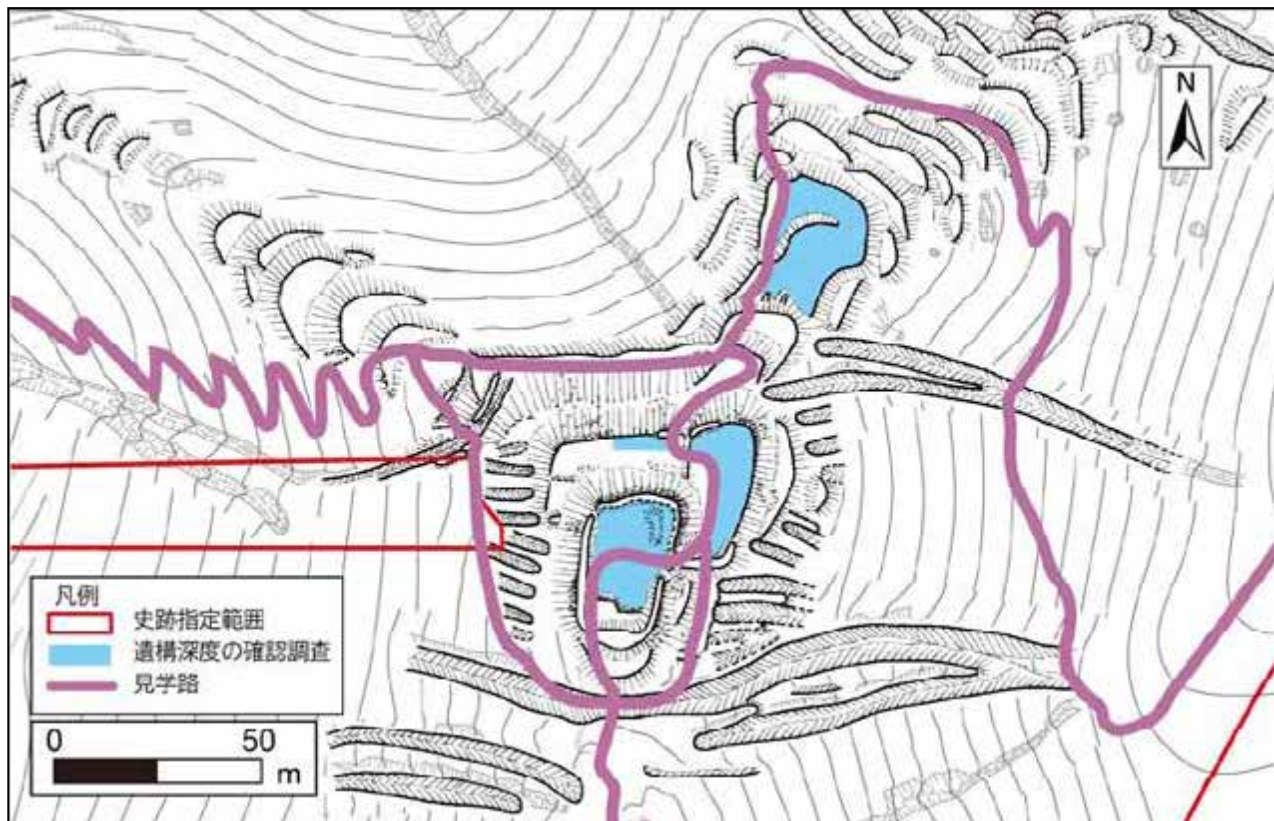
松枯れ等による樹木の枯損、枯損木伐採後の環境変化対応のための経過観察を行うものです。



【図 118】井川城跡 発掘調査計画箇所



【図 119】大城 発掘調査等計画箇所



【図 120】小城 発掘調査計画箇所

(4) 地質調査

森林環境の変化による切岸等の斜面崩落といった、地形地質に起因する遺構への影響についての調査を検討します。

(5) 城内通路調査

縄張調査や発掘調査等による城内通路確認調査を行うものです。主体部周辺及び中・長期計画で整備を行う大嵩崎ルート周辺について調査を行い、見学路付替えや整備方針の検討に繋がります。

5 周辺遺跡等の調査

林城跡に隣接する林山腰遺跡について、中・長期計画での調査実施に向け、短期計画において検討します。また、水番城跡の文化財指定に向け、調査を実施します。

第 14 節 公開活用に関する計画

1 基本方針

- (1) 史跡小笠原氏城跡の魅力や整備事業等に関する情報発信に積極的に取り組みます。
- (2) 学校教育や地域の社会教育の場として活用してもらえるよう働き掛けを行います。
- (3) 史跡への興味関心を高めてもらうため、市民協働型のイベントを検討します。
- (4) 地元の町会や保存団体、博物館、松本城、公民館、図書館、各地区地域づくりセンター、市観光部局等と連携して公開活用事業に取り組みます。

2 情報発信

- (1) 井川城跡、林城跡それぞれの情報に加え、井川城から林城を経て松本城へと至る変

- 遷、小笠原氏の歴史等の情報を発信し、松本の歴史や、室町時代から近世初頭に至る政治・軍事的な動向、領主の居城（本拠地）の変遷を理解してもらえますようにします。
- (2) 井川城跡、林城跡ともに、「城」という名称から、松本城のような近世城郭の姿をイメージされがちです。このため、情報発信にあたっては、井川城跡は居館跡であること、林城跡は麓にあったと推定される山麓拠点に伴う山城であることが理解してもらえますよう留意します。
 - (3) 史跡小笠原氏城跡や小笠原氏に関連する文化財群についても、史跡小笠原氏城跡と一体的な情報発信を行い、個々の文化財だけでなく、松本の歴史等についても理解を深めてもらえますようにします。
 - (4) パンフレット・マップ等の刊行物、市ホームページ、SNS等で史跡小笠原氏城跡の基本的な情報、最新の調査成果等を公開します。刊行物や市ホームページでの周知は、多言語化を図ります。
 - (5) 博物館、松本城、公民館、図書館、各地区地域づくりセンター、市観光部局と連携した情報発信に取り組みます。
 - (6) 史跡への関心を高め、史跡整備について理解してもらうため、発掘調査等の現地説明会を開催するほか、整備事業の様子を発信します。また、整備事業への市民参加について検討します。
 - (7) 史跡小笠原氏城跡に関する講座、講演会等を継続して実施します。

3 活用

(1) 学校教育・生涯学習

- ア 史跡小笠原氏城跡は学校の遠足やスタンプラリーのポイントなど、学校教育で活用されています。こうした活用を継続するとともに、児童・生徒に史跡小笠原氏城跡を理解してもらえよう、遠足等に合わせた講座や印刷物の配布等を検討します。
- イ 地域の歴史や中世の城館の姿を学べる場として、史跡を積極的に活用してもらえよう、出前講座や現地講座等の仕組みづくりを行います。
- ウ 健康づくりのためのウォーキング等野外活動とも絡めたイベントを行い、幅広い層への史跡の周知を行います。

(2) 地域づくりや観光

- ア 地元保存団体や町会等と連携したイベントを継続して行うほか、史跡の保存活用に関する事業に市民や見学者が参加できる取組みの実施など、史跡と人とのつながりを深める仕組みを検討します。
- イ 公民館活動等で史跡を活用できるよう、見学メニューの提供等連携を図ります。
- ウ 地元町会等と連携し、地域のイベントの会場等、地域づくりの場として活用を図ります。

第15節 管理・運営に関する計画

1 基本方針

- (1) 整備事業の推進に当たっては、有識者や地元関係者からなる委員会、文化庁、県教育委員会からの指導助言を得ながら行います。

- (2) 整備事業の推進や史跡の維持管理を、地域と行政が一体となって行えるよう、体制を整備します。

2 整備事業の体制

- (1) 整備事業は、教育委員会文化財課の主管業務とします。
- (2) 事業の計画、設計、実施に当たっては、有識者や保存団体、地元関係者等からなる委員会、長野県教育委員会及び文化庁の指導及び助言を仰ぎます。
- (3) 整備事業開始に伴い、日常の維持管理業務に加え、発掘等の各種調査が始まることから、事務局体制の充実、予算の継続的な確保を図ります。
- (4) 整備事業の実施に当たっては、環境エネルギー部、建設部等の庁内関係部局との連携が求められることから、庁内の協力体制を構築します。

3 維持管理の体制

- (1) これまで、地元町会や保存団体等による定期的な清掃や除草、遊歩道及び見学路の点検が行われ、史跡の維持管理に大きな役割を果たしてきました。史跡の維持管理にはこうした地元住民や市民の協力が不可欠です。一方で、高齢化に伴い、町会や保存団体の負担が大きくなっています。今後の整備等により新たに維持管理が必要になる箇所については、松本市が適切に維持管理を行います。また、地元町会や保存団体と協議し、清掃活動等の時期や実施範囲を踏まえ、効果的に維持管理が行えるよう連携を図ります。
- (2) 遊歩道管理や樹木管理等複数の関係課が管理を行っているところがあります。管理区分を整理し、協力体制の強化を図ります。
- (3) 地震、火災、風水害、土砂災害等の自然災害に備え、非常時連絡体制等を整備します。

第16節 事業計画

1 段階的事業計画

史跡小笠原氏城跡は、3つの城跡からなり、一度に整備を行うには費用面のみならず、実施体制において負担が大きいため、事業計画に優先順位をつけ、段階的な整備を行います。史跡の追加指定や、公有化、調査等を行いながら中・長期的に取り組むべき課題や、本計画では整備が及ばなかった範囲については、本計画の事業の進捗や成果を基に次期整備基本計画を定め、事業を行います。

2 短期事業計画

本計画では、令和6年度から令和15年度までの10年間で短期事業計画として位置付け、当面優先すべき課題を事業計画に盛り込みます。短期事業計画では、遺構の保存に係る整備を優先的に実施した後、活用のための整備を行います。

全体事業計画

地区	項目	短期										中・長期	
		前期 (R6~R10)					後期 (R11~R15)						
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		R16~
井川城跡	発掘調査		東側郭外	主郭遺構表示	東側郭外	東側郭外							西側市有地
	サイン類整備	内容検討		基本設計				実施設計	整備				
	地形造成 遺構表示 管理便益施設						基本設計	実施設計	整備				
林城跡(大城)	発掘調査	主体部	管理用道路	遊歩道		整備箇所							
	石積現状記録調査	詳細測量	現状記録	定点観測・経過観察									
	土塁等修理			基本設計	実施設計	整備							
	枯損木等伐採	1年次		2年次			3年次						
	残置木の撤去							1年次	2年次	3年次			
	毀損遺構・遊歩道の修復		表流水調査 測量	発掘調査		基本設計	実施設計	修復					
	管理用道路整備		上面発掘	基本設計	実施設計	整備							
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備							
	見学スポット設置			基本設計	実施設計	整備							
	城内通路調査・見学路付替え	城内通路調査								見学路付替の検討・実施			
史跡周囲眺望の確保									眺望点検討	実施			
林城跡(小城)	発掘調査	主体部											
	石積現状記録調査	詳細測量	現状記録	定点観測・経過観察									
	枯損木等伐採	作業ヤード検討	1年次		2年次			3年次					
	残置木の撤去												
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備							
	城内通路調査・見学路付替え	城内通路調査								見学路付替の検討・実施			
	史跡周囲眺望の確保									眺望点検討	実施		

井川城跡 地区別事業計画

地区	項目	短期										中・長期		
		前期					後期							
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		R16～	
主郭 遺構表示 エリア	発掘調査			遺構確認調査										
	地形造成 (盛土)						基本設計	実施設計	整備					
	遺構表示						基本設計	実施設計	整備					
	管理・便益施設整備						基本設計	実施設計	整備					
	サイン類整備	内容検討		基本設計				実施設計	整備					
主郭 維持管理 エリア		現状の土地利用を継続・公有化の検討及び調整										公有化を踏まえた 整備の検討・実施		
主郭 耕作地 エリア		現状の土地利用を継続・公有化の検討及び調整										公有化を踏まえた 整備の検討・実施		
主郭 管理用 エリア	発掘調査												発掘調査	
	サイン類整備	内容検討		基本設計			実施設計	整備						
	整備の実施												整備検討・実施	
東側郭外 活用整備 エリア	発掘調査		遺構確認調査 里道南側		遺構確認調査 里道北側 里道南側									
	遺構表示						基本設計	実施設計	整備					
	地形造成 (排水対策)						基本設計	実施設計	整備					
	管理・便益施設整備						基本設計	実施設計	整備					
	サイン類整備	内容検討		基本設計				実施設計	整備					
西側 管理用 エリア	サイン類整備	内容検討		基本設計				実施設計	整備					
未指定地 エリア		現状の土地利用を継続・追加指定の検討												
井川城エ ントラン スエリア	駐車場整備		保育園利用者等協議	サイン類整備	供用開始									

大城 地区別事業計画

地区	項目	短期										中・長期				
		前期					後期									
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		R16~			
主体部 遺構 エリア	発掘調査	遺構深度確認調査														
	石積現状記録調査	詳細測量	現状記録	定点観測・経過観察												
	主郭背後の土塁の修復	発掘調査		基本設計	実施設計	修復										
	枯損木等伐採	1年次		2年次			3年次									
	残置木の撤去								1年次	2年次	3年次					
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備										
	堀切・土塁観察スポット整備			基本設計	実施設計	整備										
	旧神社石段部分への階段設置			基本設計	実施設計	整備										
	管理用道路整備		上面発掘	基本設計	実施設計	整備										
	城内通路調査 見学路付替 見学路整備					城内通路調査					見学路付替の検討				実施	
	史跡周囲眺望の確保										眺望点検討				実施	
	トイレの設置	仮設トイレ設置										他エリアへの設置検討・実施				
主体部南 東側遺構 エリア	枯損木等伐採	1年次		2年次			3年次									
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備										
	管理用道路整備		上面発掘	基本設計	実施設計	整備										
	橋倉ルートから分岐する見学路の整備							城内通路調査		整備・付替の検討				実施		
	史跡周囲眺望の確保									眺望点検討				実施		

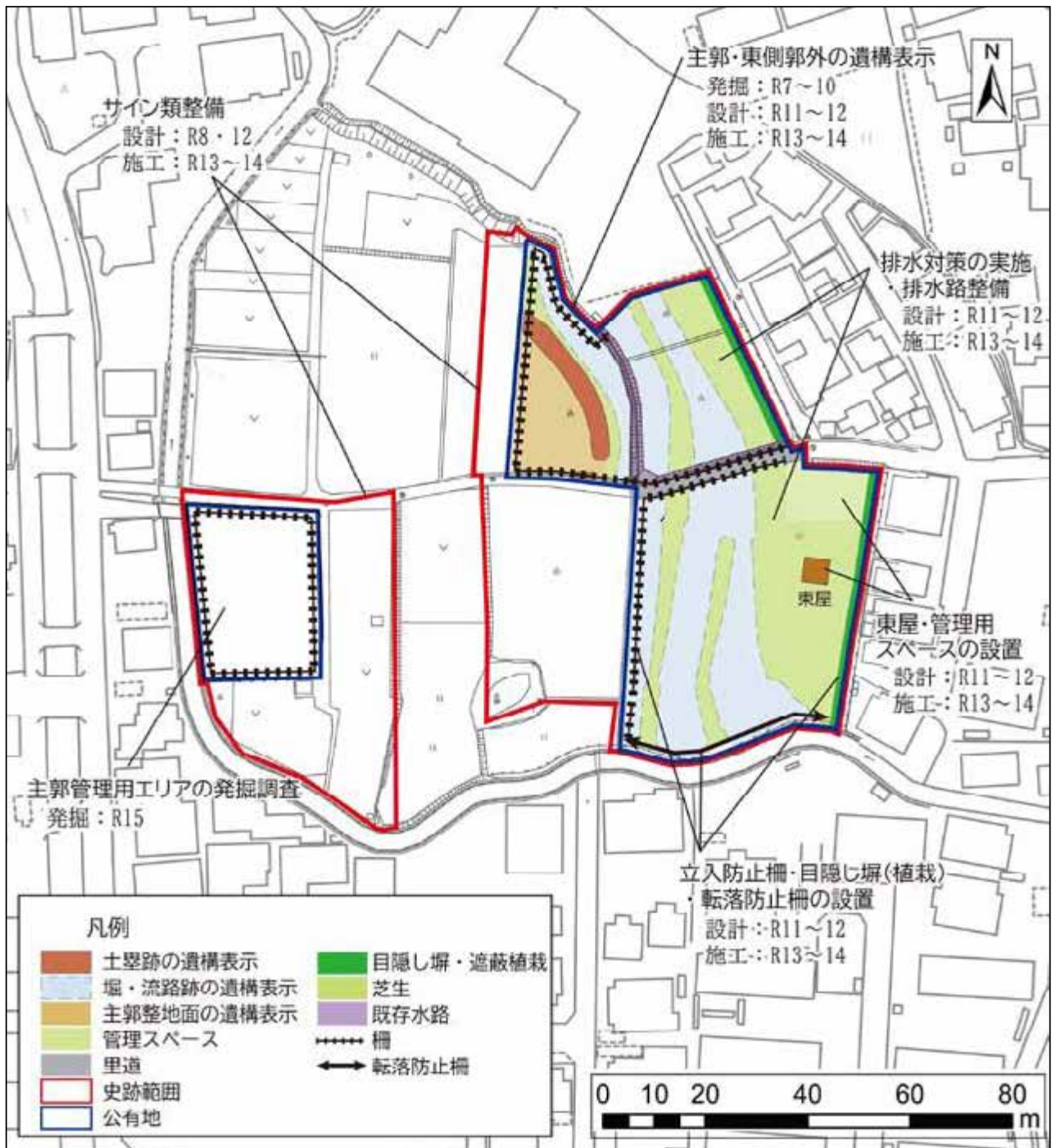
地区	項目	短期										中・長期	
		前期					後期						
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		R16~
西北西尾根遺構エリア	発掘調査			遊歩道・隣接曲輪等									
	石積現状記録調査	詳細測量	現状記録	定点観測・経過観察									
	毀損遺構・遊歩道の修復		水文調査 測量			基本設計	実施設計	修復					
	枯損木等伐採	1年次		2年次			3年次						
	残置木撤去								1年次	2年次	3年次		
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備							
	城内通路調査 見学路付替 見学路整備			城内通路調査 発掘調査箇所周辺							整備・付替の検討	実施	
	史跡周囲眺望の確保										眺望点検討	実施	
遊歩道エリア	毀損遺構・遊歩道の修復		水文調査 測量			基本設計	実施設計	修復					
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備							
急傾斜森林エリア	管理用道路整備		上面発掘	基本設計	実施設計	整備							
	史跡周囲眺望の確保									眺望点検討	実施		
	城内通路調査 見学路付替 見学路整備							城内通路調査	整備・付替の検討	実施			
未指定地遊歩道エリア	追加指定	関係機関等協議		追加指定									
	毀損遺構・遊歩道の修復		水文調査 測量			基本設計	実施設計	修復					
金華橋エントランスエリア	駐車場整備	地権者等協議		駐車場仮整備・供用							整備検討	実施	
橋倉エントランスエリア	駐車場整備		地権者等協議	駐車場仮整備・供用開始							整備検討	実施	

林城周辺地区 地区別事業計画

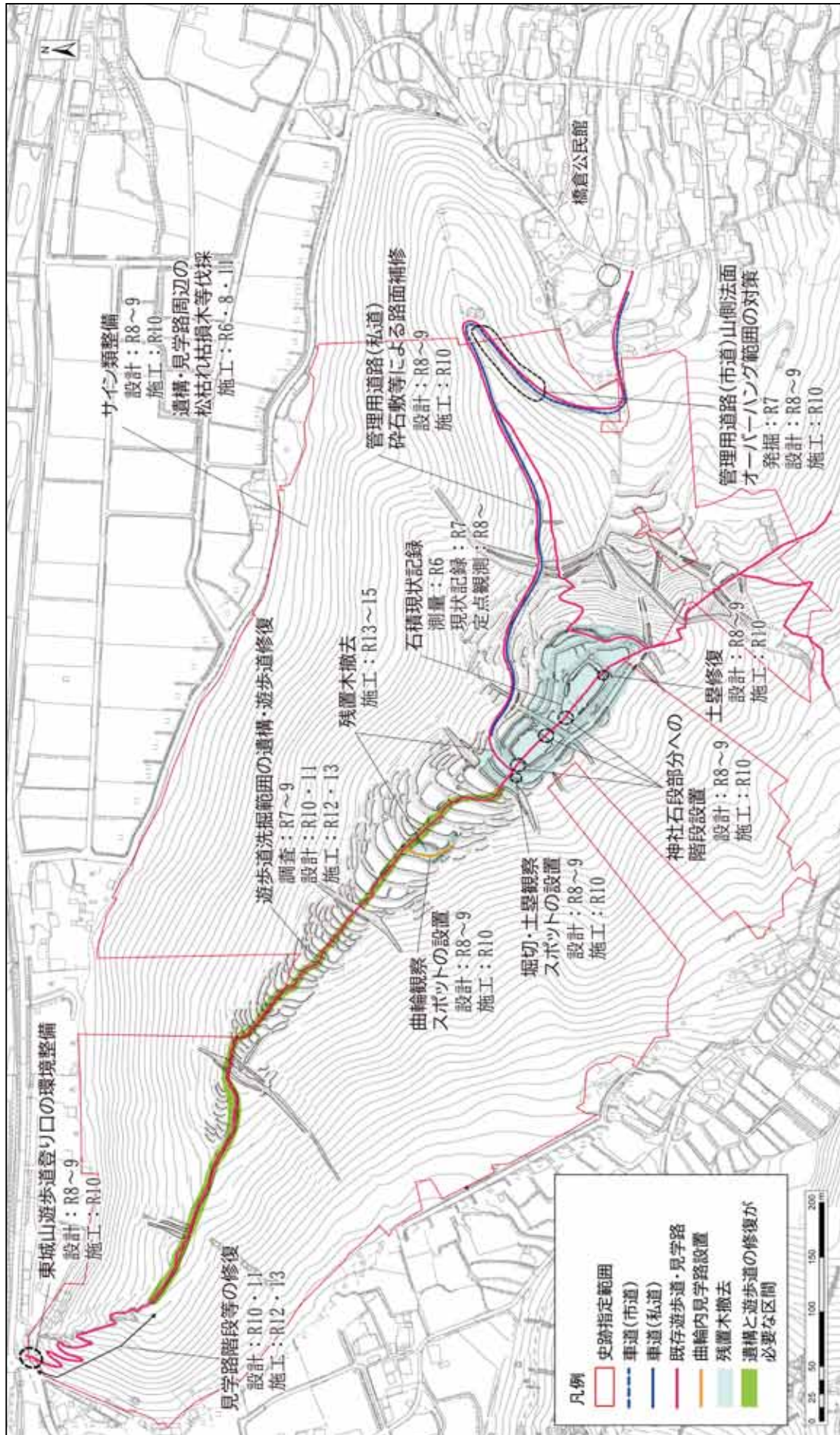
地区	項目	短期										中・長期
		前期					後期					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
関連施設エリア	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備						
	旧山辺学校校舎での展示	関係課協議			展示							
林山腰遺跡エリア	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備						
	居館跡等確認のための発掘調査									調査地点検討	実施	

小城 地区別事業計画

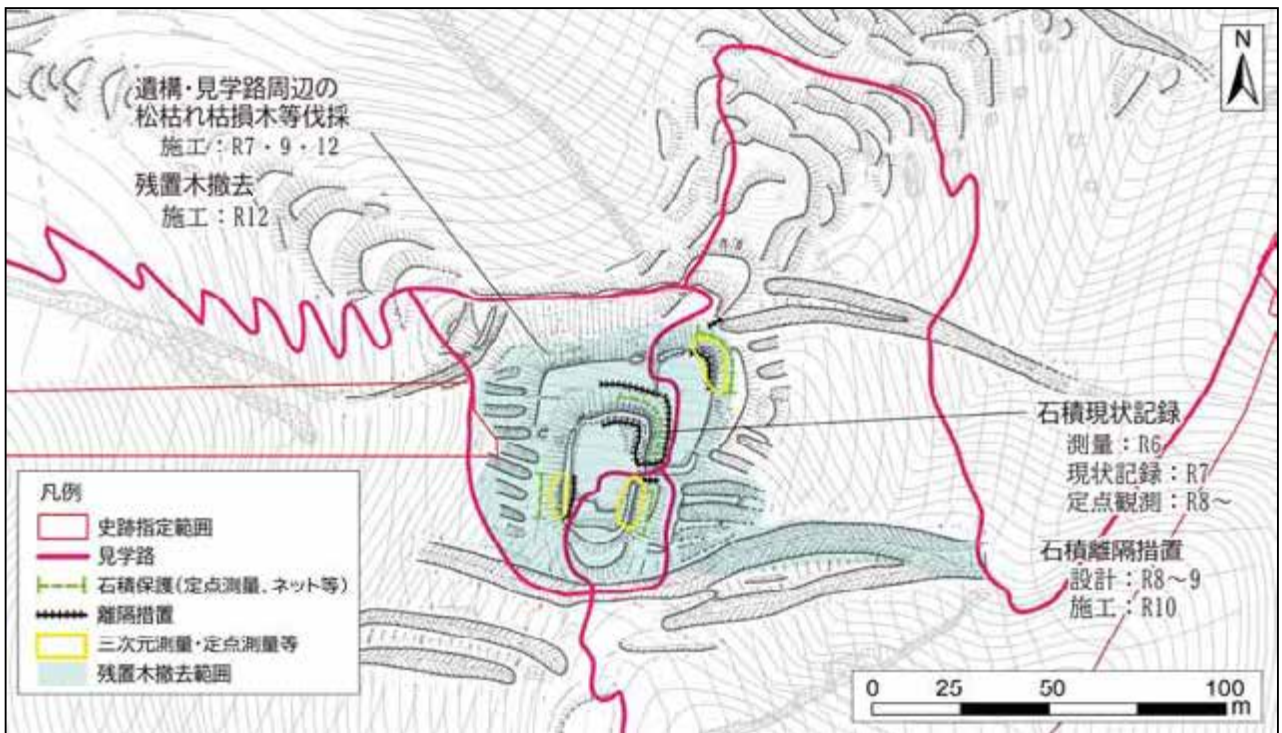
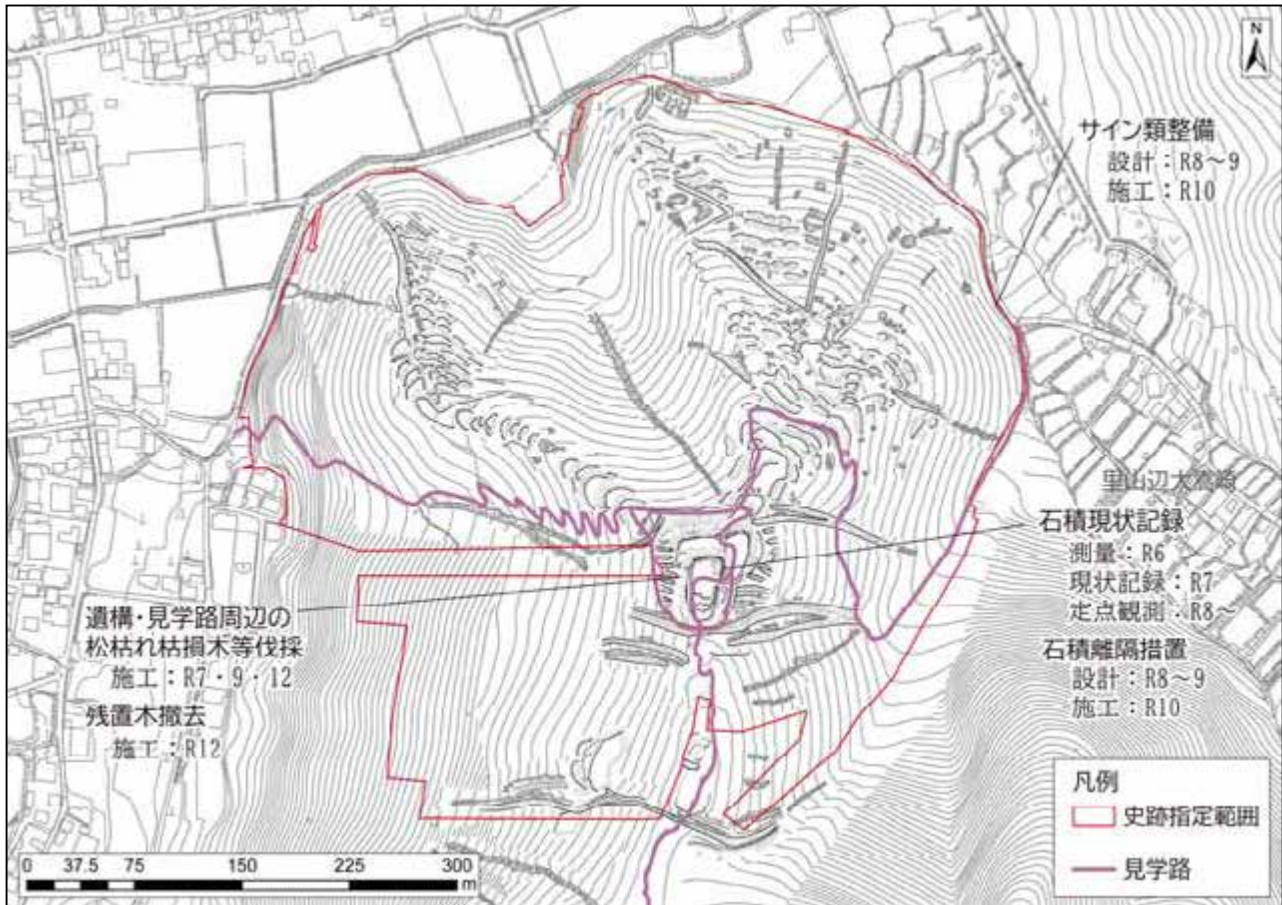
地区	項目	短期										中・長期		
		前期					後期							
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		R16~	
主郭・曲輪2周辺遺構エリア	発掘調査	遺構深度確認調査												
	石積現状記録調査	詳細測量	現状記録	定点観測・経過観察										
	石積隔離措置			基本設計	実施設計	整備								
	枯損木等伐採	工程検討	1年次		2年次			3年次						
	残置木の撤去													
	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備								
	城内通路調査 大高崎ルート 整備・付替	城内通路調査									整備・付替の検討	実施		
	史跡周囲眺望の確保										眺望点検討	実施		
北尾根遺構エリア	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備								
	城内通路調査 見学路付替 見学路整備			城内通路調査							整備・付替の検討	実施		
	史跡周囲眺望の確保										眺望点検討	実施		
主体部遺構及び北西尾根遺構エリア	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備								
	史跡周囲眺望の確保										眺望点検討	実施		
南尾根遺構エリア	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備								
	史跡周囲眺望の確保										眺望点検討	実施		
急傾斜森林エリア	サイン類整備	内容検討		基本設計	実施設計	整備								
	城内通路調査 大高崎ルート 整備・付替			城内通路調査							整備・付替の検討	実施		
	史跡周囲眺望の確保										眺望点検討	実施		
大高崎エントランスエリア	駐車場整備		地権者協議	駐車場仮整備・供用								整備検討	実施	



【図121】井川城跡 整備計画図



【図122】大城 整備計画図



【図123】小城 整備計画図

第17節 完成予想図



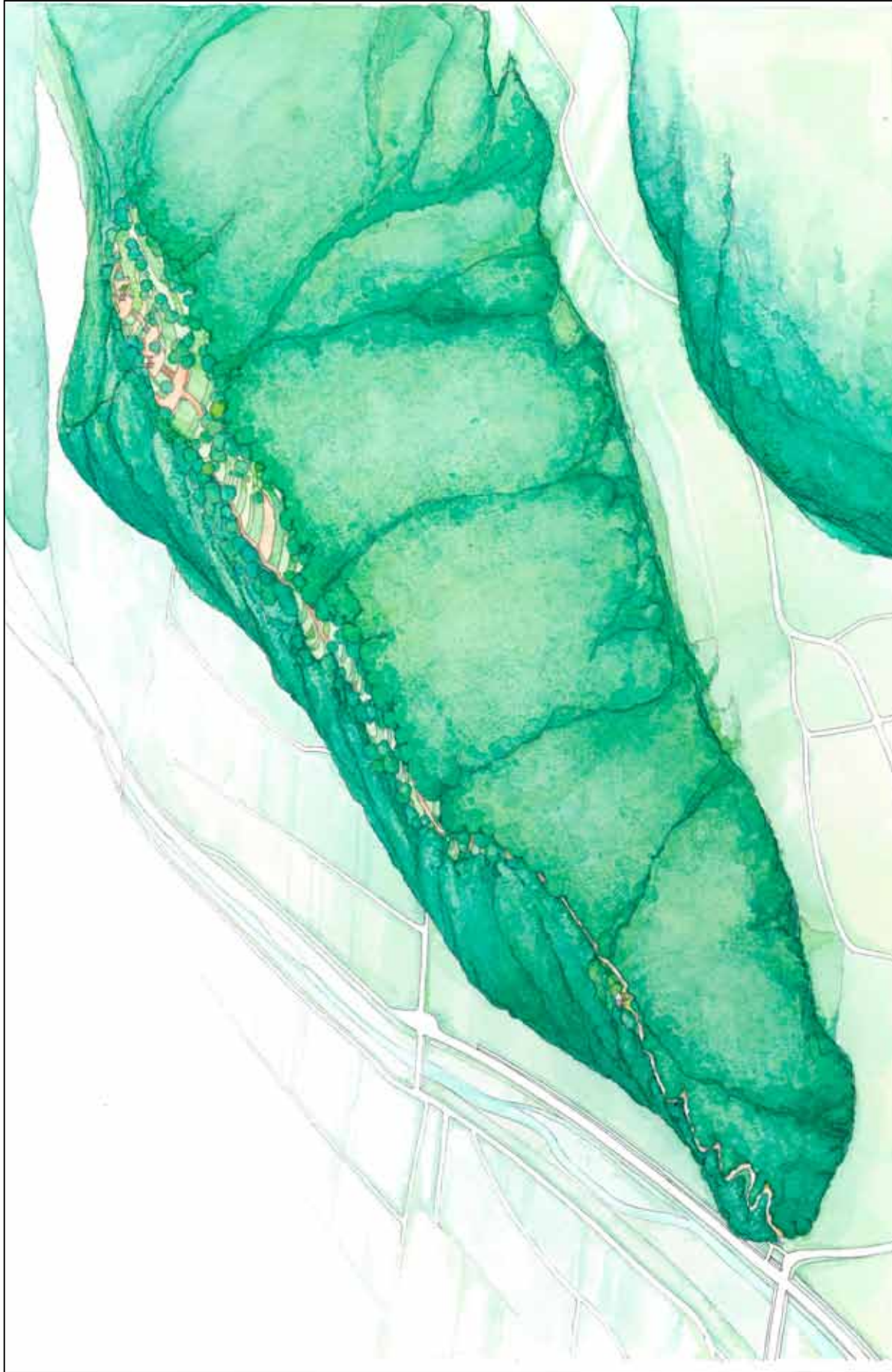
この図は、井川城跡を北東側上空から見た図です。本計画で実施する整備内容を図化しています。
図の右端の建物が井川城保育園です。

【図124】井川城跡 完成予想図



この図は、林城跡を北東側上空から見た図です。図の手前が大城、奥が小城です。本計画で実施する整備内容を図化しています。実際には、樹木のため林城跡の遺構は見えませんが、整備内容を示すため、整備箇所周辺の樹木を描かずに作成しています。

【図 125】 林城跡 完成予想図



この図は、大城を西側上空から見た図です。本計画で実施する整備内容を図化しています。実際には、樹木のため大城の遺構は見えませんが、整備箇所周辺の樹木を描かずに作成しています。

【図 126】大城 完成予想図

史跡小笠原氏城跡整備基本計画

令和6年3月

発行者 松本市教育委員会

〒390-8620

長野県松本市丸の内3番7号

bunka@city.matsumoto.lg.jp

